

平成29年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成29年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成29年12月8日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸報告
日程第 4 委員会調査(行政視察)報告
日程第 5 報告第7号から議案第102号まで一括上程
(提案理由の説明)
日程第 6 委員会提出議案第6号の上程
(趣旨説明)
日程第 7 議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 貝田美郎 | 議員 | 2番 | 森秀一 | 議員 |
| 3番 | 丸山陽子 | 議員 | 4番 | 渡部訓正 | 議員 |
| 5番 | 室井英雄 | 議員 | 6番 | 湯田良一 | 議員 |
| 7番 | 大桃英樹 | 議員 | 8番 | 湯田賢太郎 | 議員 |
| 9番 | 湯田哲 | 議員 | 10番 | 楠正次 | 議員 |
| 11番 | 山内政 | 議員 | 12番 | 高野精一 | 議員 |
| 13番 | 星光久 | 議員 | 14番 | 菅家幸弘 | 議員 |
| 16番 | 星登志一 | 議員 | 17番 | 室井嘉吉 | 議員 |
| 18番 | 五十嵐司 | 議員 | | | |

欠席議員(1名)

15番 阿久津 梅 夫 議員

説明のための出席者

| | | | |
|--------|---------|---------|----------------------|
| 大宅 宗吉 | 町 長 | 渡部 龍一 | 副 町 長 |
| 星 英 雄 | 教 育 長 | 渡部 正義 | 総 務 課 長 |
| 渡部 浩治 | 総合政策課長 | 居倉 雅彦 | 税 務 課 長 |
| 梅宮 昭広 | 住民生活課長 | 小寺 俊和 | 健康福祉課長 |
| 渡部 徹 | 農 林 課 長 | 相原 盛隆 | 商工観光課長 |
| 阿久津 弘典 | 建 設 課 長 | 野中 英昭 | 環境水道課長 |
| 室井 竜典 | 会 計 室 長 | 五十嵐 小一郎 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 芳賀 美恵子 | 学校教育課長 | 酒井 浩哉 | 生涯学習課長 |
| 長沼 豊 | 館岩総合支所長 | 星 正 信 | 伊南総合支所長 |
| 馬場 宗一 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|---------|-------|-------------|
| 馬場 秀成 | 事 務 局 長 | 齋藤 二郎 | 事 務 局 長 補 佐 |
|-------|---------|-------|-------------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

ただいまから平成29年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、貝田美郎君及び17番、室井嘉吉君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月15日までの8日間

とし、明9日から12日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの8日間とし、明9日から12日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成29年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、11月6日に招集された平成29年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会に組合議員が出席し審議した結果、提案された全議案について原案のとおり承認可決されました。その概要はお手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成29年度10月分までの例月出納検査の結果及び平成29年度定期監査の結果報告書が提出されています。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成29年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎委員会調査（行政視察）報告

○五十嵐 司議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務委員会の行政視察報告を行います。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 皆さんおはようございます。

それでは、早速でございますが、総務委員会の行政視察報告をさせていただきます。

本年10月30日から11月1日ということで3日間、島根県の雲南市、地域自主組織の取り組みについて、同県の奥出雲町、定住対策について、総務委員6名と随行員として事務局長、7名で視察を行ってまいりました。

10月31日でございますが、雲南市の会議室におきまして、午前9時から、約午前中でございますが、行いまして、対応者が雲南市議会議長、藤原信宏氏、議会事務局総務課主幹、錦織紀子氏、説明者は政策企画部地域振興課企画官、板持周治氏でありました。そのほかに、静岡県裾野市議会の会派「はやぶさ」の5名と一緒に視察研修を行っております。

続いて、概要でございますが、時間の都合上省略させていただきまして、次の調査内容に移らせていただきます。

調査内容、小規模多機能自治による住民主体のまちづくり。地域自主組織ということで、小規模多機能自治の仕組みということでございます。小規模ながらおおむね小学校区域といたしまして、さまざまな機能を持った分野を横断し統合いたしました。住民自治の仕組みの特徴は、市民一人一人の力を発揮する仕組みや自治の原点を取り戻す仕組み、参加だけではなく、参画につながる仕組み、自治体内部分権のしくみ、人口減・少子高齢化にも対応する仕組みといたしました。

組織の性格でございますが、おおむね小学校区内の範囲内のことをみずから考え、決定し、実践・実行する組織で、実行するのは組織本体や組織内の構成団体であります。合併による広域化により行政が遠くなり、一律公平な行政運営だけでは限界となり、全域での地域の主体性を発揮する多様な主体によるまちづくりが必要と考えました。

人口減少と少子高齢化においては、地域人口とネットワークとの関係、例えば人口が5人の場合、ネットワークは10通りのことです。人口が4人に減少するとネットワークは6通りとなり、住民を取り巻くネットワークは人口減少の度合い以上に急速に減少し、残された人の負担増加、さらに他出となると負担がふえ、負のスパイラルへとなる。

そこで、雲南市は協働のまちづくり基本条例を制定いたしました。

地域崩壊の危機（ピンチ）を住みよい地域づくり（チャンス）へと、活動の拠点整備では平成22年度から条例で公民館を廃止いたしました。交流センターとしまして、その公民館のときは所管が教育委員会であり、館長は市が任命をしていました。交流センターは所管が市長部局

となり、センター長は協議会が任命し、地域自主組織の活動の拠点をセンター内に移しました。今まで生涯学習だけであったが、地域づくり、地域福祉が加わり、幅広い市民活動の拠点へと生まれ変わる。

平成24年には、交流センター移行3年目の検証を行っております。交流センター職員と地域自主組織の方向性では、職員と地域自主組織の一体が必要となり、事務局体制は業務量に応じて充実が必要。職員体制、処遇は地域の実態に応じたものとした。

これにより、地域自主組織による直接雇用方式にし、交流センター職員と地域自主組織間の乖離を制度的に解消し、一体化とした。また、交流センターを名実ともに地域自主組織の活動拠点として活用できることになった。

地域福祉の方向性では、地域自主組織への実質的な一体化と地域の自主性・裁量性を尊重できるものとした。

生涯学習の方向性は、現在の方式を継続しつつも、社会教育行政として求める部分は明確にし、きめ細やかな対応と横断的な連絡の場、中学校と各地区との連携を必要とした。

施設関係の方向性は、超高齢化社会への対応と事務室スペースの確保、住民の便利性と防災機能の拠点を必要とした。

総評は、地域自主組織の拠点としておおむね順調に移行し運営されているが、現行制度の一部改善の余地があり、一部の地域では前向きな取り組みが芽生え始めており、新たな支援策が必要である。市内全域に30組織と交流センター30カ所に常設事務局を置き、安心・安全・歴史・文化・持続可能性の確保と地域の課題を住民みずからが事業化して解決することとなった。

これに伴い、地域と行政の協議の場が重要視され、地域と「直接的に・横断的に・分野別で」協議するため、円卓会議方式を導入する。

所見でございますが、地域自主組織のポイントは、みずからの地域はみずからで治める。地縁でつながるさまざまな人、組織、団体が連携し、地域の総力、相乗効果を発揮、イベント型から課題解決型、地域力を生かすことの4つを上げられる。

地域自主組織の4つのポイントは、当たり前のようにありますが、これを実践していることに驚きとやらやましさを感じました。

円卓会議方式は、この会議を行う際の参考となり、さらに、文面では各地区の事例紹介がされておりました。その地区の実際の間を視察できれば、なおよかったのかなという感じをいたしました。

続いて、同日の午後からでございますが、奥出雲町仁多庁舎会議室におきまして、視察を行

いました。

対応者は、奥出雲町議会議長、岩田明人氏、議会事務局長、森山正人氏、地域振興課課長補佐、高橋千昭氏、説明者は地域振興課地域振興グループ企画員、三成由美氏でございます。

こちら概要につきましては、省略させていただきます。

調査内容、定住対策についてでございますが、奥出雲町は現在の人口は1万3,066人、高齢化率41.01%で、約30年前の人口から3割減、高齢化率は18%でした。23年後の約30年間で人口は4割を減少し、高齢化率は49%となると推計いたします。

この課題から「最後尾＝最先端」「まちの力＝関係の密度（人口密度より人「交・好」密度）を掲げ、4つのプログラムを立てました。

子育て支援+教育魅力化。全町（9地区）全てに幼稚園を整備し、放課後児童クラブも保育施設に併設。延長保育・一時預かり保育・病児保育の充実。多子世帯保育料の軽減。

次に、子育て応援リユース事業、続いて結婚・子育てコンシェルジュ、続いてふるさとキャリア教育、しまね留学横田高校魅力化。

平成28年度から県と協力し、県外生徒募集「しまね留学」を開始し、ホッケー留学以外に地方の暮らし、教育環境を求めて、平成29年度80人募集に対して町内72人、町外9人、県外10人と入学者が増加しております。地域と連携した学習活動は、地域の暮らしの魅力に気づくだけでなく、自分たちに何ができるかを考える場の提供をし、1学年は企画、2学年になり実践、3学年で検証するといった奥出雲学を学ぶ。特に「だんだんカンパニー（仁多米・ブルーベリージャムチーム）」は収穫、ジャム製造、価格決定会議、デザイン作成と米収穫をし、東京販売を行い、最後に報告するというカンパニーの体験・学びを行っております。

定住・UIターンでございますが、暮らしたい・働きたい・チャレンジしたいサポートということで、県との連携・情報発信、お試し暮らし体験「お試し奥出雲」、まち・ひと・しごとセンター奥サポ。

移住・定住において欠かすことのできない住まい、仕事のサポート、移住後の人づくりのサポートをワンストップで行う場所と仕組みとして設置いたしました。

住まいサポートは、理想の暮らしと住まいの提供、多様な生き方、暮らし方を支援し、空き家と利用者をマッチングすることや空き家をリノベーションし、ロールモデルとなる物件を増加させております。

しごとサポートは、一人一人に合った就労形態の創出、働く機会をつくり輝く人をふやすとし、UIターン・学生登録制度を創設し、仕事を含めた定住プランを提供、無料職業紹介所を

介したきめ細やかな仕事あっせんを行い、起業・創業や事業改善に向けた成長できる機会と場所をつくるなどを行っている。

人材育成サポートは、将来を担う人材の可能性を引き出し、誰もが挑戦できる機会を提供。地域資源をリスト化し、提供、コーディネートし、課題解決セミナーを通じて地域課題を解決する地域リーダーの育成に取り組み、官民一体となり、中間支援団体とともにまちづくりを推進している。

取り組みの工夫は、「起動力」+「改善力」+「浸透力」で推進。起動力は、現在地域おこし協力隊3名の専門コーディネーターが対応し、うち2名は宅地建物取引士の有資格者がおり、移住定住相談、空き家相談を行っており、この有資格者は不動産会社を設立している。奥出雲町には不動産会社がなかったそうでございます。

町民の課題意識の中から結成された「NPOただも」と事業連携し、町内活動者と行政間の活動を支える中間支援団体として「奥サポ」とともに事業を実施し、その活動により島根県宅建業協会、地元金融機関、ハローワーク、人材育成塾のOB OG等と連携をしております。

改善力では、専門アドバイザー、外部実践者などとともに、月1回、四半期、半年に1回と会議を実施し、KPI進捗管理とともに、中期的方針案の更新検討などを行い、PDCAサイクルを確立するものとしている。

浸透力では、「奥出雲サイクリングターミナル」の一角を利用し、地域住民と空間をセルフリノベーション。廃材や奥出雲産材を使い、カフェのような空間とし、誰でも気軽に立ち寄れるサードスペースといたしました。

しごとづくりでございますが、地域資源を生かした多様なしごとづくりということで、仁多米を初めとする地域特産品のブランド化、東京都内に奥出雲町の魅力を伝えるお店を出店。

IT企業にターゲットを絞り、戦略的企業誘致を行い、「農業」×「IT」での活用で「みどりクラウド」を行っております。

「若もん未来会議」による地域リーダーの育成。地域を生かした観光振興や東京オリンピックに向け、ホッケー競技事前キャンプ誘致を進めております。

地域づくりということで、たたら製鉄及び棚田の文化的景観の日本遺産認定と世界遺産登録に向けた機運の醸成や、企業の経営支援とコスト削減に水力発電所の再生可能エネルギーを地産地消で安価な電力供給を行うため、奥出雲電力株式会社を設立いたしました。

協働のまちづくりでは、地域や住民が主体となってみずから企画・実施する「きらり輝く地域づくり」や、地域商業の再生と学校給食等への地域食材の活用による地産地消を行っており

ます。

所見でございますが、奥出雲町は人口、一般会計予算も本町とほぼ同じぐらいの町でございます。移住定住担当者の持つべき8つの力として、相手の真のニーズにこたえる支援ができていないかの相談対応力。地域の現状を正しく把握できているのかの調査・情報収集力。地域の現状を正しく伝えられているのかの編集・発信力。支え合い・成長しあえるコミュニティがつくれているのかのコーディネート・ネットワーキング。必要な資源を適切に提供できているのかの資源提供力。支援のプロを育てられているのかの内部の人材育成力。より活動しやすい環境を整えられているのかの政策提言力。町民が交流し、地域にかかわれる場をつくられているのかの施設運営力。これらをもとに移住定住で欠かせない「暮らしたい」「働きたい」「チャレンジしたい」を役場なら課ごとに歩かなくてはいけないのが「奥サポ」にてワンストップでサポートできること。これらを主に地域おこし協力隊が活動し、職員、地域住民と真の一体となって政策を進められていることに大変感銘をいたしました。

余談ではありますが、庁舎の入り口、エレベーター、パワーポイント、説明書に「福島県南会津町議会の皆様 ようこそ奥出雲町へ」と表記されていたこと。また、笑顔での対応と「当たり前前」の「当たり前」を、ここから既に始まっていたのかもしれませんが。

以上で報告を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会の行政視察報告を行います。

産業建設委員長、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 産業建設委員会の行政視察を報告いたします。

10月3日から10月5日にわたって産業建設委員6名、齋藤事務局長補佐、計7名で北海道の北見のほうに行ってきました。

そのテーマとしましては、2点でございます。1つは、亜臨界水処理技術による木質飼料の生産、もう1点は、アスパラガス栽培についてでございます。

その1点目の亜臨界水処理技術というのはどういうことかといいますと、これは簡単に説明すると、圧力窯に木質のチップ状にしたものを入れて圧力をかけてそれを飼料にすると、こういうようなものでございます。詳しくはこの表に書いております。

つまり牛の飼料というのは、例えばわらとか、サイレージとか、そういうような粗飼料が必要なわけですが、現在はそれらの飼料は東南アジアのほうからサトウキビの搾りかすとか、そういうものを輸入しているそうでございます。それを木質によって、北海道はシラカバ等がいっぱいなのでそれを間伐して、それを木質、つまりチップ化して、それを圧力窯に入れる。そして全工程1時間ほどですが、これを飼料としてつくると。こういうような技術でございます。

私どもも、そのできた飼料は食べられるのだというようなことで、私どももそれを口にしてきました。何か甘酸っぱい感じのものでございました。これらのできた飼料は、稲わら等の粗飼料と比べておきますと、そのほうのチップかすとか、木材、できた製品のほうに牛がまず食いつくというようなことで、非常に牛の肥育等においては、大変飼料として最適なものではないかというようなことでございます。

所見としまして、南会津町は面積の91%が山林であり、この広大な森林資源の活用は大きな課題です。亜臨界水処理技術による木質飼料生産は、林業振興策の一助として有効な手段であると考えます。株式会社エース・クリーンでの実証実験では、主にシラカバ、ヤナギなどの樹種を原料としています。建築用材の端材や間伐材で出るスギなどの針葉樹が、木質飼料の良質材料となり得るか課題もあると考えます。

また、町内には畜産農家が少なく、販路の開拓も課題となります。県内、隣県までを視野に入れた取り組みが必要と考えます。

さらに、設備の初期投資には多額の費用が必要であり、国・県補助の活用や町補助の検討が必要であると考えます。

それから、北海道小清水町において、アスパラガスの栽培を見てきました。何せ北海道の広大な耕地に作付されている小麦、タマネギ、ばれいしょ、ビート、てん菜ですね、これらがこの地域では4年間の輪作体系として整然と作付されているわけでございます。そのところにとどの農家も、大型機械等で余力がある人たちがこのアスパラガスを片手間に栽培するというふうな形態のところでございます。私どものこの狭い耕地からすれば、何か、何というか、農業後継者は不足していないと、離農者はいないというような非常にうらやましい限りの農業を見てまいりました。

以上が産業建設委員会の行政視察でございます。

報告終わります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、文教厚生委員会の行政視察報告を行います。

文教厚生委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 ただいまより、文教厚生委員会の行政視察報告を申し上げます。

調査日は、本年10月30日から11月1日であります。

目的として、1つ目は、認知症を地域で支える取り組みについて。2つ目が障がい者雇用の取り組みと実態調査についてであります。

視察地は、静岡県富士宮市役所、2つ目の障がい者の部分は神奈川県川崎市、日本理化学工業株式会社川崎工場であります。

出席者は、文教厚生委員全員、それに随行員として議会事務局、渡部浩一主査に同行いただきました。

1日目は、富士宮市役所で横山紘一郎議長にご挨拶をいただき、調査が始まり、認知症対策の取り組み状況については、新谷久美子福祉相談支援係長にご説明をいただきました。

富士宮市のデータであります。人口、世帯数ともに南会津町の8倍強といったところですが、面積は半分弱といったところがあります。

認知症の症状を有する方については、日常生活自立度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ以上ということで、5,346人、4,164人、2,049人ということになります。

認知症を地域で支える取り組みの経過については、平成17年から平成26年ということでご説明をいただきましたが、現在もこれは継続している部分ということになります。

認知症に取り組む上での基本的な考えとしては、5つのステップの整理と実践を行ったということで、第1ステップとしては、「自助力を高める」ということで、シンポジウムの開催、パンフレットの全戸配布、介護予防教室、高齢者学級などを開催し、周知に努めたということになります。

第2ステップは、「互助、協助力を高める」ということで、キャラバンメイトの養成・活動支援、認知症サポーター養成講座の開催、介護保険事業者のケアの向上支援などを行っております。

第3ステップとしては、「本人、家族への相談窓口の紹介」が主なもので、認知症支援医療機関ネットワーク研究会、地域型支援センター、民生委員、保健委員との連絡会会議及び研修

会の開催をしたということでもあります。

第4ステップとしては、「相談窓口の紹介と相談体制の確立」でありまして、認知症者高齢者の外出支援、警察との連携、高齢者虐待対応のシェルター機能、地域型支援センターとの連携強化を行っております。

第5ステップとしては、「介護者支援ネットワーク」。家族会とのワークショップ及び定例報告会の実施、家族会とケアマネとの連携、家族介護教室、若年性認知症の実態把握を行っております。

キャラバンメイト、第2ステップで出てまいりましたキャラバンメイトとは、認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師を務めることができる方のことでありまして、取り組みに年数を要したのは、第1、第2ステップで現在も同時進行中で普及啓発には力を入れ理解を求めているところとお聞きしました。

キャラバンメイトは、地域の方が専門家の認定を受けて平成18年から平成28年までに365人、そのうち認知症患者の方が3人資格を取得されたということでもあります。認知症サポーターですが、認知症者本人、地域の方、事業所、小・中・高校生、議会も巻き込み、平成18年から平成28年までに1万4,450人が取得しております。

サポーターというのは、認知症者がその家族を温かく見守り応援するものということになります。

所感としては、認知症に対して我々マイナスイメージを持ちがちですが、認知症になっても元気に生活している方もいる事例を紹介していただき驚きました。認知症当事者3人の方がキャラバンメイトとなり、地域の中で自身の体験や思いを語り、サポーター養成講座の講師として人々の前に立つことは、認知症の方本人はもとより、家族にも大きな励みや癒しにつながると思われました。個々を大切に考えるのもと個別支援の充実が重要で、地域住民とのつながりを深めることが偏見を持たない地域づくりにつながると思います。

富士宮市の場合は、専門医を中心に認知症医療研究会が充実しており、さらに12年以上前からモデル事業を計画的に実施しています。第1ステップから計画的に取り組むを進めることが重要であり、近道ではないかなというふうに感じました。

総括・課題としては、本町では認知症講習を受けた医師が対応していると聞きますが、専門医が不足しており、医師・看護師・介護士・保健師・行政担当で協議会等を立ち上げ、協議会の中で意見交換を行い、診断体制の確立をする必要があると思います。

行政が受動的ではなく積極的に活動することが、認知症の早期発見と把握ができ、その後の

迅速な対応につながると考えます。

本町は、高齢者サロン等実施している地域もありますが、それらを支えるのはボランティアや社会福祉協議会、民生委員などです。もっと裾野を広げる取り組みとして、キャラバンメイト養成が急務と考えております。

若年性認知症に対する認識不足と本町の認知症の実態等に対する受けとめが不十分であると痛感いたしました。今後は、委員会活動で認知症に対する取り組みの議論と提言が喫緊の課題と考えています。

2日目の日本理化学工業株式会社についてであります。これは皆さまもよくご存じでテレビで何度も報道され、ことしの24時間テレビでも報道されましたが、昭和12年に創立し、現在は大山隆久3代目代表取締役が社長として運営されております。川崎工場と北海道美唄工場があり、社員83名中62名、約75%が障がい者で、学校などで使用するチョークを製造しています。国内シェア50%で年商9億円ということでありました。

障がい者雇用の取り組みについて社長から説明を受けましたが、創業者である祖父が現役のときに、障がい者施設の先生から雇用依頼、雇ってほしいということをお願いされ、二度の訪問を受けたが、従業員との問題等もありお断りをしたと。三度目の訪問時に「雇用していただくことはあきらめたけれども、この子たちに体験をさせてほしい」という熱意に負けて、体験を承諾したということでありました。

体験をさせてみると、時間から時間、決められた作業範囲を本当にまじめにこなすということに従業員たちが驚き、社長、この子たちは雇いましょうという従業員の声もあって、そこから障がい者雇用が始まったということでありました。

その後、禅寺の住職から初代社長が「人間の究極の幸せは、愛されること、褒められること、役に立つこと、必要とされること」との言葉に感銘を受け、毎年障がい者雇用に熱意を持ち現在に至っているということでありました。

神奈川県最低賃金である時給956円を上回る金額を支払っています。電車やバスで通勤していますが、半数が自宅から、半数がグループホームからと、1時間から2時間の通勤時間を要して障がい者は通勤をしております。障がい者に仕事を教えることは非常に難しく、何度説明しても記憶ができなく失敗の繰り返しが続き、社長が思いあぐねた結果、この子たちはどうして安全に毎日会社に通えるのかという疑問に、観察をしたところ、信号機の色に対する認識、判断がきちんとできるということがヒントに、計量などは容器の色分け、赤青黄とかですね、それによって工夫をして指示した結果、正確な作業ができるようになって褒めてあげられるよ

うになったということでもあります。

チョークの需要というのは減少の一途であります、窓ガラスや壁面等平らなところなら書くことができ、濡れ布巾で拭くと跡も残らないという新製品「キットパス」が開発されておりました。

所見としては、1日の務めの中で連続して行う最長時間をお聞きしたところ、2時間15分。レーンを流れるチョークを手に取り、トレーに12本ずつ並べ、6段になったら箱を広げて箱に詰めると、この作業を2時間15分継続できる能力に感心しました。社長も、このことについては単純な作業だけれども、この作業を正確に継続することは健常者でも難しいと話しておられました。

障がい者であっても、働く条件を整えることで通常の労働力と捉えることができます。日本理化学のチョーク製造の工程を、練り、圧縮、伸ばし、ちぎり、乾燥、カット、検品、コーティング、トレー並べ、箱詰めまでの工程を一般の方の管理ということがなく、障がい者だけで完成しておりました。ここに感動を隠せませんでした。さらに、そのことが障がい者の幸せな人生につながることを実感するとともに、障がい者に対する認識を見直すきっかけとなる視察研修であります。

総括・課題としては、働く中で会社に必要とされることを感じ、働くことが生きがいになり、幸せを感じる人生になることを重く受けとめました。

社長の話に「全国重度障害者雇用協会」に約320社が加入しているという説明がありましたが、本町にはまだ同様の会社はございません。障がい者も健常者とともに働く場をつくるために、同様の会社を設置できるかどうか政治の力を注ぐことは、非常に重要なことかというふう考えております。

障がい者の持つ能力をしっかりと認識し、共有することで偏見を払拭する幸せな社会づくりになるのが重要というふう考えております。

以上で報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、議会広報委員会の行政視察報告を行います。

議会広報委員長、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議会広報委員会の行政視察の結果についてご報告を申し上げます。

視察の目的は、議会広報紙の作成に関する調査であります。議会広報紙の優良事例を研修し、広報紙の作成の参考とするためであります。

視察先ですけれども、平成28年度町村議会広報コンクールで奨励賞を、編集とデザインですけれども、受賞しました埼玉県小川町を視察してまいりました。

研修の日時でございますけれども、平成29年9月29日、議会広報委員会では前日、砂防会館で開催されました全国議会広報研修会に出席しましたので、それに引き続きの研修ということでありました。

それから、当日の参加者でありますけれども、議会広報委員6名と事務局、渡部浩一主査の7名でありました。

当日、小川町に着きましたところ、これで受け入れがきのうから4番目なんですと言われてびっくりしたんですが、こちらから申し入れをしたときに、午前中をお願いをしたわけだったんですが、午前中はもう受け入れを済ませていますので午後にしていただけませんかということで、当日2番目だなということはわかっていたんですが、前日から4番目になっていたということで、そういう状況の中でも受け入れていただいたということに感謝を申し上げてきました。

それから、研修そのものの内容なんですが、当日は新井章事務局長が進行しまして、受け入れの挨拶ということでは、大戸久一副議長さんが挨拶をされました。そしてそれらの進行の座長としましては、笠原規弘議会広報発行特別委員長が座長ということで進行を進めていただきました。

まず、小川町の概要でございますが、昭和30年、1町4村が合併した町で、関東山地と関東平野、その接点に位置しているということで、多様な地形を見られることができますという内容です。

平成26年には、「細川紙の手漉き和紙技術」文化がユネスコ無形文化遺産に登録され、「和紙のふるさと」として伝統を誇る小川和紙の町ということで有名な町でありました。

大戸副議長さんの挨拶の中でも和紙について強調されておりましたが、私のほうの挨拶の中でも、途中で道の駅に寄ったところでそれらが宣伝されておりましたので、紙でつくった財布と名刺入れを買ってきましたというふうなことで、話題に便乗させていただいて挨拶をしてきました。

町の総面積なんですけれども、60.36平方キロメートルと南会津町の10分の1に満たない小

さな範囲だったんですけれども、人口は南会津町の倍の人口で3万799人、平成28年度の当初予算は88億6,000万円ということで、人口が多い割には南会津町よりは予算が少ないということでした。

また、議員の定数なんですけれども、16人ということで南会津町より少ないということを知らせていただいたという状況であります。

広報発行の状況でありますけれども、「おがわぎかい」という名称でやれてはいますが、表題はひらがなで書いてありました。とはいうものの、表紙、どこの広報紙でも写真が大きく出ているわけなんですけれども、小川町議会の場合には名称のほうが大きいということで、ちょっとおもしろいなという印象を持ってきたところです。

創刊が平成8年11月15日、発行は年に4回ということで南会津町と同じであります。発行部数1万2,200部。それから発行経費353万4,000円。発行時期、定例会の翌々月1日発行ということで、南会津町の場合は翌月の第4水曜日ということですから、こちらのほうが早めに発行できる状況をつくっているというような内容です。

それから、印刷規格は縦4段の29行ということで、一般質問はちょっと特徴的でありまして、見開きで3段でやっていると。うちのほうですと、1ページ丸々使っているわけなんです、3人で2ページと分け合っているような内容になっているということです。

それから、ページ数なんですけれども、16ページと限定しておりました。一般質問のときには多いときと少ないときあるけれどもどうですかと言ったならば、年間の中で平均をとって16ページは守っていますというような内容でした。

それから、議会広報委員会の構成なんですけれども、委員は6名ということで同じなんですけれども、総務、経済建設、厚生文教の3委員会から選出されて、任期は2年ということでした。

それから、議会広報の創刊までということで、強調されて説明されておりましたのでここで記載したわけなんです、以前は、と申しましても平成7年ごろの話になるわけなんですけれども、行政広報紙でお知らせしていたというようなことから、議決事項だけで一般質問とかそういうもの、その他については載せてはいなかった。そのようなことから、町民ももちろんなんですけれども、議会内部そのものから、広報紙の発行が必要ではないかというようなことから、先進自治体、それらについて視察を行うというようなことをしながら、議会報の必要性、役割などを定例会に報告して、平成8年度の第2回から議決され、その後に特別委員会が設定されたということです。

それで、特別委員会というところなんです、常任委員会にはなっていないんですかということだったんですが、今でも特別委員会のままでやっていますというような内容でした。

編集の方針なんです、これは全国的に同じような内容で、1番目の手に取ってもらえるような広報紙と、それから2番目のわかりやすい表現、3番目の読みやすさに配慮、4番目には議会報告に興味をもってもらえる環境づくりと、5番目には研修などでよいと思われることは積極的に取り入れていくというような内容で、これらについては、こういうことをしていますということで強調された内容はありませんでした。

ただし、5番目に重複したような内容で書いておきましたけれども、これらについては、かなり力を入れた内容で話がありました。

4番目の、リニューアルしたというのが5番目の内容なんです、それでリニューアルに至った経緯としましては、平成27年9月、議員の改選前から編集印刷業務を委託していた会議録センターの担当者、かなり広報作成には突っ込んだ形で対応しているところなんです、その担当者と紙面の刷新、リニューアルを検討してきたということですが、その検討した内容につきましては、委員のメンバーの中に簡易なアンケート、それからヒアリングシート、それらを実施しまして、アイデアやコンセプトを練り上げ、ここでは6点上げてありますけれども、その当時は11点の候補を選び出しまして、それらのデザインとか、いろいろな内容について採用した。そしてその内容については、挑戦というよりは冒険といったくらいの大がかりな内容で取り組みをしたという内容でした。

それで仕上がって内容が、ここに記載しておきました読みやすい文字、行間広めで読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用する。2番目に、やさしい表現、難しい言葉はわかりやすく、専門用語には解説をつける。3番目の見やすい紙面、大き目の見出し文字、適度な余白などで見やすいレイアウト。親しみのあるデザイン、20代から30代の方にも手に取ってもらえるデザインを目指す。皆さんの声を大事に、町民の皆さんにご登場いただく場面をふやしていきます。色の配慮としまして、多様な色覚を持つ方々にとって少しでも読みやすくなるよう、色の使い方にも配慮する、という内容でした。

それから、編集の原稿とか、そういうものの分担なんです、一切について議員が担当し、事務局は特別な場合、ここの中にも書いてありますけれども、特別な場合しか事務局はタッチをしないと。それで表紙なんですけれども、表紙は担当者全員で順番に写真を撮って対応すると。2番目の特集についても、担当委員が行う。特集については、2ページ、3ページに対して大見出しでやるというような内容でした。

それから、一般会計と特別会計、それから補正予算については、全員で対応するもの、各所管で担当するもの、それから担当委員が担当するものということで、文字数については南会津町とそれぞれ異なるわけなんですけれども、それらを決めた中でやられていた。

6番目なんですけど、賛否が分かれた議案ということで、事務局はこれだけに担当するという内容でした。

7番目に一般質問、質問者は480字程度、写真1枚ということで、うちのほうの600字よりは少ないんですが、2ページを3人で分けるという内容ですので、文字数が少なくなっているという内容です。

それから、私のひとこと、南会津町では最近になって始めたわけなんですけど、ここについては担当委員が300から340文字でそれをお願いして対応していただくというような内容です。

編集後記についても、委員全員が回りでやると。その中には、特徴として似顔絵を入れるというような内容です。

それから、7番目の発行の手順なんですけれども、第1回の委員会は定例会の1週間前に行うと。その内容としましては、役割分担、編集日程、ページ割り、それから担当者の決定といったものです。それから原稿の作成については、定例会初日に依頼をするということで、一般質問の原稿依頼は、質問終了後から1週間後を締め切りとしてお願いする。常任委員会の報告書の原稿依頼は、定例会閉会から1週間を締め切りと、1週間後を締め切りとすると。

それから、編集会議なんですけれども、定例会終了後1週間後には2、3ページ見開き部分をレイアウトの検討ということで、それを重要ポイントとして検討されるという内容です。

それから、4番目の第2回委員会は、定例会終了2週間後は校正ということになります。

5、間違っているかもしれませんが、第3回委員会、定例会終了後3週間後、これが最終校正。

出稿については委員長、副委員長が最終確認をして、発行を目指すという内容です。

所見なんですけれども、議会広報の編集に当たって、事務局を頼らずに編集しているということをお先ほど私の報告でも強調されたわけなんですけど、印刷業務を委託している会議録センターに編集も委託しております。それで会議録センターについては、1回目の編集委員会からもうアドバイスもする、そして受け入れに対しての内容、それらについてのレイアウト、これが委員会の中に参加をさせていただいて同じように検討をしているというようなことから、事務局がかかわらなくてもできるということでした。

これで南会津町の場合はどうなのかということなんですけど、一切が事務局を頼りにしてやっ

ているわけなんですけれども、例えば同じように対応するという事になれば予算が必要ということで、これらについてはこれから先の検討ということになるのかなということでした。

このようなことから、広報委員というのは、原稿と写真を準備するだけで、もう会議録センターがつくってくれるというような雰囲気になっていますので、議会事務局も楽しながらということになるわけなんです、一番はお金ということになります。

話として強調されていたのが、質問でもありましたけれども、町民の声、「私の一言」というのが行政区の中から選ぶのか、どういう方法で選出されるのかということで話ししましたところ、行政区70ありますが、70の中からできるだけ均衡を図りながら、偏らないような内容でお願いをしております。とは言うものの、お願いをしても断られることがありますということで、6月に発行されていた内容の中では、3人に断られましたというような内容もありました。それに懲りずにやっているんだということでもあります。

議案審議については、質問件数が多いため、同一内容を集約して掲載しているということなんです、そのようなことから、質問者の名前は載せないで、氏名は載せないということになると、同一の質問、議案に対する質問については、かなり要約しながら対応できるということで、ページ割りに対してすごくやりやすくなっている。小川町の場合は16ページということで限定されているものですから、そういう内容になるのかなというような気がします。

それから、一般質問の写真は自分で準備するという事なんです、自分で現場へ行って自分で撮ってくるというような内容なんです、南会津町の場合どうなのかということで、この前、委員会でちょっと話題にしたんですが、表で上げたいとか、その他の内容もあるものから、本人が撮ってもらえるのであれば本人に撮っていただいて、それ以外のものについては、今までどおり事務局で準備するのがいいのかなというような、とは言うものの、質問者が一番内容に精通しているわけですから、写真なんかは質問者ができるだけ準備するような内容が好ましいなというような内容に、この前は検討してみました。

以上で議会広報委員会の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

以上で委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第7号から議案第102号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第7号から議案第102号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、今定例会に提出いたしました各議案等について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により、報告するものであります。

最初の専決第18号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年8月9日、栃木県宇都宮市の東北自動車道上河内サービスエリア駐車場において、後部座席の同乗者が公用車からおりる際に、後方の確認をしないでドアをあけてしまい、隣に駐車するために進入してきた相手方車両と接触し、相手方車両に損傷を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金20万200円を支払うことで協議が整いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第20号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら289」の指定管理者に貸与しているマイクロバスで起きた事故であります。本年7月27日、南会津町糸沢字萩ノ原地内において、送迎のため運行している最中に発生したもので、乗車した相手方が着座する前に車両を発進させたことにより、車内で転倒した相手方にけがを負わせたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金3万2,500円を支払うことで協議が整いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第21号の工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成29年6月15日付で東邦土建工業株式会社との間に契約した新庁舎建設事業、旧庁舎解体工事において、工事内容の変更により請負金額を258万3,360円減額し、変更後の請負金額を1億1,729万6,640円とするもので、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項

に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第22号の工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成28年5月13日付で南総建株式会社との間に契約した平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事において、工事内容の変更により請負金額を15万5,520円減額し、変更後の請負金額を1億6,292万4,480円とするもので、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第23号の工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成29年5月12日付で南総建株式会社との間に契約した南郷総合センター大規模改修事業建築主体工事において、工事内容の変更により、請負金額を48万6,000円増額し、変更後の請負金額を1億4,196万6,000円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第24号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、田島学校給食センター調理業務の受託事業者に貸与している給食配送車両における事故であります。

本年9月7日、南会津町田島字後原地内において、田島中学校への給食配送のためバック運行をしていた車両の荷台部分が相手方車庫の屋根に接触し、相手方車庫に損傷を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金24万8,400円を支払うことで協議が整いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第84号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本案は、専決第19号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第3号）でありまして、衆議院議員総選挙の執行に係る補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

去る9月28日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が10月10日告示、10月22日投票を行うことが決定しましたので、本補正予算として歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億7,062万6,000円としたものであります。

次に、議案第85号 南会津町農業委員会の委員等の定数を定める条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、南会津町農業委員会の委員及び、法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

次に、議案第86号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、

ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会の制度改正に伴い、会長、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額について、別表第1に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づき、職員の給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、昨今、訪日外国人の増加などが要因となって宿泊料金が高騰している実態を踏まえ、また、県内他市町村の多くが国家公務員等の旅費に関する法律に規定されている「7級以上の職にある者の区分」を適用していることから、本町でも同様の取り扱いとすべく、宿泊料の改定を行うものであります。

次に、議案第90号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、南会津町職員の給与改定に準じ、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するとともに、職員等の旅費の改正に合わせ、町長、副町長及び教育長に支給する宿泊料の改定を行うものであります。

次に、議案第91号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例の一部を改正する条について、ご説明申し上げます。

本案は、現在、建設工事が進んでいる小豆温泉窓明の湯に関し、施設の規模と提供するサービスの変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定についてについて、ご説明申し上げます。

本案は、小豆温泉窓明の湯について、株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定し、指定管理の期間は平成30年3月13日から平成33年3月31日までとするもので、地方自治法第

244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線小白沢橋上部工工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、橋梁上部工40.0メートルを施工するものでありまして、県内の橋梁工事事業社5社を指名し、去る11月21日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億7,809万2,000円でオリエンタル白石株式会社福島営業所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工事期間は平成30年3月30日までを予定しております。

次に、議案第94号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年6月15日付で金子建設工業株式会社との間に契約したたかつえスキー場第2レストハウス建設事業建築主体工事において、工事内容の変更に伴い、請負金額を409万7,520円を増額し、変更後の請負金額を9,740万9,520円とするものであります。

次に、議案第95号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業において、平成26年度から平成27年度にかけて現地調査を実施した永田第3・第4地区の9筆について、入り組んでいた字界をより明確にするため、字界の変更を行うものであります。

次に、議案第96号 南会津町地方広域市町村圏組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、あいづふるさと市町村圏協議会の解散及びあいづふるさと基金の廃止が決定されたことにより、南会津町広域市町村圏組合の規約の一部を改正する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億476万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7,539万2,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、歳入では、国・県支出金等の決定または収入見込みによる負担金及び補助金等の補正、後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金の計上、さらには過疎対策事業債及び合併特例事業債等の補正を行うものであります。

また、歳出では、職員の異動等による人件費の補正を初め、事業費の確定見込みによるOA

機器管理事業費、障がい福祉サービス費、社会資本整備総合交付金事業費等の補正、さらには本年10月に発生いたしました台風21号による災害に対応するための工事請負費の計上等が主な内容となっております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第12款分担金及び負担金は、集会施設改修工事分担金の計上であり、20万円を追加するものであります。

第14款国庫支出金は、障がい福祉サービス等給付事業負担金、施越分の過年災害復旧事業費負担金、国民年金事務委託金等を追加する一方、地方創生推進交付金、土地区画整理事業に関連する社会資本整備総合交付金等を減額する補正予算となり、総体では4,606万8,000円を追加するものであります。

第15款県支出金は、子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金、機構集積協力金交付金、農地農業用施設災害復旧事業補助金等を計上する一方、浄化槽整備事業費補助金、青年就農給付金事業補助金等の減額補正となり、総体では3,653万円を追加するものであります。

第16款財産収入は、法定外公共物売払収入及び町有地支障木売払収入を計上し、185万7,000円を追加するものであります。

第18款繰入金は、事業費の確定見込みにより、ふるさとづくり基金と地域づくり振興基金の繰入金が減額となり、385万2,000円の減額補正となりました。

第20款諸収入は、建物共済保険金収入を追加するとともに、後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金、南会津地域の恵み安全対策協議会運営負担金、緊急雇用創出基金事業委託料過年度返還金を計上するなど、2,536万3,000円を追加するものであります。

第21款町債は、町道整備事業、土地区画整理事業、消防施設整備事業に関する地方債を減額する一方、現年補助災害復旧事業債及び現年小災害復旧事業債を計上するとともに、過年補助災害復旧事業債を追加した結果、総体では140万円の減額となりました。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正について、その概要をご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事配置の確定に伴う補正並びに人事院勧告に基づく補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第1款議会費は、人件費のみの補正で、180万4,000円の減額となりました。

第2款総務費は、庁舎清掃作業員賃金、あたご館の修繕料、集落支援員報酬、都市交流推進

協議会運営費補助金等の追加、さらには南郷総合センター管理用備品購入費を計上する一方、町有施設建築物定期報告業務委託料、建築物環境衛生管理業務委託料、南郷総合支所管理関係修繕料、OA機器の管理費、高度情報化推進事業に関するネットワーク機器の管理費、元気の地域づくり支援事業補助金、集落応援交付金等の減額補正により、総体では3,219万5,000円の減額となりました。

第3款民生費は、3,994万6,000円の追加補正となり、その主なものは、障がい福祉サービス費、介護給付費町負担金の繰出金を追加するとともに、子どもの健康・生活対策等総合支援事業委託料を計上するものであります。

第4款衛生費は、災害復旧事業に関連した水道事業会計繰出金を計上する一方、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額し、総体では1,009万円の追加となりました。

第5款労働費は、緊急雇用創出基金事業補助金過年度返還金を計上したことにより、357万3,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費は、新規就農・経営継承総合支援事業青年就農給付金等を減額する一方、林業成長産業化地域創出モデル事業の「木の町」発信事業補助金等を計上した結果、総体では197万円の追加補正となりました。

第7款商工費は、合宿誘致促進事業委託料及び南会津魅力発信誘客バスツアー事業補助金を追加するとともに、たかつえカントリークラブ谷止工設置工事請負費を計上した結果、653万9,000円を追加するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の確定見込みにより、道路橋梁費及び住宅管理費が減額となり、また、土地区画整理事業においても減額となったことから、総体では3,463万4,000円を減額補正するものであります。

第9款消防費は、小型動力ポンプ付積載車購入事業及び防災行政無線中継局管理道路修繕工事の事業費等が確定したことにより、72万9,000円を減額するものであります。

第10款教育費は、総合文化施設共通管理経費を追加する一方、ICT活用教育推進事業や人件費が減額となったことから、総体では336万1,000円を減額するものであります。

第11款災害復旧費は、本年10月に発生した台風21号による農地農業用施設災害復旧工事請負費を新たに計上するとともに、過年災害復旧事業として公共土木施設災害復旧工事請負費の追加等により、5,144万7,000円の追加補正となりました。

第12款公債費は、町債の償還元利に関するもので、元金を追加する一方、利子が減額となり、総体では2,241万円の減額補正となりました。

第14款予備費は、歳入との関連で8,633万4,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第98号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,195万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金及び人件費繰入金の追加補正であります。

歳出では、人件費及び一般被保険者高額医療費を追加するとともに、国・県支出金返還金を新たに計上するという補正予算になっております。

次に、議案第99号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,833万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、人件費繰入金及び前年度決算による繰越金の補正であります。

一方、歳出では、人件費を追加補正するものであります。

次に、議案第100号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,080万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,797万9,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出では、人件費を補正するほか、保険給付費及び地域支援事業費について、今年度の給付見込みによりそれぞれサービス費目別に補正するものであります。

一方、歳入についても、国・県支出金及び支払基金交付金等に関し、今年度の交付見込みにより追加補正するものであります。

繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、人件費等の見込みにより補正を行うとともに、介護給付費準備基金繰入金を追加補正するものであります。

次に、議案第101号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,489万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億

1,389万円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、公共下水道事業県補助金及び町債元利償還金繰入金を追加する一方、公共下水道事業債を減額するとともに、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

一方、歳出では、人件費を補正するほか、事業費の確定見込みによる工事費等の補正及び起債償還利子を追加する内容となっております。

次に、議案第102号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を15万円追加し、収入の予定額を5億3,903万7,000円とし、収益的支出を387万8,000円追加し、支出の予定額を5億8,053万7,000円とするものであります。

その内容ですが、収入は、町道改良工事関連で給水管移設補償費を追加するものであります。

支出は、人件費を補正するほか、受託工事費において、町道改良工事関連で給水管移設費を追加する一方、企業債償還利子を減額する内容となっております。

また、資本的収入を1,840万8,000円減額し、収入の予定額を7億7,072万円とし、資本的支出を1,966万3,000円減額し、支出の予定額を9億6,725万1,000円とするものであります。

その内容ですが、収入は、水道事業債及び静川地区水道施設災害復旧事業補助金を減額する一方、静川地区水道施設災害復旧事業負担金の計上等を行うものであります。

支出は、水源地造成工事、配水管布設工事、水源地移設工事、災害復旧工事等に関連する減額補正となっております。

以上、本定例会に提案をいたしました報告1件、議案19件の説明とさせていただきます。

つきましては、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 これにて提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第6号の上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第6、委員会提出議案第6号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、ただいま付議されました提案理由の説明をいたします。

委員会提出議案第6号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

福島県におきましては、今年度の福島県人事委員会勧告に基づき、県一般職員の給与改定を行うための条例改正案が12月県議会定例会に提出されるとともに、県知事、副知事、県議会議員等に支給する期末手当等の算定基礎額に乗ずる割合を0.05月分引き上げる条例改正案が提出されております。

県の動向を踏まえ、本町においても、本定例会に町長提出議案として一般職員の給与改定並びに町長、副町長及び教育長に支給する期末手当等の算定基礎額に乗ずる割合の引き上げ及び公務のために旅行する際の宿泊料の引き上げに係る関係条例の一部改正議案が提出されているところでありまして、町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当等の算定基礎額に乗ずる割合について、年間0.05月分引き上げ、現行の年間3.2月を3.25月に改定するため、及び宿泊料の額について甲地方「1万3,100円」を「1万4,800円」に、乙地方「1万1,800円」を「1万3,300円」に改定するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で委員会提出議案の説明は終わりました。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

○五十嵐 司議長 日程第7、議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長の室井嘉吉であります。報告に入る前に若干訂正点がございますので、よろしくお願いいたします。

何回もチェックを入れたんですが、一部誤りがありましたので、ご訂正をお願いします。

7ページの下から2番目の表の常任副委員長の現行額のところですね、25万2,000円となっておりますが、22万2,000円とひとつご訂正のほどよろしくお願いいたします。失礼しました。

それでは、議員定数と議員報酬に関する特別委員会を代表しまして、中間報告を申し上げます。

す。

本報告に当たり、特別委員会の設置にかかわり一言申し上げます。

本来、特別委員会の設置については、その事件の審査や調査が終了したときに消滅することとなりますが、本事案については、報酬等審議会の結果を踏まえての調査研究の有無、さらには平成18年の法改正により付託を受けた事件に関する事項について議案の提出ができるということ踏まえ、3月定例議会まで特別委員会を継続することとします。まずは、このことについてご理解をいただきたいと思えます。

さて、本題に入らせていただきます。

特別委員会は、昨年3月定例会での設置決定を受け、各常任委員会より各委員を選出していただき、7名の構成で今日まで調査研究を進めてまいりました。調査研究に当たり、1つに、次の議会改選期1年前に結論を得る。2つに、定数と報酬について議員各位のアンケートの調査を行い、意見を伺う。3つに、議員各位が1年間の活動内容と活動時間を30分単位で調査し、その活動内容について把握をする。4つに、調査研究の集約結果について住民説明会を開催し、町民の声を聴取する。5つ目として、12月定例議会に報告をする。とのことを確認してきたところであります。

さらには、平成26年12月の特別委員会の報告の継承ということで、1つに、人口減少に対応し、定数減を検討しなさいということについて継承する。さらには、報酬の改正時には全国町村議会議長方式を踏襲しなさい。

この2点を踏まえ、調査研究をした結果、1つに、1,000人当たり1人の一般的なガイドラインを踏まえ、人口減少に対応し2名を減じ、定数16名とする。

さらに、議員報酬については、議員の1年間の活動調査を踏まえ、月額3万円の報酬加算とするとの結論に至りました。

この結論から、定数16名とした場合、広報委員会を除く3常任委員会については、現行どおりでいくのか、2常任委員会にするのかの調査研究が必要になると考えます。特に常任委員会は議会活動の基本であり、町政監視機能を保持し、政策提言力を高めるために、一定の専門性が担保されることが重要であると、このことを踏まえ、調査研究が必要であると思慮されます。

また、政務活動費、会議出席費用弁償、俗に言う日当については、調査研究をしましたが、導入しないとの結論となりました。

さらに、特別委員会の結論を得るに当たり、1つに、過去3回の選挙で定数を満たしているので定数減の必要はない。2つに、費用弁償を復活すべき。3つに、他町村と比較しても意味

がない、自分たちの活動をしっかりやるべき。4つに、定数を減じても活動を充実させるため、3委員会を維持すべきなどの意見があったことについてもご紹介をしておきたいと思います。

また、住民説明会の状況についても申し上げます。

西部方面の館岩、伊南、南郷の3地域については、特別委員会提案におおむね同意を得ることができましたが、田島地域では定数2名減についてはよいが、報酬引き上げについては反対だと、こうした多くの意見がありました。その理由として、議員活動や議会活動の不足に対する声であり、報酬に対する特別委員会が示した客観的根拠より住民がより重視するのは、結果であり、姿の見える議員であり、議会であると。そしてこうしたことがより機能し、町が活発化することを望んでいるとの住民の意向について再確認をすることができました。

最後になりますが、今後については、報酬等審議会の答申を踏まえ、さらに調査研究を継続し、3月定例会に最終報告を行うこととしております。

以上を申し上げ、詳細は配付文書のとおりでありますことを申し添え、中間報告といたします。

たびたびすみません。6ページ、中間報告の6ページをお開きください。

ここの6ページの常任副委員長、下から2番目の表の常任副委員長の現行額22万円というところ、これ22万2,000円でございますので、ひとつご訂正ください。おわびを申し上げます。

以上、中間報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告の報告がございました。それで2点について私なりの意見を申し上げたいと思います。

まず1点の議員定数についてなんですが、これは住民の声というか、大事にしながら、ここに付け加えるべきではないかというふうに考えています。それは何かといいますと、1,000人に1人というのは、1つのガイドラインというのは、一般的なガイドラインとしてあるというのは私も承知をしていますが、本当にこれからこの前段に書いてありますように、2020年には1万4,000人、そして2030年には1万1,000人となると、そのときそのときに定数も減らす、どこまで減らすのが妥当なのか、やはりこれだけの広大な面積の中で、一方的にそれだけでやっていくのは、やはりちょっと私は、それこそ西部地区の方も心配しています、地域の声が議会のほうに上がらないのではないかという危惧をしているところもございますから、そういう

ところをもう少し丁寧にちょっと委員会の中でもそれらの検討も今後していくべきではないのかなというふうに考えて、意見として、特別委員会でもそれらの意見もちょっとあったというふうなことも入っていたわけですが、ここの中に、まとめの中として入れるべきではないのかなというふうに考えます。

あと次に、やはり議員報酬の関係、私も住民説明会、旧田島地域のほうに出ました。そして先ほど来委員会としての委員長の見解として述べられたのが、舘岩、伊南、南郷については、おおむね了解を得られたということなんですが、私はちょっと捉え方が違うのではないかなというふうに考えています。

それは何かと言いますと、参加した人が町の議会議員よりも少ないですよ。そういう中で本当に意見を述べられる、そんなちゃんと言える人というのは本当に、これは大変なことではないか。旧田島の場合は、全部で、私も一番後のほうにおりましたけれども、それぞれの当初予定していた椅子が全てふさがって、そしてあれだけ集まった中で意見が出てきている。そこだと本音の言い方、確かに安ければ、報酬なんておかしいというふうな形の意見がどうしても主流に、そして賛成している人もあったというふうに、私は残念ながらその理解はしません。そのときに何にも今回コメントしない、3万円だけで本当にいいのか、確かに比較をするものはないというのは私も承知はするつもりですが、やはりそれなりのこれから報酬等審議会に諮っていくのであれば、当然それらに対する報酬の考え方をもう少し掘り下げるべきではないのかな。ほかでも検討はされているわけですし、そして3年前のとき、3万円という数字が出たのは、それはもう現状維持というふうにそこで判断をしたわけでございますので、そういったこともちゃんと踏まえながら考えを述べて、そして報酬等審議会に当たるというような体制の持ち方というのは必要なんではないのかなというふうに考えます。

私の意見として申し上げます。

○五十嵐 司議長 委員長。

○17番 室井嘉吉議員 今ほど2点についての質問的な話がありましたが、定数減どこまでやるんだと、こういうことだろうというふうに思いますが、これは参考資料も見ていただくとわかるように、これはそれぞれの議会の中で人口規模によっていろいろな定数になっていますよね。町段階でいけば大体12名くらいが一番低いくらい、村だって8名くらいのところありますから。だから、私らなりに、これから残された期間の中で、そういったものの目安的なものが何か、そこまで踏み込んだことをやったほうがいいのか、あるいは後の人たちに譲るといふことのほうがいいのか等々含めて、特別委員会の中でその最少議員数ということについては、

引き続き検討をしていきたいと、こんな考えであります。

若干特別委員会の中でもそういった議論はしましたけれども、なかなか難しい課題であります。とりわけ議員も報酬も言えば基準がないですね。基準というものはないんです。だから、報酬のところもそうです。

だから、今ほど賛成の認識は立っていないというのですけれども、これは賛成者、西部ではありました、はっきり言って。今のような賃金では若い人だとか、女の人たちにもどんどん議員になってもらいたいだけけれども、なかなか若い人はなるということにはなんないでないか、だから、そのためには報酬アップというものも私は賛成しますよと、こういう意見も現にありますから、私らもそういう根拠に基づいてこの中間報告を報告しておりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいな、こんなふうに思います。

あとは参加者が少ないという点ですね。これは皆さんもどう認識しておられるのかなというふうに思いますが、やはり我が地域に、夕方6時から、この日の短くなったときに集まってくれて、私も何でこうやって集まらないんだなと考えたときに、出られるような条件の人たちというのはいないんだというふうに思うんですね。それだけ高齢化というか、そういうことも深刻になっているということ、私たち自身が認識する必要があると思います。

私らも多くの人たちにこのことは理解をしていただきたい、認識していただきたいということで、商工会の青年部の皆さん、若者会、ヤングスクール、ここの人たちのところへも会長を通してぜひ若い人の声をお聞きをしたい、こういうことで特別に要請なんかもして、そういうことで南郷会場では1名の若い女性が参加をしていただいているという、こういうこともあります。

だから、本当に関心はあって行きたいだけけれども、なかなか出づらいという、こういうような地域事情になってきているのではないのかな。こんなような思いも、私4会場やってみて、率直に受けとめます。田島会場、確かに埋まった、埋まったというけれども、町内の人ほとんど来ていないんですよ、町内の人。こうやって来た人たちの顔を見て、指折ってみてくださいよ。町内から来ていたのは2名くらいだと私は思います。率直に言ってね。旧田島地内からあの辺の近くの人で来ていたというのは、2名くらいの住民の方ですよ。だから、それはそれだけ我が地域の住民の人たちは夜出て、はい来たなんて言って、そういう機能性のあるような人口構成ではないということも一面あるのではないのかな。だから、そういう面で、また対応の仕方もういろいろ工夫したやり方をしなければならないなど、こういう点も反省として私は感じております。

あと報酬、報酬もこれも私言うように、根拠がないんですよ。根拠がないから1年間議員の活動調査をやろうと、こういうことでやったんです。やって出た成果がこの報告書の中にもあるように、月6万円ということなんですね。これも住民説明会の中で出ました。町長と比較するのはおかしいのではないかという声もあります。しかし、このやり方は、前回の特別委員会がやって、そのことを次のときも継承しなさいよと、こういうことで我々報告を受けて確認しているんですね。

だから、特別委員会も単年度でそのとき立ち上がって新たに発想してやるということだけでなく、前回の特別委員会委員長報告を踏まえて対応しているということも前段で申し上げたように、確認をしてやっていますから、そういう面では、私は日本一根拠のある資料だというふうに思います。こんな調査は、全国どこ探してもやっていないと思いますよ。それはある面、そういう面では全国で、南会津町は議会活動の中身ということ全国で一番先に実態調査してつかんだ数字だと、こういう点では、私は自負を持って対応していいんだろうというふうに思います。そういう点はぜひご理解をいただきたい。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告は終わりました。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、12月13日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時00分

平成29年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成29年12月13日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

17番 室井嘉吉 議員

16番 星登志一 議員

7番 大桃英樹 議員

10番 楠正次 議員

3番 丸山陽子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 貝田美郎 | 議員 | 2番 | 森秀一 | 議員 |
| 3番 | 丸山陽子 | 議員 | 4番 | 渡部訓正 | 議員 |
| 5番 | 室井英雄 | 議員 | 6番 | 湯田良一 | 議員 |
| 7番 | 大桃英樹 | 議員 | 8番 | 湯田賢太郎 | 議員 |
| 9番 | 湯田哲 | 議員 | 10番 | 楠正次 | 議員 |
| 11番 | 山内政 | 議員 | 12番 | 高野精一 | 議員 |
| 13番 | 星光久 | 議員 | 14番 | 菅家幸弘 | 議員 |
| 16番 | 星登志一 | 議員 | 17番 | 室井嘉吉 | 議員 |
| 18番 | 五十嵐司 | 議員 | | | |

欠席議員(1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

| | | | |
|-------|---------|--------|---------------|
| 大宅宗吉 | 町長 | 渡部龍一 | 副町長 |
| 星英雄 | 教育長 | 渡部正義 | 総務課長 |
| 渡部浩治 | 総合政策課長 | 居倉雅彦 | 税務課長 |
| 梅宮昭広 | 住民生活課長 | 小寺俊和 | 健康福祉課長 |
| 渡部徹 | 農林課長 | 相原盛隆 | 商工観光課長 |
| 五十嵐和広 | 建設課長補佐 | 野中英昭 | 環境水道課長 |
| 室井竜典 | 会計室長 | 五十嵐小一郎 | 農業委員会 事務局長 |
| 芳賀美恵子 | 学校教育課長 | 酒井浩哉 | 生涯学習課長 |
| 長沼豊 | 舘岩総合支所長 | 星正信 | 伊南総合支所長 |
| 馬場宗一 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|--------|
| 馬場秀成 | 事務局長 | 齋藤二郎 | 事務局長補佐 |
|------|------|------|--------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 おはようございます。議席番号17番、室井嘉吉であります。

質問通告書によりまして、これから一般質問を始めたいと思います。

質問内容については、2点でございます。

まず1点目、森林・林業・林産業の再生について。

昨年4月、林野庁所管の林業成長産業化地域創出モデル事業の林業成長産業化地域の選定を受け、本事業がスタートをいたしました。森林・林業・林産業の再生に大きな期待を寄せるものであります。

今年度は6・9月の定例議会で決定されました補正予算約2,300万円、さらには今議会で補正提案されております約170万円程度による予算規模の事業だと、こういうことで認識をしているところであります。本事業は、今年度から5カ年程度の事業期間で、予算規模15億円程度、補助率は50%程度と理解をしているところであります。

そこで、伺います。

1つ、全体構想から単年度を眺めると、年約3億円程度の予算で事業を進めることになると思いますが、補助金や本町などの負担分など計画的な予算の裏づけが担保できると理解してよいですか。

2つ目、来年度予算編成の中で、本事業をどう位置づけ、予算配置をどのように考えているのか。

3点、各種関係団体などが意見交換や検討をいろいろしているようではありますが、その内容等を含めて、どのような進みぐあいにあるのか。

大きな2つ目の質問事項でございます。公共施設等総合管理計画についてでございます。

昨年、第3次南会津町行政改革大綱が策定をされました。これを踏まえ、私は昨年6月議会において、平成28年度に公共施設等総合管理計画を作成するとの認識で、第3次行革の最大課題は、今後の公共施設などのあり方の上に立った管理計画の策定、そしてこの計画に沿った公共施設などの管理統合などが問われているとの思いから一般質問をした経過がございます。

そこで、伺います。

1点目、昨年12月の中間報告以降の公共施設等管理計画の進捗状況はどうなっていますか。

2つに、今後の新たな公共施設の必要性などは、本計画を基本に考えるべきと思いますが、どうですか。

3つに、廃止となった公共施設の実態と撤去等の考え方について伺います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、森林・林業・林産業の再生についての1点目であります。

林業成長産業化地域創出モデル事業は、年3億円程度の予算で事業を進めることとなるが、補助金や負担金など計画的な予算の裏づけが担保できるとの理解でよいかとのおただしであります。事業の年次計画では、平成31年度から平成33年度にかけて施設建設整備を予定しております。単年度事業が5億円を超えることも、そのような事業にもなっております。施設建設整備には起債充当を見込み、平成35年度までの起債充当計画に組み込み、財源を確保していく予定であります。

議員おただしのとおり、財源の確保は大きな課題であります。そうした中にありまして、11月には福島県にも事業支援要望を実施してきたところでございます。この財源の確保に精いっぱい努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、森林・林業・林産業の再生についての2点目であります。

来年度予算編成の中で、林業成長産業化地域創出モデル事業をどう位置づけ、予算配置をどのように考えているかとのおただしであります。本事業につきましては、第2次町総合振興計画の重点施策「働く環境の充実と町民所得の向上を図る」に基づく事業と位置づけ、地場産業の振興と人材育成、企業の経営基盤強化の支援の取り組みとして予算配置を行ってまいります。

次に、森林・林業・林産業の再生についての3点目であります。

林業成長産業化地域創出モデル事業における各種関係団体との意見交換や検討内容は、どのように進んでいるかとのおただしであります。本事業については、6月に推進会議を設立いたしまして、51の事業所が参画し、事業に取り組むことを決定しました。その後、3回のワーキンググループによる会議を開催いたしまして、本町林業の課題について意見出しを行いました。280件の課題が出されるなど、活発な検討を行いました。これら280の課題を12分野に分類いたしまして、これまで23回の分科会を開催しております。

現在は、多くの課題の中から先行して、素材生産拡大に向けた広葉樹分科会、木材製品利用拡大に向けたハウスメーカー分科会、木質バイオマス分科会、町林業の将来を見据えたコミュニティ館建設分科会や就業促進分科会を開催し、課題解決に向けて協議を進めているのが現状であります。

今後も関係団体と協議を重ねながら、林業の町復活に向け、素材生産量4万3,000立方メートル、森林認証林1万ヘクタール、林産業関係従事者数であります300人、この3つの目標達成に向けて邁進していきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公共施設等総合管理計画についての1点目であります。

昨年12月の中間報告以降の公共施設等総合管理計画の進捗状況はとのおただしであります。

本計画は公共施設の維持管理、更新等の適正化を図る上で、基本方針等を定める計画でありまして、平成28年度において策定業務を進めてまいりました。

昨年12月の中間報告以降の進捗状況を申し上げますと、パブリックコメントを本年2月21日から3月21日まで実施し、また、3月定例会では総務委員会へ説明を行ったところであります。さらに、関係各課による最終確認を経て、3月27日付で公共施設等総合管理計画を決定いたしました。

4月以降の動きにつきましては、6月下旬に各地域協議会へ総合管理計画の概要版を用いた説明を行ってまいりました。現在は、本計画の次のステップとなる今後10年間を見据えた個別計画の策定に向け、総合管理計画で調査いたしました現状と課題を踏まえまして、施設の再配置や統廃合、複合化の基礎データの取りまとめを進めている段階であります。

次に、公共施設等総合管理計画についての2点目であります。

今後の新たな公共施設の必要性などは、本計画を基本に考えるべきと思うがどうかのおただしであります。本計画は現存している公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費の見込みを調査しまして、なおかつ維持管理、更新等の適正化を図る内容となっております。

今後の新たな公共施設の必要性に関しては、施設整備の目的や効果、さらには総合管理計画に位置づけられている類似施設を参考にして、将来的な維持管理経費の推計を行うなど、慎重に検討を加える必要があると、そのように考えております。

次に、公共施設等総合管理計画についての3点目であります。

廃止となった公共施設の実態と撤去等の考えはとのおただしであります。喫緊の課題となっているのが町営住宅の老朽化であります。本年度におきましては、寺前団地1棟6戸、松下団地2棟2戸の解体工事を発注しているところであります。

一方、統廃合による空き施設となっている小中学校の校舎等は、施設ごとに利活用検討委員会を立ち上げまして、地域、地区、関連団体等の意見を聞きながら、施設の有効活用を検討しているところであります。具体的な方向性を示すまでにはかなりの時間を要しているのが現状であります。

今年度着手いたしました本計画の個別計画を策定することにより、今後の維持管理、更新等の判断材料として、見直しを必要とする公共施設について、短期間でより具体的な方向性を示すことができるものと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 1点目の森林・林業・林産業の再生の部分で再質問をしていきたいと、こう思います。

それで、1点目の予算的裏づけの関係なんです、大きな課題だと、さらには県等に対してもその支援策を要請していると、こういうことなのですが、具体的に、町の予算の中でなかなかこういった事業にかかわる負担分を持つということがやっぱり厳しいという、こういう認識に捉えていいんですか、そこは。どう捉えればいいのかなどという感じなんですけれども。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今ほど町長の答弁にありまして、5カ年で、議員おただしのおり約15億なんです。そのうち、今、町長が答弁いたしましたとおり、一番事業費が膨らむといいますか、事業量が多くなるのが平成31から32、33、この3年間がかなり事業費が大きくなるものですから、これは今ほど答弁したとおり、起債ですね、これも過疎債を充当したいというふうに考えておまして、先日、財政のほうと協議をいたしまして、この過疎債の経過が35年まであるものから、この中にモデル事業の町の負担分を過疎債に充当していきたいと。

具体的には、大体31、32、33で、この3年間で事業費が約10億くらいかかるわけでございます。そのうち、施設建設がほとんどでございますから、施設建設の場合は国の補助金が50%、といいますと残り半分5億円が町の持ち出しになるわけでございますが、この約5億に対しまして、過疎債を充当して対応するというようなことでございますので、確かに全体的に厳しい状況にはございますが、ただ、5カ年の国のモデルに選定されたということは、5年間は国の補助金も約束されたというふうに我々認識しておりますので、財政的には、楽観はできませんが、国の補助金なり、町の負担については、ある程度その見通しはたっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それはそういうことであれば、私らも安心してこの事業を、何とかな、よりいい方向に向かって私らの立場からもやっつけていけるなど、こんなようなことで、財政的な分についてはわかりました。

次に、来年度の関係なんです、重点施策と位置づけ、予算を配置していくと、こういうようなことで、今、予算編成段階だから、こういうようなざくつとした話ししかできないのかな

と、こんなような気もしますが、あえてお聞きをしたいと思いますが、来年度はこの事業でどんなようなことを考えているのかなと、その辺いかがですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

5カ年間の計画を作成いたしましたので、その中で、平成30年度は林業機械の導入をさらに森林組合で進めていきたいというふうに考えております。といいますのは、やはり何といても、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、3つの大きな目標のうち素材生産、これが何といても4万3,000立米ですか、これを目指しておりますから、まず森林組合のほうに頑張っていたきたいということで、森林組合のほうの基盤を整備するにはやはり機械が必要だろうということで、30年度はハード事業で、森林組合の機械の導入を検討しております。

さらに、ソフトの部分につきましては、本年度から森林資源の把握ということで、地上レーザーによる森林資源、どこに、どういう樹種が幾らあるのかとか、そういうことも並行して整備しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

あともう一つは、これは分科会の絡みにもなるわけでございますが、やっぱり南会津にあったモデル住宅ですか、これを何とか構築したいというようなことで、分科会の中でも本当に熱意を持って議論しているわけでございますが、何とか平成30年度あたりから、南会津型のモデルハウスですか、これもスタートさせたいというようなことで、今、関係者を集めて協議をしているところでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 特に重点、来年度は機械の導入だということのようであります。それで、今年度も2台ほど機械の導入あったわけですが、このときも私、一般質問の中で、いわゆる負担、事業主負担というのかな、こういったところ大変厳しい負担になるから、幾らかでもこの負担を軽減できないのかなと。とりわけ、あのときの行政側の話からすると、農業機械導入とのつり合いだと、こんなようなことの答弁があっただろうというふうに私は理解しているところであります。

ぜひ、この辺の負担のところもですね。これ、町として重点課題でやるわけですから、そういう意味で、重点的な町負担ということも、これ私はあっていいんだろうというふうに思うんです。何でもかんでも横並び、横並びということ、これは行政の公平性という点からすれば、そういう点も当然に必要な視点だというふうには思いますけれども、しかし、そうはいっ

でも、今後の我が町の林産業・林業、ここをやっぱり再生させるんだと、活性化させるんだと、こういうことであれば、その平均的に支援するところを一步踏み出した、こういった支援もあっていいのではないかなと、こんなふうに思いますので、予算確定に向かって、その辺の検討ということについてはいかなもんかなと。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今、負担といいますか、これは事業者にとっては大きな課題といいますか——なると思います。そういう中で、林業産業化、国のほうで最初10カ所というようなことがありましたけれども、私どものほうの町も、国のほうは16カ所ということで認めていただいたということであります。私たちにとって、森林が90%以上を占める我々の町にとっては、非常に大きな期待をしているところでもございますし、そうした中で、これまでも森林組合を初め荒海財産区であったり、そのようなことの中で森林行政を進めてまいりました。

やはり、間伐も進めてまいりましたし、有害鳥獣害とか、いろんな効果が考えられるわけがありますが、そうした中であって総合的に判断するということは、非常に私としては大事なことだと思っています。ですから、そういう意味で、ケース・バイ・ケースにもなるかと思いませんけれども、基本的には、この事業をしっかりと遂行するためにはそのような判断も必要になると、私はそのように考えています。

そういうことで、これから、この行く先といいますか、施設整備はもちろん、機械整備ももちろんでありますけれども、森林を活用するということ、その出口、こっちをしっかりと町としても対応していくということが非常に大きな課題になってくると思いますし、大きな重要な視点だと思います。そうしたことも含めて、その効果をより発揮できるように、町としてはそれらに柔軟に対応していくような考え方は持ちたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ぜひ、この辺のところについては、柔軟性を持った対応を十分ご検討いただいて、できるだけ事業者の経費軽減というか、そういう観点で、その分の力を林業のほうに振り向けるというような、事業者がその分で支援で浮いた分を林業のほうに振り向けるというような、こういうことにもつながるんだらうというふうに思いますので、ぜひご検討をしていただければなと思います。

それで、次に、3点目のいろいろな検討会、私らも役場に常日ごろ出入りしておるわけです

けれども、結構会議室を使って、かなり頻繁に会議やっているなど、こんなような思いで、ずっとそのような姿を見てきています。

それで、いろいろこれ、61団体でいろいろやられて、分科会だ何だということで、280件の課題が出てきた、それを絞り込んでと、こういうことでやっているようではありますが……

〔「51」と言う者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 あ、団体は51ですか、失礼。61とメモしちゃった、ごめんなさい。51団体ですね。

だから、これも私は前回の質問でも言いましたけれども、やっぱり町が主導権をとって、町が一定のもの以外で、それに基づく分科会の中で全体の意思というものを集約していくみたいなね。これ、何にも持たないで、たったかたったかやったではとても、討論会ばかりやっていたなかなか結論に結びついていかないだろうというふうに私は思います。だから、そういう意味での町の指導力というのか、主導権というのか、そういったことが極めて私は大事ではないのかなと、こう思います。

そして、今のこういった各分科会だ、そういうような中では、そういった考えのもとにやられているのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

本当に分科会もかなりの回数を重ねまして、いろんな意見が出ております。もちろん、今、議員おただしのとおり、これみんながみんな、それぞれ意見ごとにはもちろんできないわけでございますので、最終的な取りまとめは町でやりたいというふうに考えております。町も、ある程度県とか森林管理署のお力をお借りいたしまして、その方向づけをどんなふうにしていいかという、最終的な判断は行政でやっていきたいなというふうに考えております。

あと、さらに、実は役場内、庁内でプロジェクトを立ち上げました。副町長を先頭に、このモデル事業をより円滑に進めるためにはどうするかというようなことで。ですから、この庁内プロジェクトの中でもフィードバックさせながら、よりよい方向に進めて、行政主導で最終的にはこんなふうで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

いずれにしても、このモデル事業、我が町にとっては本当にある面、林業を通じて、町自体の活性化にもつながる課題だというふうに思うし、林業労働者、先ほど町長の答弁にもあった

ように、300人を目標にと、こういうことでやっておりますから、このことは若者の定着ということにもつながりますし、本当に若者が好んで山で働けるような体制づくりをするということが極めて大切なことでもありますし、そういった意味で、いろいろなことの動きがそういうところの集約点に結びつくような、ぜひそんな計画実行というかな、そういったことを再度要請をしながら、この項については終わっていきいたいなど、こう思います。

次に、公共施設等の総合管理計画についてお伺いをしたいというふうに思います。

それで、先ほど総務委員会のほうに総合計画の最終版は説明があったと、こういうことのようにありますが、私自身は中間報告でとまっているのでないのかなと、こんなような認識でおりましたので、そのことはきょう聞いて、わかりました。

そうすると、正式に3月27日付で策定されたと、こういうような理解でいいですね。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 答えいたします。

今ほど町長から答弁申しあげましたように、パブリックコメント、それから総務委員会での所管委員会での全体説明をして、担当課からの最終修正を行って、3月27日に計画自体は完了しているということでご理解いただいて結構でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私、手元にはその最終版を持っておりません。中間報告のやつは持っていますけれども。これは、ほぼ変更なしという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 答えいたします。

昨年12月に議員懇談会でご説明申し上げました中身については、計画そのものの概要版でございました。ですから、計画書全般にわたるものを要約したもので議員の皆さんにご説明しておりますので、計画書そのものはもう少し厚みのある中身になっております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ということはあれですか、各施設の個別計画も含めてできているんだという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 まず、昨年度、委託業務で進めてきた計画策定については、町のそれぞれの公共施設の今後のあり方を示す基本的な考え方を整理したものでございます。その土台となる部分に、各公共施設のデータをまとめるという作業もやっておりますが、それとはまた

別に、議員のご指摘にありました個別計画、それについては総合計画のステップアップしたものであるとして、29年度以降、計画をまとめていくというものでございますので、2段階に分かれているということをご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、さっき町長が答弁した10年間を見据えた基礎データづくりをこれからやるんだという、これが個別計画という理解なんですか。どうもその辺がちょっと私のみ込めないんですけれども。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 町長答弁も行いましたが、平成28年度に策定したものについては、公共施設のあり方についての基本的な部分をデータの的に整理をしながら、内容をまとめたものでございます。ですから、個々の施設については、データのにはありますが、今後どうしていくのかについては一切触れていないというのが、計画のあらましになっております。

それで、10年間を見据えたということですが、それぞれ800を超える公共施設がありますので、構造物でいきますと、建物でいきますと超えますので、そういったもろもろの計画について今後のあり方、例えば継続して使用していく施設なのか、人口減少等を踏まえると集約すべき施設なのか、役割が終わったから廃止すべき施設なのか、そういった今後の方針について、10年間をめぐり、今年度以降作成していくということで考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 どうもわからないんですけども、ここでは個別計画というものも作ることになっているんですよね。それはどういう、どうやって作るんですか、それはいつ作るの。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 まず、28年度において、総合計画の町の基本となる部分は計画策定が終わっているというふうにご認識をいただきたいと思えます。それ以外に、800を超える個々の施設がありますので、それらの個々の施設について、将来どういうふうにしてその施設を考えるのかというものを示すのが個別計画でございます。個別計画を策定するためには、行政側だけで動ける部分でない部分もあります。特に、住民の方と密接に関係がある部分については、今後、やっぱりいろんな検討を加えながら、説明をしながら、まとめていくというものでございまして、それが個別計画だというふうにご認識をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、個別計画というものの作業が走り出すというのは、い

つ時点から走り出すのか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 策定については、29年度から今、準備段階に入っているということでご理解いただきたいと思います。総合計画を策定する上で、個々の施設のデータの取りまとめをしておりますので、そういったところの年度の経過した部分の再検証を入れるということとあわせて、個別計画を策定している自治体、公表しているところは余り少ないんですよ。ですから、先例となる情報等を収集しながら、我が町としてどういうふうな内容で整理するのかということも踏まえて今、今後検討するというので、個別計画の中身については現在動き出したところでございますので、少々お時間をいただきたいなと、このように考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、さっき町長が言った10年間の検討するということがどうということなんですか、しつこいようだけれども、ちょっとのみ込めないもんですから。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 まず、昨年度、基本方針として策定しました総合計画ですね。この計画年度が、平成29年度から平成68年度までの40年間のロングにわたる方針を示したものでございます。これらの期間を40年まとめて作るというのは到底困難な作業でございますので、10年間スパンぐらいで施設を絞りながら方針を決めていきたいと、こういうことで考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ようやくわかりました。

それで、今回こういうこの管理計画を作るということについては、何というのかな、一方で人口減少、片や合併なんかもしているわけだ。そして、前段でも言っているんですけども、大体、全国平均の延べ床面積でいくと、4.42倍になっているんですね、我が町は。全国平均のこういうような施設の延べ床面積、これに書いてありますよ。

そして、将来的にはこれを、延べ床面積の43.6%、これは施設関係でいくとそれくらい削減していくと。それで、それでいっても常日ごろの修繕、管理経費の何だのいっただって、まだまだ財政的に穴埋めできることができないと、こういうようなことでこの管理基本計画は言っているんですね。だから、そういうような、今時点でそういうことを見通しているわけですよ。

それで、そういう中で、これは庁舎建設だ、あとこれからいろいろ、先ほど来ある林業の活

性化プロジェクトの大型プロジェクトがある。あと、それ以外にも、指折り数えると、相当そういう大型物件という、こういう施設にかかわる分が想定されるわけなんですよね。そうすると、私は率直に言って、財政的にどうなのかなと、こういうような点から危惧を1つは持たざるを得ないというふうに思います。

だから、確かに10年分のやつを精査をしたやつで、見通し計画をきっちり作るんなら、それを先行させて作って、その上に立った検証というものをしながら、そういう大型プロジェクト的な事業については対応していくと、こういうようなことだって私はあつてしかるべきでないのかなと、こんなような点を実は強く感じております。その辺の考え方はいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

総体的に40年間の公共施設のこういう約600億くらいの修繕費がかかるんだ、維持管理費がかかるんだと、そのような説明させていただきました。私たちの町は4町村が合併した町でありまして、それぞれの町村の中で必要だということで、公共施設を持ちながらやってきたと、そして持ち寄った町でありますから。

ですから、そういうことを含めて、特別またそのような多い公共施設の数だと思っています。合併して、人口もかなり減ってきましたし、今後、将来本当にその施設が必要かということは当然、今必要だからそれを対応しなきゃならない施設と、それからそれを検討して、廃止であったり、統合であったり、そのようなことも当然進めていく施設とあるわけでありまして、この40年と、10年間の中でも当然そのようなことが必要になってくるわけであります。ただ、その施設の中で、地域に密着した施設ということであればなおさら、やはり地域の皆さんとしっかりその辺は検討して、そしてその対応を考えていきたいというのは基本的に持っています。

そうした中でありまして、どうしてももう、どう判断してもこれはもう解体とかそういうことになれば、それは住宅のように今やっているわけでありまして、そのようなことも含めて、総合的にスクラップ・アンド・ビルドというか、それを繰り返していくような繰り返しになるかと思います。

建てる分もあり、減る分もある。なかなか一時的に全部、将来要らなくなりそうなものは全部廃止してしまえと、そういうことはやっぱり一時的にはできないと。そういうことも将来のことを見据えた中で、やはり地域の皆さんとも話し合い、そして町もその辺はしっかり説明をし、判断をして、その辺は対応していく必要が非常に重要になってくると、そのように思います。

そういう中で、いろいろこれから、町の振興に対して必要なものは、それはまた町としては積極的にその施設を建設といいますか、利活用するということは大事なことであり、そのように考えておりますので、当然、議員が言われるような意味は重々理解しておりますけれども、そうした中で、しっかりと皆さん方に説明して、理解していただいて、町としては進めていきたい、基本的にはそのように考えております。

これだけの施設、本当に大変です。ですから、町として、そこは英断といいますか、しっかり判断しなきゃならないと、そういう覚悟の中でやっていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、端的に言えば、全国平均からすれば、施設でいったら4.42倍あるわけだから、これは裏を返せば、4町村が合併しているから、4.42倍になっても何ら不思議ではないですよ、4つのやつが集まっているわけだから。だから、同じような施設が4つあるというわけですよ。だから、それは4倍くらいになるのは当たり前だと思っております、それはね。だけれども、ここにやっぱりこれからは踏み込まざるを得ないという、こういうことを一方では言っているわけです。

そして、片や一方で、新たな何というのかな、そういうような施設の建設ということだあってニーズとして出てくる、そういうことだあってあるんだろうし、ということになれば、何というのかな、どうしても建てる分は建てる、やっぱりそれとあわせて一緒に整理する分もやっていかないと、何かふえるだけでないかと、本当にこれでいいのかという、こういうことにやっぱりややもすれば見えてしまうんですよ。

だから、確かに町長おっしゃるように、この廃止をするというのは、これは直接住民との接点がありますから、なかなかこれは容易なことでは私はないと思っておりますよ。だから、逆に言えば、この辺の整理とあわせながら、新たなものをつくっていくとか、新たなものを建設していくとかということ、やっぱりタイアップしてやっていくようなことを今後考えていくということにしていかないと、何か既存のものだけはそのまましておいて、新たな新たなという、こういう点だけが見えてしまうし、ある面、やっぱり行政に対する誤解というものも生むことにも私はつながるんだろうというふうに思います。

そういう点から、やっぱり言うように、ビルドをするならばスクラップする分というか、この分のあんばいを一緒に対応していくというか、このことが行政として私は求められるんだというふうに思うんです。そういう点について、どのようなお考えでいるのか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これから、個別の計画に入るということ、そして一つ一つ検討していくということ。そういう中で、やっぱり住民の皆さんに、町としてはこの施設はこういう考えでいますと、そういうことをしっかり説明して、住民の皆さんにそれを利活用といいますか、要らないものは解体していくんだと。そしてまた、必要なものは建てなきゃならないかもしれませんし、また、別な意味で、統合できるものは統合すると。そして、利用に関しては、いろんな対応の中で対応できるようなものがあれば、やっぱりそれは統合していくような方向性。ですから、住民の皆さん、地域の皆さんには、関係者の皆さんにはそのような説明を、町としてはしっかりとしていくということが大きなことになっていくと、私はそのように思います。

ですから、それぞれ、ただあったほうがいいんじゃないとか建物がもったいないからとか、そういう単純な発想の中だけでは考えていくつもりは全くありませんで、これから、本当に必要なものをどのように利活用して、そしてどのように維持管理していくかということが、本当に今の数字から見てもわかりますように、将来、大きな財政負担になっていくということでもありますので、やはりある程度、私としては余裕のあるうちに、その辺をしっかりと対応していくことが、行財政としての大きな改革になると思うし、皆さん方にも、住民の皆さんにもしっかりと行政サービスができる基本にあるもんだと私は思います。

ですから、必要でないものはやめていく覚悟でありますし、そしてどうしてもそれが必要であったときに、必ずしも本当にその施設でなければならないのかということも含めて、しっかり検討して、住民の皆さんと意見交換しながら、町としての対応を考えていきたいし、町としては必要でないものは、そういう意味で、住民の皆さんの理解を得ながら、何といたしますか、改善していきたいと、そのように基本的には思っています。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それぞれの地域にそれぞれの施設がある。我が町の場合は、これだけもう、峠だって2つも越える、こういう特色のある町の構成になっていますから、それをどこかに一極的に集中してやっていくみたいなことというのは、やっぱり無理が私はあるんだと思います。そういうことになれば、やっぱりコンパクトでもって対応していくみたいなことを、これから本気になって考えていかないと、これはなかなか容易ではないのかなと。

あとは、既存のものをやっぱり有効に活用するという視点だって必要だというふうに思います。先ほど、町営住宅の老朽化の問題ありましたけれども、片や一方で空き家対策というのをやっていますよね。そして、ある程度リフォームすれば人が住めるようなところは、それは別

に町営住宅でなくたって、空き家対策の有効利用でこれは対応できることだってあるわけですから、そういうようないろいろな知恵出しをしてね、本当にどこまで、どう節約できるんだということを含めたことと一体で新たな事業ということと一緒に提起してもらわないと、何かビルド部分だけが目立つような、こういうことについては私はいかがなもんかということだけは、強くやっぱり言うておきたいというふうに思います。そんな点、ひとつ十分踏まえて、今後の計画はすべきでないかなと、こんなふうに思います。

それで、ちなみにですけれども、年間、公共施設で結構です。公共施設に係る、例えばもう決算終わっているから、平成28年度で結構だと思いますが、これらの金額なんて大ざっぱにどれくらいかかっているのか、1年間。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今ほど公共施設全体の維持管理経費のご質問いただきましたが、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 管理計画の中には金額は入っているけれども、これは建てた分の金も入っていると思うんですね、維持管理費だけでなく。だから、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っていたんですが、いいです。これは通告しておりませんから、結構でございます。

いずれにしても、これは大変な額だと思いますね、相当な額だと思います。だから、やっぱりここにこれからメスを入れていかないと、我が町の将来ということを考えてときね。これ、町自体、別に小さくしようなんていう私は思いではありません。これは町は大きいほうがいいし、どんどんどんどん、そういうような公共施設だって持てるんならいっぱい持ったほうがいいと思います。

しかし、人口は減る、子供は少ない、ここにおける価値を生み出す人たちだって年々年々低下傾向にあって、税収もそうそうは多くを望めないと、こういうことになりますから、ぜひそんな点の対応を要請しながら、7分ほど時間は残っていますが、以上で私の一般質問は——あ、一言あれば、どうぞ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 基本的な考え方といいますか、これからの方針といいますか、私の考えを述べさせていただきます。

本当に公共施設いっぱいあって、どうするんだということは大変なことだと正直思います。ですから、そういう意味で、本当に必要なものは、新しいものでも何でも建てなきゃならない、

得なきゃならないですけども、やはり将来これが本当に必要かと。ただ、あつたらいいなくらいで維持管理するのは、非常に困難になると、私はそのように思います。

ですから、その辺を踏まえて、併用できるものは併用していく、統合できるものは統合していく、そして廃止できるものは思い切って廃止していくと、これからはそういう年代というか、入っていくと思います。ですから、将来40年間にわたっての600億という負担がどうなのかということ、ちょっと想像はつきませんが、しかし、大きなことには変わらないので、それをしっかり踏まえた中で、この10年間の中でまた将来の見通しをしっかりと立てて、そしてある程度改善できるように、そして目に見えるように頑張っていきたいと、そのように思っています。

ですから、その維持管理そのものも含めて、ふだんの維持管理も含めて、公共施設のあり方、管理の仕方、町としてしっかり対応していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 以上で私の質問は終わります。どうも。

○五十嵐 司議長 以上で17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 次に、16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 16番、星登志一。

ただいまより、一般質問を通告どおり行いたいと思います。

きょうは、きのう、我が町の藍染めの技術で染めたというネクタイをみんなで買いましたものですから、記念にきょうは、町の特産品で作ったネクタイでございます。皆さんも、もしPRするときには、ぜひとも町の藍染めのネクタイを使っただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、久しぶりですので、少し声がかかれていますけれども、ただいまより5項目について一般質問を行います。

1つ目は、全国的にも最近大きな問題になっております水道の破裂の問題でございます。

まず1番目、水道事業と公共下水道の将来負担と対策についてであります。

大分、水道管、下水管の老朽化が進み、多分、財政の圧迫になるのではないかなということが予想されておりますので、まず1つ目として、当町の埋設年度及び距離、取りかえの目安の年度、さらには費用について現状の把握ができていますかどうか。

2番目、今後10年間のその対策費用と財源の目安はあるのか。

3番目に、下水計画及び合併浄化槽の計画の見直しはあるのかどうか。

以上、3項目。

次に、さゆり荘の新築8億円事業とたかつえスキー場資産買収の事業及び指定管理者事業の将来負担の対策について、3点ほどお伺いいたします。

この件については、平成24年8月24日付の南会津町第三セクターの答申の内容というものがああります。しかし、最近の傾向を見ていると、大分これとはかけ離れているんじゃないかなというような懸念がありますので、①番目に、答申では、さゆり荘については採算性がありませんと、ただし、住民の利便性とコミュニケーション事業等を考えた場合には、縮小をしても継続したほうがいいのではないかとありますが、今回は新築という計画が出ております。これについて、採算はとれるのかどうか。

2番目に、たかつえスキー場は採算性ありと、ただし、売却を視野に入れた継続であったと思います。指定管理にしようという動きが今出ておりますけれども、これの根拠はどのような観点から、新たに町の指定管理者にしようとしたのかをお伺いします。

3番目に、そのほか当町には、先ほど町長が言われたように指定管理者、要するに指定管理料のない指定管理者の公共的な施設が多数ございます。これに対しての補修や建てかえ等、要望をしているような施設はあるのか、それについての対策についてもお伺いをいたします。

3つ目、高規格道路の課題と対策。

先般、関係地区、長野地区、それから田部原・折橋地区の一応の説明は一巡したようですが、そのときに出た問題点あるいは課題を町はどのように把握をして、その対策はどのような対策を打とうとしているのか、伺います。

4番目に、少子化による高校の定数対策であります。

先般、公聴会等も下郷町で開かれ、県のほうからの方針も決定しております。一応は安心というような決定でありましたけれども、四、五年後にはやはり1クラス40人ではうまくないんじゃないかと。そのためには、四、五年後までにはやはり県が言うような、特色のある学校に町としては傾斜をしていくべきじゃないかと、こんなふうに思いますけれども、町の方針として、今から地域に密着した魅力ある高校教育を応援すべきだと思いますけれども、町の今の考え

をお伺いをいたします。

5番目に、障がい者の現状と対策であります。

これは、10月度、私の所属する文教厚生委員会で富士宮市、それから川崎市と2カ所を視察に行つてまいりました。多分、この後、あと2人の所属の委員会から出ますけれども、非常に感銘を受けたのと同時に、やはり現状の把握が大事だなと、こんなふうな思いで帰つてきました。

障がい者やそういった方々は、どうしても今の町の風潮ですと、表に出したがるらないと。ところが、我々が行つたところは、表に出して、地域全体でその人たちをフォローしていこうという、そんな姿勢が見えました。

そこで、3点ほどお伺いをいたします。

1つ目は、町内で障がい者を採用している職場と、それから人数についてであります。どのような把握をしているか。

2番目に、実際は働きたいんだと言うけれども、職場や、あるいは周りの理解がなくて働けないというような人を把握しているかどうか。

3番目に、町が今後、障がい者に対してどのような雇用対策を打とうとしているのか。

以上、3点について伺いをいたすものであります。再質問については、再質問席より再度お伺いをします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水道事業と公共下水道の将来負担と対策についての1点目であります、埋設年度、距離、取りかえ目安年度、費用の現状把握はできているかのおただしであります、水道事業、下水道事業とも、埋設年度、距離については、資産調査結果をもとに把握をし、また、取りかえ目安年度については、埋設してからの経過年数と、補助事業所管部局から基準となる改築年数をもとに把握しております。

一方、費用については、昨年度末に策定いたしました経営戦略計画により、今年度から平成38年度までの10年間の費用について把握しております。

次に、水道事業と公共下水道の将来負担と対策についての2点目であります、今後、10年間の費用と財源の目安はあるかのおただしであります、本年2月28日に開催しました議員懇談会の中で、本年策定した水道事業及び下水道事業が将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略計画において、平成29年度から平成38

年度までの10年間の費用、財源などについてお示しをさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、水道事業と公共下水道の将来負担と対策についての3点目であります、下水道計画及び合併浄化槽計画の見直しはとのおただしであります、現時点において、下水道計画及び合併処理浄化槽設置整備計画の見直しは予定しておりませんので、ご理解をお願いします。

次に、さゆり荘新築8億円事業とたかつえスキー場資産買取事業及び指定管理者事業の将来負担対策に関する1点目であります、第三セクター経営評価委員会の答申では、採算性なし、縮小した上で継続であったさゆり荘が新築して、採算はとれるのかとのおただしであります、初めに平成24年度の第三セクター経営評価委員会の答申後の動きについて説明をいたします。

町では平成24年8月の答申を受けまして、指定管理者を公募する。そして、維持管理経費の財政規律を強化する。3つ目として、施設ごとの方針を定め、平成27年度評価、判断していくと、この3つの方針を定めました。

その後、方針に基づいて、指定管理者を公募制に切りかえたところ、純民間が参入いたしまして、第三セクターや町有観光施設を取り巻く環境は大きく変化したところであります。

また、平成27年度までを再評価期間としていたことから、第三セクター経営評価委員会では、答申後も引き続き財務状況や地域貢献度等の調査、評価、検証を行いまして、平成27年3月18日付で町有観光施設に対する提言及び提案書としてまとめ、町に提出されました。

町では、第三セクター経営評価委員会の提言及び提案書や町独自に行った地域経済への効果検証等を踏まえまして、全施設を継続とすることや、指定管理者を前回同様公募すること、公費支出の上限額等を設定すること、指定管理期間を5年とすることなど、町有観光施設に係る町の方針についてまとめました。

なお、第三セクター経営評価委員会の町有観光施設に対する提言及び提案書の内容につきましては平成27年6月の議員懇談会で、町有観光施設に係る町の方針については平成27年9月の議員懇談会で説明をしております。

さゆり荘の採算性につきましては、さゆり荘建てかえの基本計画策定を進める中で、部屋数や稼働率、従業員数、運営経費など、さまざまな角度から検討を重ね、損益分岐点を試算し、健全経営につながる施設の規模などを計画しているところであります。また、新たな利用者獲得に向けた宣伝活動を実施しながら、将来的にも採算のとれる施設運営につなげていきたいと考えております。

さゆり荘は、南郷地域の観光事業の拠点となる施設であり、宴会や仕出しなどの地元利用も

多く、また、貴重な雇用の場として、地域の重要な役割を担う施設であると認識し、事業の維持継続が必要であると、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります、たかつえスキー場は採算性あり、売却を視野に入れた継続であったが、指定管理者にする根拠はとのおただしであります。平成24年の第三セクター経営評価委員会の答申後、指定管理者を公募制に切りかえたことで、本町の第三セクターや町有観光施設を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

たかつえスキー場は、県内で最大の集客を誇るスキー場であり、地域の雇用や経済に及ぼす影響は非常に大きなものがあります。たかつえスキー場は最優先で存続させる施設であると、そのように考えております。

第三セクター経営評価委員会が平成27年3月18日付でまとめた町有観光施設に対する提言及び提案書でも、町有観光施設における資金投入の優先順位について、たかつえスキー場は最上位となっております。また、町有化することで、教育旅行の受け入れ等で町の意向を反映させられるほか、他のスキー場の連携がしやすく、スケールメリットを生かした、誘客促進が期待できます。

さらに、たかつえスキー場、アストリアホテル、たかつえカントリークラブを一体的に管理することが可能となり、リゾート地としての魅力が向上すると考えております。

その他、施設を購入した民間企業の撤退時のリスクなど総合的に勘案して、現段階では町有化をして指定管理にするのが最良の策と、そのように判断しましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります、営業を目的としていない指定管理者で、補修や建てかえを要望している施設はあるかとおただしであります。本町には営利を目的としていない指定管理者制度の導入をしている施設は111カ所ございます。そのうち、指定管理者から平成30年度以降の補修や改修の要望がある施設は17カ所、建てかえの要望がある施設はございません。

次に、高規格道路の整備に伴う課題と対策に関するおただしであります。平成27年4月9日に整備区間となった会津縦貫南道路の5工区、国道121号下郷田島バイパスに関しましては、平成30年度の着工に向け、平成28年以降、計画ルートに関する長野・田部原・折橋地区を中心に、全体的な事業概要、測量結果に基づく計画ルート、既存施設の機能保証など、事業の進捗に合わせて説明会が開催されてまいりました。

これまで開催した説明会に出席された方からは、残地に伴う計画ルートの変更、遺跡の保全、つけかえや集約となる道水路の管理、高規格道路で分断される沢水の処理など、個別に調整が

必要となる意見や要望が出されております。これらの意見・要望に対する回答、協議、合意形成の場となる説明会を開催するという事になっております。

その他、高規格道路整備に関しましては、反対意見もさほどなかったと、そのように聞いております。整備ルートや道路計画について、一定の理解は得られているものと、そのように判断しているところであります。

高規格道路は、単に人や物の移動に利用される公共空間として整備するだけでなく、地域の課題解決や地域づくりのためにも欠かすことのできない、大変重要な役割を持つ道路であると、そのように認識しております。高規格道路の整備によって、地域の活性化が図られるよう、町民の方々や関係機関・団体等と連携を図りながら、ソフト面の事業充実にも努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、障がい者の現状と対策についての1点目であります、町内で障がい者を採用している職場の数と人数はとのおただしであります。障害者の雇用の促進等に関する法律では、雇用する労働者の数が常時50人以上の事業主については、毎年6月1日現在の雇用状況を厚生労働大臣へ報告するという規定があります。

これに該当する事業所は、平成28年6月時点で町内に5事業所あります。ここでは、7名の障がい者の方が雇用されております。なお、平成29年度の雇用者数は、まだ公表されておられません。

次に、町内に営業所等を有する大規模事業所においては、事業所全体での障がい者の雇用率の定めとなる営業所ごとの雇用者数の把握はできておりません。また、町内のどの事業所で、何人を雇用しているといった障がい者の雇用状況についても把握しておりませんが、ハローワーク南会津管内全体では、平成28年度に16人、平成29年度はこれまでに3人の方が新たに雇用されております。

さらに、障がい者就労支援施設での雇用状況につきましては、田島地域のあたご共同作業所で1名の障がい者の方が従業員として働いているほか、36人の方が通所作業を行っております。同じく、田島地域の障がい者共同作業所「たんぼぼ」と南郷地域のNPO法人「木の葉」で、それぞれ11人の方が通所作業を行っております。

次に、障がい者の現状と対策についての2点目であります、働きたいが職場がなく働けない人数はとのおただしであります。ハローワーク南会津の最新の情報では、管内事業所から障がい者の求人数はゼロであります。平成29年度に求職者登録をした障がい者の方は28人と、そのようになっています。

次に、障がい者の現状と対策についての3点目であります、町の障がい者雇用に対する考えはとのおただしであります。南会津町第3期障がい者計画において、就労支援の推進、啓発・広報の施策では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター「ふろんていあ」等との連携により、就労情報を把握し、一般就労促進のための啓発・広報に努めるなど、就労サポート事業の充実を目指しております。

また、就労移行・就労継続支援の推進の施策では、障がい者の意欲と能力に応じて職業生活を設計、選択できるように、相談支援事業所や就労継続支援B型事業所と連携し、就労へ移行する支援や就労を継続する支援体制づくりを目指しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項等につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、4点目の少子化による高校定数対策についてお答えいたします。

町の方針として、今から地域に密着した魅力ある高校教育を応援すべきと思うが、町の考えはとのおただしであります。現在、町では、生徒数の確保等の対策として、田島高校、南会津高校の両校に後援会を通して補助金を交付するなどしております。また、両校に振興連絡協議会を設置し、委員の方々からご意見をいただきながら、生徒数の確保等の支援に努めているところです。

さらに、本年度からは、魅力ある高校づくりの支援として、町教育委員会の事業の一つである英語を話せる人材育成事業を両校まで広げ、高校1年生にブリティッシュヒルズでの1泊2日の異文化体験語学研修や、希望者に中高生海外交流事業による海外研修等で支援を実施しているところです。

また、先日、福島大学に平成31年度に開設されます食農学類の実践型教育の舞台として、南会津町が選定されました。地元の高校との連携等も考えられるなど、高校魅力化の一つに大いに期待されております。

今後も、高校魅力化に向け、町の施策による支援や学校独自の魅力化に向けた取り組みの支援に努めるとともに、国や県と連携し、さらなる高校教育の応援に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、

よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、1番目から再質問をさせていただきます。

まず、1番目の水道事業、下水道関係ですけれども、これ今後ですけれども、町長にお願いしたいんですけれども、答弁するとき、以前のいつごろ答弁したとなると、広報に載つけられないんですよ、数字を。ですから、そういった意味からでも、一応距離だとか、取りかえ目安とか、今後で結構です、そういったものは少し、何々で発表したじゃなく、一応数字で答弁していただくと、議会の広報に載つけられるということになりますので——私個人は数字的にはわかっていますからいいですけれども、ただ、やっぱり町民にも知らせなきゃいかんわけですから、そういう意味では、なるべく数字でお答えいただきたいという質問があったときには、なるべく数字でお答えいただきたいと、こんなふうに思います。

私が1番目の大きな問題点として取り上げたのは、これはもう十五、六年前になりますけれども、長野県の下條村に行ってきました。それで、今後、少子化になるということがわかっていたために、あそこはもうランニングコストが高くなる下水はやめようと。ただし、当時の補助金は、下水のほうが見た目は非常に良かったと、割合も全て良かったと。村のほうは、それを推し進めようとしたんですけれども、議会のほうの反対で、全部合併浄化槽になったという経過がございます。

当時からもうわかっていたことは、合併浄化槽のほうをなるべく多くしたほうがランニングコストはいいよということで進んできたわけですけれども、目の前の補助金の額が多いということで、どうしても下水のほうに飛び込んじゃう町村が多かったと。そういう意味からいっても、もう一回、これ試算をやり直しをして、実際に管の入れかえまでを考えたようなことを経費で考えてやっていくと、新たにこの地域は下水は必要ないんじゃないかなというところが出てくるはずなんです。

たまたま下條村というのは、そのときに村長が出した案を廃案にして、その後、議長が村長になったから、スムーズに合併浄化槽にいつちゃったわけなんですけれども、ですから、ぜひとも、これはもう一回、私は、町長、下水と合併浄化槽は次にかえなきゃいけない部分も考慮した計画を立てるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町には公共下水道、田島地区、南郷地区、そしてあとは農業集排水ありますけれども、終末

処理ね、館岩地区もあります。それぞれのエリアというか、そういう中ではそれぞれ課題があるわけでありましてけれども、でも、私としては、これまで整備してきたこと、今続けているものもあります。今のところ、私としては計画どおりやっていきたい。そして、どうしてもこれ以上、やっぱり新たなそういうエリアをつくるということは、そこはちょっと考えながらやっていくしかないのかなと思っています。

その他の地区は合併処理浄化槽でいいのかなと、基本的には思っていますし、いずれにしても、その維持管理をどうするかということ、これは大きな問題だと思います。公共下水道は、ある程度の一定の中で管理できますけれども、合併浄化槽はそれまで個人個人の管理であったり、あるいは組合等の管理になってくるわけでありまして、私としては、やっぱり水源の町なんだと、最上流の町なんだということも意識したこの地域づくり、そういう町としてのイメージもしっかり持って行って、これらに対応していかなければならないと思っています。

ですから、当然その維持管理の面も、古くなった分は更新もあろうと思っておりますけれども、その辺も含めた中で、しっかりと皆さん方に本当に環境といいますか、また、ハイクオリティな生活をできるような生活環境も皆さん方に感じてほしいということで、町としては、しっかりした管理の中で今後、今までの計画どおり、多少見直しもあるかもしれませんが、基本的には今までどおりの中でしっかり対応していきたいと、やっていきたいと、そのように考えております。維持管理、できるだけかからないような方向性を探りながらやっていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私、西部地区の下水のほうはよくわからないんですけれども、田島のほうは下水の入れかえというのは、まだ年数浅いからなかったかなと思うんですけれども、水道管は多分入れかえ相当、これからやらなきゃいけないもの、そういったものもあると思うんですけれども、今、実際は水道管をもし入れかえするとすると、社会資本事業債だけですか、それともほかに何か有利な起債とかありますか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

水道管の布設がえにつきましては、国の補助事業、今までですと簡易水道事業ですね、水道事業会計のほうに統合いたしました。継続して国からの補助事業がいただけるという内容になっております。その補助裏につきましては事業債、起債を充当させていただいて、事業を実施しているという内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 その事業債、何割くらいになりますか、パーセンテージ。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

補助率が、事業の内容によりまして、3分の1と10分の4というような補助率となります。起債につきましては、公営企業債という起債を利用させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、今のご答弁ですと、3分の1ということは66%が国から来るという認識ですね。そうすると、大体、合併特例債と一緒にだね。了解しました。

それでは、次の、これは多分、我々議会で何か案を出さないと、町のほうも動かないかなと思うので、合併浄化槽についての入れかえについては、我々議会のほうでも後からちょっと勉強して、案を出せるような状態に、何人かの有志をつくって持っていきたいと思いますので、その案が出たら、まず町のほうでも一生懸命検討していただきたいということで、次の2番目に移ります。

これについては、まず第1番目のさゆり荘の10億円の件なんですけれども、1つは、町長ももうこれご存じだと思うんですけれども、たまたま9月に出たので、我々も実際はどうなっているんだということで、きのうの委員会でも、当初はさゆり荘の建てかえがこれだけだったから、これだけで我々が賛成、反対はできないだろうということだったら、文教厚生委員会にこの次の、こんな感じのペーパーが出てきました。ただ、やっぱり町長ね、これとこれだけで議員さんに、議会に議案として出てきたときに、賛成、反対しろといったらちょっと、町長も議員の時代があったわけですから、わかると思いますよ。

これだけの資料で、賛成、反対してくれと言われたって、ほとんどの人がまず理解できないと思います。特に、この要旨の中で、私がちょっと待てよと思ったのは、ここに——これは文教厚生委員会だけいただいたやつなんですけれども、損益分岐点を1億460万円として試算したとあるんです。我々がきのうもらったばかりで、ぼっと見て、あれっと思ったんですけれども、その中で収入に関して、28年度は7,947人が入って4,220万、これ客単価が約5,300円になります。7,900人入っていますし、約8,000。ところが、試算では、新しく建てた場合にはどのくらいの見込みなんですかということになると、7,841人見込んでいます。客単価が1万3,000円見込んでいます。今まで5,300円だったものが、多分、幼児なんかも、食材費が上が

っているから、幼児も当然高くして、それで客単価を上げようという計画だと思います、計画では。ただし、それ以降、建てた後以降の計画、実際にどういうふうに活動するんですかという案はまだできていないと。

なおかつ、28年度7,947のうち3,000人は、来年度から館岩のスキー場に移りますよという話です。3,000人引くと、これ5,000人になっちゃうんですね。単価が1万3,000円に対して、単価は上がるわ、数字は倍にしなきゃいけないわです。どんなマジック使うんだろうと思って、この後の計画はどうか、計画できていないということじゃないでしょう。

だから、そういう意味では、もうちょっとやっぱり詳しいね、今後の計画こうなるんですよというような中身を、これ本当に帳尻合わせですよ。ぱっと見て、私素人ですから、こんなの。その素人が見て、ここがおかしいなとわかるような、要するに損益分岐点に合わせたような計算書なんですよ、これは。

だから、そういう意味では、やっぱり10億からの仕事をやるんだから、議会に対してはもうちょっと慎重な資料を出して、委員会なら委員会なりに、二、三カ月ちょっと検討してくださいと、何か別の案があれば議会としても案を出してくださいというのが普通、議会制民主主義の進め方だと私は思いますよ。

たかつえスキー場もそう、三、四ページのあれで、こうなりますからと。そうじゃなくて、やっぱりもうちょっと丁寧に持ってこないと、議員は、平成12年以降、町長がご存じのとおり、地方分権になってからは、今までの議員じゃだめだよと、チェックするだけじゃだめですよと、提案もしなさいというふうな責務があるんですよ、我々は。その責務を果たすためには、もうちょっと未来についての計画も、PDCAを回せるような計画をやっぱり議会に出すべきだと私は思います。これでは、ちょっと突っついたら、もう職員が答弁できないですから。そのためには、やることもいいですけども、もうちょっと時間をかけて、みんなで知恵を出し合っただけやったほうがいいんじゃないですか。

私ども来たときには、それは南郷地域のコミュニケーション、いろいろな事情をわかっていますから、それはあえて反対しませんと。ただ、中身が問題でしょうということを言っているわけです。もうちょっと行政と議会とで詰めるような時間をつくったほうがいいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 この問題は、さゆり荘、実はもっと以前に計画はしました。電源流域の財源の問題もありましたし、もう一つは、さいたま市から申し入れがあつて、それで現実には新潟の

六日町、それから群馬の赤城山、あの施設を全部南会津町に振りかえたいんだというところで、計画しようとした直前に申込みがあったもんですから、今までずれ込んだということでもあります。

そうした中で、今言われたこといろいろ、それは課題はいずれにしても、何をやるにしても課題は出てきます。ですけれども、町として、何にもないところに建物を建てるときに、ここは年間5,000人なら5,000人の施設にしますといっても、やっぱりそういう町の目標というものをしっかり持って、さゆり荘もそうですけれども、今までの実数は実数ですよ。

さゆり荘の今の状況を考えますと、施設はもう本当はかなり老朽化してしまっていて、エレベーターも動かさないような状況、そういう中での施設の利用の仕方がどうなのかということ、大きな課題があったわけです。ですから、そうした中で、料金の問題もあったり、施設の整備の問題があたりして、なかなか客がふえなかったということも現実、それはあるわけです。

そういう中で、建てかえたときに、どれだけの収容人数にして、どれだけの施設にしたら採算性があるかということをはじいたのが、示したのがその数字でありますから、施設を建てる時は大体そういう話になるんです。実績があるもので建てる施設はいいんですけれども、さゆり荘は今あるでしょうと言われるかもしれませんが、でも、そういう中でリニューアルした中で、さゆり荘の経営の改善をしながら、コンパクトにして、そして集客をできると、そして観光、南郷地区の拠点にしたいというような考え方で進めて、計画したわけですから、今の実数が、今度そこから5,000人だから、3,000人減っちゃったら2,000人になるじゃないかと、確かに実数でいえばそうかもしれませんけれども。

でも、事業って、私はそうじゃないと思うんです。やはり、そういうの見込みをした中で建てるのが事業だと思いますから、それに対してまたいろんな、町としてもこれからの対策も当然やっていくわけでありまして、それは今の現状としての、そしてもう一つは、現状としての利用者数を示した数字でありますし、今の現状の経営状況であります。

7,000人として1万3,000円としたということは、結局、こういう設定をした中で、そのくらいの利用を見込んで、稼働率55%だったか。そういうことをやったときに、こういう経営ができるということを試算した数字でありますので、その辺はご理解願いたいと思うんですよ、決定の数字ではないですから。ですから、そういういろんなこと、それはあるかと思えますよ。

そういうことで、わからない、疑問に思われる点は、町としても精いっぱい、それは説明していきたいと思えます。そんなことで、そのようなことを計画しましたもんですから、ぜひ皆さん方にはご理解をお願いしたい。わからないことは聞いていただいて結構ですし、町も精いっぱいそれに対して応えていきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 普通はやっぱり施策、試案つくったら、これに裏づけして、こういう裏づけがありますよというのは、町長と私の考えは違うんでしょうけれども、我々は普通そう思います。

1つ、町長、この話が議会にしたのは9月なわけですよ。ところが、委員会の中でいろいろ聞いていったら、もう南郷地区では協議会までもつくって、いろんな人が何回も話し合っているんだという話なんですよ。そういうことであれば、協議会をつくったときに、今度さゆり荘の見直しをしますから、それ一言議会にあってもいいんじゃないかと思うんです。そうすれば、そのときにみんなで、どういう方向に地域の人はいきたいんだということがあれば、我々議会だって動きようがあると思うんです。

そういったことを何回も重ねながら、きのうの委員会の中では、初めの1枚だけではちょっと、これだけでは全員協議会だけじゃわからないよ。その結果出てきたこれの内容がね、こういう内容では、ただ計画ありきだけのこれは試算でしょうという話なんです、私。

経営者であれば、これだけのギャップがあるから、このギャップを埋めるためには、こういう施策でもって計画を立てます。万が一いかなかったときは、こういう対策を打って、それを助成しますってやるのが普通だと思うんです。

だって、今だってそうでしょう、これ。単独の計算したら、多分、単年度は赤字、指定管理料から全部入れたら、1,500万から2,000万になっているんじゃないですか。そういう施設を新たにつくるわけでしょう。そのために、第三セクターの委員会は、採算性は合わないけれども、ただコミュニティの場所だけはつくったほうがいいんじゃないですかという提案をしているわけです。5階建てのホテルをつくりなさいという提案はしていないと思いますよ。

もう一回、その協議会の中身だとか、町の財源はどうするんだとか、多分このほかに、あそこはさゆり荘とさゆり会館もあるわけですけども、あれを壊した場合にはこのくらいになるんだとか、そういったことを議会に出して、委員会でもんでくださいと、議会のほうで何か意見ありませんかというような手法をとるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 そういうことで、この間説明させていただきました。それを議案として出したわけではないんですよ、説明しているんです。これからです。ですから、そういう点で、皆さん方には、ぜひ今言われたような意見をいただきたいと私は思うんです。

ですから、皆さん方にもう既にこの議会で、さゆり荘を建設しますと議案提案したわけでは

ないんです。皆さん方に説明して、この間もこれで不十分だと言われて、また説明して、これで不十分だと言われれば、また説明すると、それが私たちの姿勢だと思っていますから、それは不足の分は重々皆さん方が理解されるような説明、資料の出し方はしていきたいと思います。

それは不十分と言われれば、確かにそういうことを言われれば、そのとおりの部分もあると私もそう思いますけれども、でも、そここのところは反省して、しっかりやっていきたいと思えます。

協議会といいますか、検討委員会といいますか、それをもう既にやっていると言われても、やはり我々は、例えば町の施策にしても何にしても、これまでやってきたことも、検討委員会なり何なり、議会と別にやっていますよ。それを説明して、最終的に議会の皆さんに議決、審議していただいて検討いただくわけですから、決して議会を無視して、検討委員会なり何なり、それを優先しちゃって、それで決定して、そして事業をするというわけではないんです。最終的には、何だかんだいったって、やっぱり議会の皆さんの意見を聞いて、そして決めていただいて、それを執行するわけですから、そこは誤解のないようにお願いしたいと思えます。

ですから、それが時間差の中で、どちらが先だとか後はあるかもしれませんが、決して皆さん方の意見を全く聞かないで、検討委員会だけの意見で推し進めるということは全くないですから、ですから、この点をご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 事業のスケジュール管理で少し乖離があるようなので、私たちの考え方を少し答弁させてください。

本年度、さゆり荘の建てかえ計画の基本計画を進める予算案を本年度の当初予算で説明をさせていただいて、とりました。その当初予算に基づいて、南郷総合支所が主体となって今、議員ご指摘の地域の皆さんとの話し合いや、今指定管理するみなみやま観光であったり、さいたま市であったり、そういう多くの意見を入れるように、基本計画を策定する中で今年度、今、途中でございます。基本計画の策定の最後は、先ほどの総合管理計画のとおり、年度末の3月になりますけれども、そこまで予定しております。

そういった意味で、今、基本計画を取りまとめている中間として、今議会の議員懇談会で、現在取りまとめている基本計画の概要について先日、ご説明をさせていただいた段階でございます。それに基づいて、その基本計画が確定になれば、来年度の当初予算で実施設計に伴う予算編成をする予定でございます。なおかつ、来年度が終わって、平成31、32、2年間でこの建てかえ計画を終わらせたいと、そういったスケジュール管理でございますので、今、町長答弁しましたとおり、

あくまでも基本計画の策定中でありますので、我々が今積み上げてきた計画を皆さんにお示しをして、さまざまな意見をいただいて、よりよい基本計画に今策定する途中だということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それじゃ、私の勘違いでしたようですから、今後一緒にやっていると。

1つ、なぜこういう勘違いが出てくるかということですよ、町長。というのは、たかつえの問題だって、4億円の——4億円ってこれ、数字ひとり歩きしちゃうからということなんですけれども、うわさによるとですよ、12月に出示ですよという話だったんです、全然何の情報もないときに。それで、この前、私が全員協議会で、事情があって少しおくれて来ましたら、いや、12月には上げませんよとなったから、ほっとしたというのが現状なんです。

だから、町の手法としては、そういうことを私たちが経験しているから、話があって説明したら、すぐ議案書として出るんじゃないかということがあるわけです。だから、私が誤解したのは、根っこにそういうことがあるから誤解しちゃったんです。そうでしょう。

だって、もう南郷地区では協議会もあれもやっているんだということで、ずうっとやってきたわけでしょう。だから、普通だったらこういう協議会やって、議会で何か意見あればこうくれば、その間で我々だってやっぱり何か案を出すことはできたわけですよ。

だから、そういう意味では、ある程度の町がゴーサインを出そうというためには、それだけの数字があるわけでしょうって、資料が。だから、その資料を議会に出して、こういう結果、町でゴーサインを出しましたと、議会のほうではどうでしょうかと。計画なんか、足せばもっとよくなるような案があれば、議会のほうの声も聞きたいという順番で、ゆっくりとやっていけば、お互いのこういう誤解はないんじゃないかなと思いますので。

さゆり荘についても、私はこれだけの資料ではやっぱりね、例えば10年間の今までの収支決算だとか、特にこれから必要になるのは、補修関係でしょうから——あ、これは新築になるからあれですけども、その前のさゆり会館とあれのどうするんだと、片方だけで終わるのかなとか、そういった計画も聞いていないわけですから、さゆり荘だけ聞いているわけですから、それで10億だっていうことは、最終的には15か18億になるんじゃないかと、想像の段階でそう思っちゃうわけですから、もう少し詳しい資料を議会に提出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員ね、うわさはうわきですよ。ですから、うわきでもとで物を話されると答えようがないしね。それはいろいろ、確かに東武さんとも進めてきました。でも、これ表向きに話すわけにいきません。正直言って、内々進めてきたこと、これは本当です。

ですけれども、ある程度になったときに、そういうようなことで、町としてはそういう対応していきたいなという考えがあったことも確かです。ですけれども、そこに絶対に出すとかそういうことじゃなくて、やはり皆さん方にしっかり理解してもらわなければ、この議会を当然通らなければだめなので、それは私どもも、それはもうはっきりわかっていますし、そういうつもり全くありません。

ですから、このことに関しても、しっかり皆さん方に理解していただけるような資料の提供と説明をして、そして町としてはどうしたらいいのかということ、これをしっかり判断した中で、皆さん方にご理解いただきたい、そのように思います。

これは2つの話のことですけれども、私は基本的に情報は公開するというのが原則です、私の基本的な考え方として。これまでもやってきたつもりです。そういうことで、ちょっと言葉の行き違いとかそういうことはあるかもしれませんが、理解の行き違いとかね。それがうわさの分なのか、説明不足と言われるんでしょうけれども。

でも、やっぱりこれから、別に今、今回の議会でも出すとかそういうことじゃないので、皆さん方にしっかり理解していただけるような説明をしっかりとてまいりたいと思います。これは全ての事案に対してそのように、これまでも心がけてまいりましたし、これからは精いっぱい心がけてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 時間が大分なくなっちゃったんだけど、諦めてこれ1点に絞りましょう。今後の議会運営だとか、町と議会の関係もありますから。

私いつも、1年前も申し上げていますがけれども、きょうもあれなんですけれども、とにかく議会は、やっぱり議決した以上、昔の議会と違うわけですから、議決した以上は議員全員が町と一緒に責任を負うというのは、これ基本ですから。だから、そのためには、我々も十分に考える時間が欲しい、資料が欲しいと、新たな提案もしていきたいと、こういう思いですから、町長ね。

だから、そのためには、今回のさゆり荘の計画と説明の仕方、それからもちろん東武さんの4億円の話も内密は、ここはいいですよ。ここは何も隠しておいたって、これは表に出ちゃう

まくないということもあるし。ただ、万が一そうなった場合の計画はやっぱりつくっておかないと、仮に4億円から2億円になったときはこういう、町でやるとなったらばこういうスタイルでやっていかないとだめだなと。私は、ちょっと町じゃ手に負えないから、売却方向がいいんじゃないかなとは思っているんですけども。

やっぱりその辺は、町長、お互いに選ばれた二元代表制だから、得た情報はやっぱり議会に渡しをして、お互いにいい政策をつくっていかうと、私はこれがね、全国的に見ても、そんなに議会やっていないですよ、そういうこと。ほかの議会やっていないです。代案というか、こういう案を出しません。だから、そういうことをやることによって、南会津町の魅力もふえていくと思うんですよ。

ですから、ぜひ今後、いろんな計画はあるでしょうけれども、表に出せる資料だけはぜひ出してほしいと思うけれども、町長の考えを。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は、職員みんなにも、私自身もそうですけれども、情報は提供するようには言っていますよ。皆さん方、請求してくださいよ。私たちが出し切れなかった分は、これこれないかとかね。やっぱり、委員会とか何かあるわけですから、それは議員の調査権もあるわけですから、やってくださいよ。

それこそ私たちの資料だけで判断しろじゃなくて、それぞれ皆さん方も求めてもらって結構ですよ。町ばかりじゃなくて、例えばさゆり荘にしても、第三セクターのリゾートにしてもね。そういうところで、皆さん方が一生懸命調査されるのは、私は何ら問題ないので、町としてはできる限りのことはします。一緒にやっていきたいと思しますので、よろしく願います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町長ね、そうであれば、もし町長が議員だったらという立場に立って、あるいは職員の皆さんも、職員の皆さんが議員だったという立場になって、こういう問題は我々がこのくらい資料を持っているから、言われなくてもやっぱり出すような行政になってもらいたいんですよ。我々は、町長どんな資料を持っているんだか、さっぱりわからないわけですから。わからないところに、議会から言われたら出しますよじゃなくて、言われる前に、我々はこういう資料をもとにして判断したんだから、議会もこのくらいの資料がなければ判断できないでしょうというのはわかるでしょう、普通。各課長クラスになっているんだからみんな

な。

だから、そういう意味では、そういった資料を出した上で、検討してもらいたいと、これはこれで終わります。あとは、少し町側に、そういった今後大きな計画のときには、ぜひ町長から、わかりやすい資料を出したかと言われたら、「はい」と素直に職員が返事できるような体制にしていきたいと思います。

あと2分なので、高規格道路、これぜひ、私が全部傍聴した感じでは、大きな問題点は、長野地域の水害の問題、それから折橋地区は段差の問題です。高速に入っていくときに、段差があり過ぎると、普通の農作業に影響が出るから、その段差を何とかしてくれと。そのほかに、もう一つは、折橋のコンビニのところの交差点、あれが南原のほうから来ると、いつも車が前でとまっちゃって、信号の前でとまっちゃって行けないという、3つの点が出ていました。

信号の前の問題は、町に行ってもどこに行ってもたらい回しにされて、結論が出ないというようなことがありましたが、それは町長の命令で、あれ、前のほうに停止線と1枚やれば済む話です。そんなに、それを安全協会だ、あっちだこっちだと言っていないで、もう町長命令で、あそこに停止板1枚かけてくれよで済む問題ですから、そんな感じでした。

それで、最後に、1分なので、ぜひこれは、高速道路ができた後も、20年たったら、いや、すごく見晴らしのいい高速道路だと言われるような、町としての計画を立ててくださいと。

それからもう一つは、長野地区の水害に対して、農林課も含めて、これは建設課だけじゃダメですから、農林課長のほうにも話をして、ぜひ、あそこから鉄砲水が出ますから、農林課のほうも声を出していただいて、進めていきたいと思いますけれども、町長のほうのお考えを。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ようやく高規格道路が工事が始まるような段階になってまいりました。地元の皆さんにも大変ご理解いただいているところでございます。今、議員おっしゃられたこと、町としても精いっぱい県とも協議しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今後はいい資料をお願いいたします。

以上です。



◇

○五十嵐 司議長 以上で16番、星登志一君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇ 大 桃 英 樹 議員

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君の登壇を許します。
7番、大桃英樹君。
○7番 大桃英樹議員 議席番号7番、大桃英樹です。
通告に従い、質問を開始いたします。

まず1点目、文化の薫り豊かな町づくりについて。

「文化の薫り豊かな南会津町民であることに自覚と誇りを持つ」と、町民憲章に示されておりますが、少子高齢化により、文化活動の担い手も不足している状況にあります。

毎年、文化の日に開催される文化祭は、合併後も各地域で行われ、地域文化だけでなく、地域の秋の収穫を祝う場であったり、体育の場であったり、住民交流の場になっております。

健康で生きがいを持って生きていくことができることは、何よりの幸せであり、生涯学習はその実現に可能性を持っていると考えることから、文化活動の振興について伺います。

1番目、文化協会加盟団体数と加盟者数の推移は。

補助金の額と加盟団体のメリット、優遇措置などは。

加盟団体会員数減少に対する町の考えと対策は。

南会津町の文化の形として、文芸誌を発行してはどうか、提案したいと思います。

大きな2つ目です。認知症対策について。

私たち文教厚生委員会では、10月31日から3日間視察研修を行い、認知症対策ということで、先進地とされる静岡県富士宮市で研修を行いました。そのことから、以下について伺いたいと思います。

町の認知症患者数、そして若年性認知症患者数は。

2番目、認知症は誰もが発症し得る病気の一つです。社会的な理解があれば、発症しても働くことが可能とされています。社会的認知度を高めるための対策は。

3番目、認知症にはサポーター、見守る目が必要です。認知症サポーター養成講座の開催状況は。

南会津町社会福祉協議会などの関係機関との連携について伺います。

3番目、観光振興と地域振興のあり方について。

先日行われました議員懇談会の議題となりました会津高原リゾート株式会社の資産買い取りは、町の将来にとって大きな課題の一つであり、合併から11年が経過し、いよいよ町の産業を今後どのような形で存続、発展させていくか、大きな分岐点に立っているのではないのでしょうか。

4つのスキー場のあり方や第三セクターの集約化など、議論すべき議題は、課題は少なくありませんが、町の観光振興と地域振興のあり方が問われていることは言うまでもありません。このことから、以下3点について伺います。

1つ目、町内4スキー場の町民の雇用状況と地域における経済効果は。

2番目、田島地域における中心市街地活性は、東武鉄道の会津進出とマッチすると考えられますが、中心市街地活性の進捗状況は。

最後です。現在のニーズは、スキー場ブームの時代とは変化しており、多種多様なスポーツ趣向を受け入れていくことが必要であると考えておりますが、町の愛好者の皆さんとの連携などはどのように行っているか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、認知症対策に関する1点目ではありますが、町の認知症患者数、若年性認知症患者数についてのおただしであります。まず町の認知症患者数につきましては、介護保険での認定者数からのみの把握となりますが、認知症が疑われる指標から判定された人数は、現在の全認定者数1,237名中809名となります。

一方、若年性認知症患者数につきましては、同じく介護保険での認定者数からのみの把握となりますが、65歳未満の方で2名の方が認知症であると、そのように判定されております。

次に、認知症対策に関する2点目ではありますが、認知症の社会的認知度を高める対策についてのおただしであります。認知症発症の原因によっては、早期の発見で適切な対応ができれば、治療により進行を抑えることができる場合があります。

町としましても、認知症の社会的認知度を高める対策として、関係機関と連携を図りながら、町の広報紙にて3回にわたりお知らせしているように、定期的に開催している認知症相談窓口や認知症サポーター養成講座の開催等を紹介しております。

今後とも、町の広報紙や相談者への認知症ケアパス等を配布いたしまして、町民の皆様にお伝えをしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、認知症対策に関する3点目ではありますが、認知症サポーター養成講座の開催状況についてのおただしであります。地域の職場などで認知症への正しい知識を持ち、よき理解者となっていただくため、認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、平成28年度の実績で10回開催いたしまして、193名の方に受講をいただきました。

今後とも、受講希望者がいらっしゃれば、随時開催をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、認知症対策に関する4点目ではありますが、南会津町社会福祉協議会など関係機関とはどのような連携をとっているのかのおただしであります。南会津町社会福祉協議会とは常に情報共有に努めまして、認知症対策に限らず、連携を取り合って福祉業務を進めているところ

であります。

今年度からは、高齢者の総合的な相談窓口を担っている地域包括支援センターとともに、専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方、その家族を訪問し、本人や家族の支援を行っております。また、そのほかにも、民生児童委員や認知症の人と家族の会との情報交換や、認知症カフェ開催の支援を定期的に行っております。

今後とも、関係機関としっかり連携を図ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、観光振興と地域振興のあり方に関する1点目ではありますが、町内のスキー場の町民の雇用状況と地域における経済効果はどのおただしではありますが、今シーズン、町内のスキー場の雇用状況につきましては、町内4スキー場を合わせまして、正社員が43名、期間雇用社員が35名、他団体からの出向社員が9名となっております。

次に、季節従業員の雇用状況ではありますが、パート社員は、募集人数13名に対して11名の採用であります。季節雇用社員は、募集人数220名に対して195名の採用であります。アルバイト社員は、募集人数22名に対し15名の採用であります。派遣従業員等は、募集人員68名に対しまして47名の採用となっております。

今申し上げましたように、ここ数年は、季節雇用社員やアルバイト社員の募集を行っても、毎年継続して雇用されてきた方々の高齢化や家庭の事情等により、集まりづらい状況になっておりまして、人材の確保に大変苦慮しているところが最近の状況であります。

先般も、スキー場の安全祈願祭がありましたけれども、まだ十分な職員が確保できないところには、それぞれの地域といたしますか、そこで従業員の確保には協力するようにと、そういうようなことを各支所にも申し上げたところでございます。

そのようなことで、町民の雇用状況につきましては、現在募集中であります。雇用人数の把握には至っておりませんが、平成28年度の4スキー場の雇用実績につきましては、季節従業員の合計298名中176名が南会津町民となっております。

次に、地域における経済効果についてではありますが、冬の観光資源に乏しい本町にとって、スキー場は冬期間の地域経済を支える大黒柱となっております。スキー客の入込数は、経済効果にも直結しているところであります。その経済効果といたしましては、直接的な効果ではホテルや民宿などの宿泊施設での宿泊費を初め飲食代、燃料代、交通費、買い物費、娯楽費等、地元業者はスキー場がもたらす恩恵を少なからず受けているものと、そのように認識しております。

さらに、各スキー場や宿泊施設への食材納入、米や野菜などの地元農産物の納入が行われております。その中でも、スキー場の食堂で使用されている米につきましては、全て町内から調達しております、そのほかの食材についても、地元調達の割合がふえるよう鋭意努力しているところでもあります。

次に、観光振興と地域振興のあり方に関する2点目であります、中心市街地活性化の進捗状況のおただしであります、田島地区中心市街地の活性化につきましては、4月21日の新型特急リバティ会津の乗り入れや国道289号田島バイパスの全線開通、さらには会津縦貫南道路の整備を見据える中で、観光客の受け入れ体制の整備や商店街の活性化など、さまざまな観点から喫緊の課題となっているのが現状であります。

そのような中にありまして、昨年9月から町商工会が中心となり、田島地区中心市街地活性化ビジョン策定委員会が設置されまして、新たな整備計画の指標となる骨子を作成したところでもあります。

本年度におきましては、この骨子に基づき実施計画の策定作業が行われており、これまで3回にわたり、町歩きをしながら現地調査を行い、空き地や空き店舗の活用方法及び会津田島駅から役場庁舎間の建物等の修景、さらには統一的な店舗の見せ方や、駐車場や案内看板等の設置方針など、さまざまな観点から実施計画をまとめているところでもあります。

今後、3月には商工会から町に対して、中心市街地活性化ビジョンの提言が予定されておりますので、町ではそのまちづくり計画に基づき、ソフト面やハード面における事業展開について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、観光振興と地域振興のあり方に関する3点目であります、多種多様なスポーツ趣向を受け入れていくことは必要と考えているが、町民愛好家との連携はとのおただしであります、町や町教育委員会では、体育協会、スポーツ愛好団体、スポーツ少年団等への運営支援を行い、生涯スポーツの振興を図っているところでもあります。

また、町独自の合宿誘致促進事業や伊南クロスカントリーコース整備等により、全国規模のスポーツ合宿誘致に力を入れるほか、マウンテンバイクやジップライン、ラフティングなど、本町の豊かな自然を生かした新しい体験型のスポーツを、観光誘客や教育旅行への受け入れ手段として取り入れてまいりました。

そのほかにも、新たな取り組みとして、ロッククライミングやトレイルラン等の新たなスポーツを取り入れるため、関係団体と連携し、近年のスポーツ趣向に応じた環境整備を進めているところでもあります。

今後も、このようなスポーツと観光を結ぶ体験型観光の構築のため、関係団体との連携を密にして、観光誘客に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、文化の薫り豊かな町づくりについてお答えいたします。

初めに、文化協会加盟団体数と加盟者数の推移についてのおただしであります。合併前の各文化協会に加盟している団体の総数は77団体でありましたが、平成29年度では52団体となっております。各文化協会において脱退や新規加盟などがありましたが、合併前と比較した場合、田島地区で4団体、舘岩地区で12団体、伊南地区で1団体、南郷地区で8団体が減少しております。

また、加盟者数については、町で把握している数値で比較しますと、平成25年度は795人でありましたが、平成29年度は659人で、5年間で136名減少しております。

次に、2点目、補助金の額と加盟団体のメリットについてのおただしであります。補助金の額については、各加盟団体の会員数に応じて運営費の補助をしております。今年度の補助額で申し上げますと、田島文化協会が22団体で17万円、舘岩文化協会が4団体で4万円、伊南文化協会が4団体で2万円、南郷文化協会が15団体で9万円であります。

また、加盟団体に対する優遇措置等のメリットについては、先ほど述べました文化協会加盟団体補助金や文化祭への作品の展示、また、加盟団体が発表会などの自主事業を実施する際、文化協会による他の団体への案内状の送付等があります。

次に、3点目、加盟団体会員数減少に対する町の考えと対策についてのおただしですが、町民憲章に示されております「文化の薫り豊かな南会津町民であることに自覚と誇りを持つ」町民になっていただきたいと願う町としましては、会員の減少は大変残念なことであると考えております。

現在、会員をふやす手だてとして、文化協会加盟団体の活動紹介と会員募集のチラシを各家庭に配布したり、施設に置いたりして広報活動に努めております。また、文化祭の際、会場に体験コーナーを設け、入会を促すなどの取り組みを行っている団体もあります。

町といたしましては、募集チラシの作成や文化祭での体験に係る費用の補助などの支援をしており、引き続き会員の増加が図れるよう、文化協会とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、南会津町の文化の形として文芸誌を発行してはとのおただしですが、現在、広

報みなみあいづの中で、俳句や短歌などの文芸コーナーにより作品の紹介や、また、文化祭において作品の展示等をしており、成果発表の場ともなっておりますので、現時点では文芸誌の発行する予定はありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、1番目から、答弁の順番は違いましたが、1番から再質問させていただきたいと思います。

まず、文化の薫り豊かな町を目指してということで、毎年、文化祭、私も非常に楽しみにしています。今は田島地域の文化祭に毎年参加するようにしておりますが、児童の作品があったり、そして愛好家の皆様の作品があって、まさに1年の集大成、収穫の秋とかそういった部分も含めて、1年の成果発表のすばらしい場だなと思っています。

しかしながら、やはりその会員数が減っていることも原因しているのか、これは後ほどお聞きしますが、作品数が少なくなっているのではないかなと思っています。少し寂しい形、当然文化の薫り豊かな町を目指していくのであれば、そして総合振興計画等にもありますように、そういった愛好家をふやしていくのであれば、作品数というのはふえていたり、公民館の講座数というのはふえていくような状況が生まれるといいなと思っているんですが、実際のところはなかなか、文化協会にまず限定してしまうと、担い手不足、非常に高齢化が進んでいるなどという状況がうかがえるかと思っています。

この会員数、文化協会の会員が減っていること、そして加盟団体が減っていること、これについてどうしてこのような状況が生まれているのか、教育委員会の認識を伺います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

会員数の減少、それから加盟団体の減少でございますが、まず加盟団体の減少につきましては、合併前の数と比べまして大分減少しているということでございますけれども、合併前に比べまして、補助制度などのメリットが減少しているというようなことも要因として考えております。

それから、会員数の減少につきましては、加盟団体が近年になって固定化しておりますので、やはり高齢化による会員の減少というものが大きいのではないかと考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 2つ理由がありました。まずは、加盟することのメリットの減少、そ

して2番目が加盟団体が固定化して、その固定化された中でも高齢化が進んでいる、つまりは新規会員が入らないような状況、2つがあると申されました。

まず、1番目のメリット減少に関してなんですけれども、メリットが少なくなっていったからなのかということで、合併前、例えば補助金でどうだったんでしょうか。現在よりも多かったのか、どれぐらい差がある。

先ほど、田島で22団体17万円とか数字ございましたが、平均すると5,000円から1万円の間ぐらいなのかなと、1年間の活動費としては非常に微々たるもんだなというふうな感じを受けるんですけれども、合併前、まず伺います。合併前の補助金の額、前より多かったのか、どれぐらいだったのか、伺います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

合併前の補助金額であります、田島町が40万円、舘岩村が30万円、南郷村が51万3,000円となっております。なお、伊南村は補助金を廃止しており交付しておりませんので、ゼロ円となっております。現在と比較しますと、その当時は121万3,000円の補助金が交付されております。

先ほど教育長答弁でお答えしましたように、現在は4団体で年額32万円の金額となっております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 合併前が121万3,000円で現在が32万円、大きな減少かと思うんですけれども、この減少に関しては理由があるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 減額していった理由ということでございますが、合併した平成18年度につきましては、ほぼ先ほどお答えしました同額の補助金が交付されておりましたけれども、平成19年度におきまして、それぞれの文化協会への補助金は廃止されております。その当時の財政状況であったり、あるいは自主的な運営を促すという意味で、その当時の判断で廃止されたものであると認識しております。

現在の補助金制度は、平成27年度から予算化したものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 合併当時はあったけれども、継続されたが、平成19年に1回廃止をしているわけですね。そして、平成27年にもう一度復活して、現在のような形があるということで。ですので、廃止したという部分で、現在の加盟数の減少とつながっているとは考えられな

いでしょうか。

お金が全てではないとは思いますが、どう影響しているのかということをお教育委員会でどのように捉えて、それでまた復活された理由ですよね。そのとき本当に廃止した、自主的な運営というのが達成されずに、もう一度復活されたわけですから、その翻った理由というのは何だったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

やはり、平成27年度にこの補助金を復活させたという理由といたしましては、加盟団体の減少、それから会員の高齢化によりまして、それぞれの加盟団体の運営が大変厳しいということでお話を聞いておりましたので、少しでも加盟団体の活動が活発になるようにということで補助金の復活をしたものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 本当にお金が全てではないと思うんです。だから、2つに分けて考える必要があると思っております。まず1つは、そうはいつでも、補助金がなぜそういう、町の方針によってふえたり減ったりしている、一方で、合併当時には「文化の薫り豊かな」と申して、その何というんですか、合わない形、不合理な形が見えるんですけども、教育委員会としては、その補助金の額と加盟数、加盟者数、その増減に関する因果関係とはあると思っております。今後、どのような現在要望があつて、ビジョンがあるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 生涯学習課といたしましても、その補助金の額によって活動が一概に活発になるというふうには捉えておりません。加盟団体の活動はさまざまございまして、加盟団体それぞれ活動や活動の回数、それから活動の中身も違いますので、この補助金の目的といたしましては、それぞれの団体においてこの補助金を活用していただいて、少しでも事業が活発になるようにというふうに願ひまして補助金を交付しているものですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 はい、理解しました。

しかしながら、そうはいつでも、やはり文化祭の形ってどうなっていくんでしょうかということですね。そこに集大成としてあらわれるわけで、もちろん個人でいろんな作品展等に出展

されたりする中で、町民がそれを知ってという部分はあろうかと思いますが、一堂に会してそれを拝見できる、そしていろんな文化を感じることができるという意味で、非常に有意義だと思っています。

とすれば、やはり文化祭に参加しやすいような形をとっていくべきで、これまで文化協会がそれを主に担っていたとすれば、しかしながら、そういう形で、会員の高齢化などもあり、新しい人も入ってこないのであれば、次の手だてを考える必要があると思うんですけれども、文化祭に対する認識と文化振興、文化を愛好される方の参加率を高める方法、これについてはどうお考えでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 文化祭につきましては、これまで文化協会が中心になって運営をしていただいておりますし、町としても文化協会に開催の委託をしております。

そこで、以前は文化協会の加盟団体がほぼ全てでございましたけれども、近年は文化協会に加盟していなくても活動されている団体が多数ございます。そのような団体にも声をかけまして、田島地域の文化祭ですと、例えば出展団体は文化協会の加盟団体は11団体でありますけれども、そのほかに自主団体が5団体であったり、あるいは公民館の講座のほうですね、高齢者学級の作品であったり、そういったものも含めて作品の展示をしていただいております。

それから、南郷地域におきましては、農協ですとかそういったところも巻き込んで、野菜の直売を行ったりと。それから、あるいは青年会ですとか、そういった団体にも声をかけて、その祭典としておりますので、文化協会だけではなくて、そういったよその文化活動していらっしゃる団体にもなるべく多く声をかけて、継続をしてまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そういったことで、少しずつ形態が変わっているわけで、ここ大事だと思うんです。今まで、一定の役割を果たしてこられた文化協会の皆さんに対する支援という部分をどうしていくかということ、あとは新しい加盟者をどうしていくかという、文化祭に対する参加者、門戸を広げていくということも大事だと思います。

教育長、文化の薫り豊かな町をつくる、目指すのであれば、こういったことをしっかり整合性をとりながらやっていくべきで、特に補助金に関しては、私は、やはり高齢化もしていきながら、会員数も減っていきながら、それでも会を続けていきたいという愛好者の皆さんの思いあって、私はすごく志が高いと思っています。

一部の方は、心ない方は趣味の団体だというような言い方をされます。しかしながら、例え

ばカラオケであっても、チャリティーとして地域に貢献したいと思ってやってらっしゃる。それを単純にそう言ってしまうんじゃなくて、どう町の教育の場に生かしていくかということは必要だと思うんですね。

また、子供たち、これから大きくなって大人になった場合に、やはりそういった土壌がなければ、それに触れ合う機会もないし、発表する場もないということから、しっかり考えるべきだと思うんですけども、これまでの議論を経て、教育長のお考えを伺います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 議員おただしのとおり、文化の振興は町の振興とも密接な関係になっているかなど。そういう意味では、文化協会に加盟されている方々におきましては、自分たちの趣味とかそういうものを充実させるとともに、町の振興にも一役買っているという思いがあるかなというふうに思っています。

そのような思いのほかに、先ほど課長が申し上げましたとおり、協会に加盟しない方の中にも、町のイベントとか、そういう発表会等に積極的に参加している方等もおりますので、文化協会の会員数の減少が文化振興の減少になっているとは直接的にはなく、やっぱりいろんな面で町の皆さんは文化になれ親しんでいるのかなというふうに思っています。

そのような点で、文化協会加盟者だけでなく、町全体、本当に文化を楽しむ町民ということで考えますと、やはりそういう発表の場とともに、文化に触れる機会を設けると、また、文化協会に入っている方には補助金の支給という支援だけではなくて、別なあらゆる支援の方法について、やっぱり町としてもしっかりと取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えています。

6月に町の宣言のほうで協働という言葉がありましたので、ぜひ今後も、そういう文化を楽しむ方々には、文化を楽しみながら、町の文化振興にも寄与しているんだという認識を持っていただきまして、町の振興に協力していただければありがたいかなというふうに思っていますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そのとおりだと思います。文化振興が地域の振興につながる、必ずあると思います。やはり、収穫の秋をたたえて文化が発展したりとか、冬の間どうやって過ごすかという部分、楽しみの部分から入っていく、それが人と人をつないだり、地域を盛り上げたということをかっておりましたので、ぜひこの部分に関しては配慮いただきたい。しかしながら、一方的に文化協会の補助金を上げてくださいという話ではなくて、しっかり今のただ現

状として、課題があるわけです。

そういった愛好者が減ってしまうことをそのまま見るのではなくて、私は1つ提案させていただきたいのは、やはりどうしたら減少しないようにできるんだろう、新たな担い手をつくっていけるんだろうということについては、文化協会加盟団体の皆さんと協議する場であったり、呼びかけを一緒にする場であったり、そういったものを協働で行っていただきたい。

余りにも会員の方には、自助努力でというような姿勢が強いのではないかなと思うんです。ぜひ協働で、会員数をふやすであるとか、加盟団体数をふやすであるとか、文化祭に参加者がふえるとか、そういったぜひ協働の輪を広めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 本当に議員おただしのおとり、そのおとりかなと、こういうふうに思っております。

文化協会で行っている文化だけが文化ではありませんので、郷土芸能とかその辺も含めまして、全て文化かなと。実際に、そういう地域における郷土芸能も、だんだんだんだんと人口の減少で衰退していったり、消滅の危機にあるところもあるかなというふうに思います。やはり、そういう文化も含めまして、町としてどのように後継者を育てていくかということは、とても大切なことかなというふうに思っています。

その一端となるかどうかは別物として、今、小学生に歌舞伎を、1年かけて指導しているという取り組みをしております。それによって、地域の伝統文化に触れる機会を与えたり、伝統を継承していくことの大切さをそこで学んでいるかなというふうに思います。やはり、学校教育の中では、そういう機会を多くすることによって、それはまたふるさとを愛する心の育成にもつながるものかなというふうに思っていますので、学校のほうで、地域の伝統のよさや、そういうものを知らせるとともに、地域におきましても、やはり伝統を継承する心とかわぎですか、そういうものを継承していただければありがたいかなと。そういう面について、町としても十分な支援をしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひそのように進めていただきたい。特に、やはりそういった協働の場をつくるということによって、地域づくりにもつながっていくという観点から、強く要望したいと思います。

また、もう1点だけ、先ほど郷土芸能ということがございました。古いものを伝えていく、

子供たちに伝えていく場というのがなかなかつくりにくい地域の現状にあります。ぜひ、博物館等で、学芸員の皆さんいらっしゃいますので、ただ博物館で待っていますという形ではなくて、ぜひ赴いて話していただいたり、町の文化に触れ、親しんでいただけるような場をつくっていただきたいなと思いますが、その取り組みの現状とこれからの方向性について伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

郷土芸能の取り組みにつきましては、生涯学習課のほうで担当して、伝統芸能活性化実行委員会という組織をつくっております、そちらのほうで現在、町内の12団体の団体が加盟しまして組織しております。

やはり、伝統芸能の継承団体としての課題というのは、後継者不足でございます。それで、今、その団体の中では情報交換をやっておりますけれども、その中でやはり後継者不足の取り組みというのは、集落支援のほうとも密接なかわりがあるというようなことで、集落の活性化ということと一体となって進めていかなければならない課題だと考えております。

それから、その実行委員会のほうでは、用具の新調あるいは補修に対する助成、あるいは公演の出演に対する助成、そのような支援を行っているところでございます。

博物館のほうでは、藍染めというようなことで、非常にそちらのほうの伝承と、それから公開をしております、毎年、参加者がふえているような状況でございます。博物館と連携して、郷土芸能の伝承につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 はい、了解しました。

文化の薫り豊かな、非常に重要だと思っています。単純にお金だとか経済とか、そういったことばかりでなく、しっかり教育の面から、そういった地域文化をつくっていけるように、今後もしっかり対応いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、認知症対策について再質問させていただきます。

先ほど1,237名中809人とございました。こちらについては、介護保険の例えば日常生活自立度による認知症者の数だと、そこから把握されているということで理解してよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 おっしゃるとおりで、介護保険の自立生活支援の中の項目の2以上

を認知症と判断をして計上しております。ご質問のほうは、認知症の患者数とありましたが、患者数についてはなかなか、病院に行って一人一人選んでこなくちゃいけないということもありますし、プライバシーの問題もありますので不可能ですが、そういうことで、介護保険のデータのほうから抽出した数字であります。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 平成28年度の事務報告を見ました。そのときに、保健師さんの活動、相談状況云々で、そちらに認知症という項目がございまして、相談件数だと思いますが、20件とかそういった数がございました。そちら事務報告に載っている数については、介護保険を通して相談がある数なのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 その20件の数の内訳については、ちょっと今把握はしておりませんが、介護保険の中での把握を、町としては把握する方法の一つとしているというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私たち富士宮市に行って、非常にびっくりした——もちろん事前の情報でわかっていて、非常に地域ぐるみで対応されていることに感銘を受けました。

そもそも何で行ったかという、包括ケアシステムという部分で探っていたんです。そうすると、現在、全国で包括ケアシステムをしっかりと対応できているところは皆無です。富士宮市においても、包括ケアについては我々まだできていないのでというような答えを、昨年度の視察申し入れしたときに申されました。

しかしながら、なぜ行ったかといえば、そこにヒントがあるのではないかなと感じたからです。つまり、生活弱者、特に病気をされて社会から離れてしまった方、少数の方は必ずいらっしゃいます。そういった方が、特に若年性認知症の方だったんですけれども、そういった方をしっかりと把握をして、一人一人の相談に乗って、もう一度社会で受け入れる環境を整えれば、そういった認知症患者数、先ほどなかなか病院に行って聞くわけにいかない、把握するのが難しいとありましたが、つまり声に出さない、苦しんでらっしゃる方がいるかもしれないということなんです。

確かにそのとおりで、もしかしたら南会津町にも2名以外にもいらっしゃるかもしれない。ということで、我々は認知症対応ということで富士宮市に行って視察を行ったわけですが、翻って、自分たちのことを考えると、実は南会津町の状況についてもいま一つわかっていないん

です。ということで、ここを起点に、しっかりそういった、難病の方もいらっしゃいます。障がい者の方もいらっしゃいます。そういった方にしっかり目を向けることによって、いい社会づくりができるのではないかなというような視点から質問させていただいております。

そういうことで、今、把握できていない数がございます。これは課題だと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

把握できていない数は、確かに認知症に限らず、各種福祉関係で出てきます。障がい者も含めて、町で全てを把握しているということにはなっていないのは現実でございます。ただし、日ごろからその現状を把握するために、さまざまな施策を進めながら、地域の実態を把握しようということで取り組みをしております。例えば、サポーターの養成講座等、それから認知症カフェを開いたり、あとSOSネットワークシステムを構築したりということで、今、現状把握ということではさまざまに努力をしているところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 現状を把握するためにどうしたらいいかという、やはり支援を必要としている方のところに近づいていくしかないということ、富士宮市でもおっしゃってました。やはり、一人一人にしっかり目を向けることで、どういった支援が必要なのかということが体系化できていくのかなと思います。

そこで、4点目にお聞きした社会福祉協議会などの関係機関との連携ということだったんですけれども、これについては具体的に、例えば認知症に関しては、先ほど相談体制云々ということがありましたが、本当に具体的にどういった活動されているかあれば、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

社会福祉協議会には地域包括支援センターというものを委託しておりまして、その中でさまざまな相談業務を行っております。また、訪問活動などを行いながら、見守り等を行いながら、高齢者、ひとり暮らし、認知症、この対応しながら、実態把握を進めております。

中でも今、法人後見制度といいまして、後見人の制度を社会福祉協議会のほうで実施しております。認知症になられた方、もしくはなる可能性のある方、その際に自分の財産等について

大変不安に思っている方がたくさんいると思います。そういう方の財産管理をする後見制度というものを、社会福祉協議会のほうで実施をしておりますし、また、現在、町でもそういう後見人の相談体制、弁護士や司法書士などの専門職へのあっせん、情報提供、これについても今進めるように検討しております。

そういう意味で、社会福祉協議会とはさまざまな連携をしながら、高齢者、認知症、ひとり暮らし等の対応をしているところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私たち当然、文教厚生委員会で担当ですので、こういったことを文教厚生委員会の中でも事務調査の中でもお聞きしていますが、現在やられている取り組み、富士宮市に非常に似ていると思っています。困っている方のところにしっかり行って、お話を伺ってくる姿勢、非常にすばらしいと思います。

しかしながら、そこだけでも今度は不足する部分があるかと思っています。先ほどあった養成講座であったり、広報するという部分です。確かに、広報で3回ほどやられたりとか、そういったことはあるかと思うんですけども、しかし、伝え方がすごく大事なんですよ。

そういった意味では、もう少し事務的な、こうなったらこうなりますという部分だけでなく、広く社会的認知を得られるような広報のあり方が必要かと思うんですけども、例えば広報紙で特集するとか、こういった場合こうしたらいいとか、そういったことをしっかり全庁的に、こういったことがあったら、つまり、例えば我々が町なかで、あの人いつも歩いていらっしゃいますよねというような方があったとき、もしかしてこの方は認知症じゃないかなということが何となくわかるわけです。

でも、社会的にどうやって支えていったらいいのかというのは、割と難しいことだと思うんですね。したがって、そういったことをわかっていただくために、認知症からまず進めていく、いずれそれが包括支援システムにもつながっていくというふうに私は信じているんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 議員おっしゃるとおり、そういう形の広報というのは重要だというふうに私どもも十分認識しておりまして、今年度も広報みなみあいづで特集を組みまして、先ほど申し上げましたように、3カ月間広報をしております。ただ、なかなか、そうはいつでも浸透しないというのが事実でございますが、認知症になられた方に対する広報、お知らせとい

うよりも、地域の方々に認知症というものをわかってもらう、その広報のほうがこれからは重要なのかなというふうに思っております。

先ほど申しあげました認知症サポーター養成講座、こちらを開催しておりますが、町内の小学校5、6年生を対象にしたり、民生委員、それから地区の老人会、認知症カフェに参加される方、多くの方々を対象に、認知症に対しての正しい理解、それから偏見を持たない、家族に対する温かいまなざし、それから自分からできることは何か、そういうようなことを勉強する機会を地域住民の方に知っていただく機会をつくっております。

そのほか、認知症ケアパスという、先ほど町長の答弁からもありましたけれども、これを作成しまして、認知症の疑いのある段階から発症、進行、どんどん変化していく状況に応じまして、どういう対応していけばいいのか、どういう支援があるのかということをお中でうたっております。こういうことを認知症にかかわる家族・地域の方々に知っていただくことによって、認知症の方々に対する支援になっていくのかなというふうに思っております。

南会津町では、富士宮市さんの資料を私も見させていただきましたが、まだまだ富士宮市さんのほうに追いつくような施策は進んでおりませんが、勉強になるというふうに思ったのは、やはり富士宮市さんは地域で認知症を支えるという、そういう思いがあったようでございます。やはり、行政が一方的に手を差し伸べるというよりは、地域から認知症に対する正しい理解をしていただいて、認知症になったとしても、我々も含めてなる可能性があるんですが、それでもこの町に生きていきたいというような思いになるような施策を住民の方々と——先ほど協働のまちづくりというような話もありましたが、そういう形で進めていくべきかなというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 まさにそのとおりで、学校だけじゃなくて、いろんな団体であるとか、企業という部分もあろうかと思えます。これは認知症だけでなく、恐らく全てに通ずることだと思わんですけれども、やはり役場が全て、職員が全部やり過ぎるのではなくて、問題提起をしていく、そこに徹されているのはすばらしいと思えました。行政は行政の役割としてこういうシステムをつくりたいということだけ、余り引っ張り過ぎない、そして預ける、そういうことが徹底されている部分、非常にすばらしいなと思えました。

しかしながら、人口減少であったり、こういった都市部でない地域でどうやっていくか、非常に難しいとは思いますが、しかしながら、都市部にはない地縁関係であったり、かたいきず

なというのもございますので、そういった部分を生かしながら、包括ケアシステムに向けて、しっかり認知症対策であったり、そういったところから突破口を広げていただきたいなと強く思うところでございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

観光の振興と地域振興のあり方ということで、かつて村、町の命運をかけてスキー場をつかって、雇用をつかって、出稼ぎに行かないようにというようなことがあった、そこから今転換期を迎えているということです。

先ほど従業員数がございました。募集をしても集まらない状況があるということで、ここでもやはり人手不足なのかなというようなことがございますが、それで一方で、たかつえスキー場では派遣の方が非常に多くて、賃金がそこが高くして矛盾が生じているというようなお話ありました。これは、例えばその賃金にしたら町民の方でもやられるんじゃないですかね、見解はいかがでしょう。

つまり、そのサービス、なぜ、足りないから、その労働賃金じゃないと都会の人は来てくれないから、その賃金を払っているのか、それともたかつえスキー場ではこのサービス、こうじゃないとだめだというサービスがあって、その賃金単価にしているのか、これについて伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

4つスキー場あるんですが、今、議員おただしの派遣従業員の募集をして対応しているのはたかつえスキー場のみでございます。

単価的には、普通の季節雇用社員と比べますと、約2倍ぐらいのお支払いしているというようなことを聞いております。と申しますのは、その派遣従業員個人と契約するのではなくて、派遣する会社ですか、派遣会社との契約になりますので、会社の取り分も含めた形で、通常の季節雇用社員と比べますと割高になっているというのが実態でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 確かに、たかつえスキー場は規模が非常に大きいので、必要な数も必要なので、まずは町内にかけて、地域にかけて、そして東京都のアルバイトかけて、いないから派遣会社をお願いしているということだとは思いますが、それであれば、もう少し上げてという話には議論としてならないのか、町からも例えばそういった要望、現状をわかっている中で、指導とかですね、そういった打ち合わせの席でそういった提案というのはないん

でしょうか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、地元で雇用する季節従業員、それと外部から、そういった派遣会社のほうから依頼する人間と賃金格差が生じております。ただし、これは絶対数的なもの、それがやはり地元の方で、もう勤務対象となる方が絶対数が少ないと、これがやはり一番大きな点だと思っております。もちろん、それに見合った形でと、地元の方にもそれなりの例えば時間給であったり、そういうものを上げれば、若干数今よりもふえるという可能性はあるかと思えますけれども、ただ、やはりこれだけの人数を確保するという話になったときには、やはり地元だけでは絶対数的な人員が足りていないと、そちらのほうが現実的な問題なのかなと、そのように思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 かつてスキー場ができて、出稼ぎに行かなくてもいいように、働き場所として、就労の場としてつくっていったものが、現在は就労する人がいないということです。ということで、当然てんびんにかけるわけではございませんが、そういった就労の場であるということと地域振興という部分を勘案しなくてはならないわけですが、今後もそういった意味で——先ほど町長は継続していくということを断言されております。先ほどの答弁ございましたよね。

ということですので、ぜひそういったことは検討の余地がないのかということなんです。つまり、たかつえスキー場、南郷スキー場、高畑スキー場、だいくらスキー場、それぞれ違うスキー場で、入っている人数も違うわけで、果たして単価はどうなのかというと、またそれも違うわけで、そうあるべきではないかなと。つまり、たくさんの方が入った、価値が高いと考えるのであれば、賃金だって高くてもいいんじゃないかという話はあるかと思うんですけれども、そのような考え方はないのか、伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この第三セクターのスキー場、特に今、議員がおっしゃられたように、出稼ぎが盛んになったころ、やっぱり当地域でそういうような職場があれば、地域で仕事ができる、生活もできる、家族そろって生活できると。そういう意味では、非常に大きな意義がありましたし、その効果もあったわけでありまして。しかし、スキー人口も減った中で、そしてまた一方で、地元として

は高齢者、今まで働いていただいた方々が高齢になったということで、人が集まらないということでもあります。

そうした中で、今後のスキー場に限らずでありますけれども、そのような施設をどのようにするかということでもありますけれども、やはり今は過渡期かと私は思います。そういう意味で、もう少し時間をかけながら、そして地域の状況も見ながら、そして皆さんとの意見も交換しながら、いずれ何らかの判断は必要な時期が必ず来ると、私はそのように思っています。

しかし、今、現時点で、そういう中で判断というか、先ほど公共施設の話もしましたけれども、いずれはそのような時節が来ると、それまでいくまでの努力という、それはやっぱり町も、当然第三セクター、今、指定管理者が運営を行っていますけれども、そうした中で協議をしっかりしながらやっていく必要があると、いずれは来ると、そのような認識ではおります。

しかし、今現在の中では、そういうような状況であっても、たかつえスキー場、あれだけのことをやっぱり運営しなきゃならないという今、現時点の使命の中で、やっぱりやる必要があるだろうと、私はそう思います。

先ほども支所長が答えたように、もう雇用したくても、賃金を上げて絶対数が足りないんだと、そこに根本のものがあると思いますので、その辺を踏まえた中で、町として、そして地域として、それからその事業として検討していく段階には来ているのかなと、そのようには考えています。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今回、財産、土地等を買って、まず全部を町営にして、それから考えましょうという、まずそこを整えてからだよというようなお話だと思います。

町長に伺います。例えば、町営になるわけですが、次には第三セクターをどうするかという話になるかと思いますが。そういった場合、例えば現在、指定管理者制度の中で、先ほど指定管理者を公募したところ、純民間的なところが来たよというのは非常に大きな効果だったという見解がございました。これは、たかつえスキー場においてもやはり同じなのか、つまりはそういった指定管理者の公募に当たっては、第三セクター統合云々も含めながら、しかしながらそういったことも、純然たる競争を促していくのか、そこについて伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これから、その辺は皆さん方に議決というか、採択いただくわけですから、そういうふうになったときには、今までやってきたこと、そして今ある第三セクターの町としてのあり

方、私としては、もしそうなれば、第三セクターのもちろん統合はあると、そのようなことは視野に入れながらやりたいと思います。

いろんな課題は、いずれにしてもあると思います。今言ったことが、第三セクターに統合したからって解決する問題ではないのでありますから、そこら辺も含めた中で、どのようなことができるかということは、またその中であわせ持って、また協力すればできるかもしれませんし。

ですから、そういうことも、総合的な中でできる限りの努力はして、そしてよりこの地域に元気が出るというか、地域が、皆さんがここに住んでよかった、働く場所があってよかったと、そういうふうな対応も、町としてはしっかり考えていきたいと、対応していきたいと、そのようなことを思いながら、これから進めていきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 残り10秒切ってしまいました。

以上で大桃英樹の質問を終了いたします。

○五十嵐 司議長 以上で7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○五十嵐 司議長 次に、10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 議席番号10番、楠正次、通告どおり一般質問を開始いたします。

1点目でありますが、館岩地域の保育環境について。

館岩地域の幼児保育は、児童館から幼稚園へと変遷があり、地域・保護者ともに幼稚園教育を選択して、25年の歴史があります。幼稚園を選択した経緯を調べてみたところ、町長もよくご存じの、今は亡き星元館岩村長が児童館ではなく、幼児教育の充実ということで、幼稚園教育の重要性を議会に訴え、村民に示し、これを支持して児童館から幼稚園設置へ進んだと聞きました。

ことしの幼稚園新入園児は3名の予定でしたが、保護者の仕事等の都合で、2名は地域以外の保育所・園に通っています。この状況に対する町の考えと取り組み状況をお示してください。

南会津町として把握した保護者の声をお示してください。

今後の保育環境に対する考えを伺います。

2点目ではありますが、障がい者雇用についてであります。

障がい者雇用の実態調査は、委員会行政調査報告のとおりであります。日本理化学工業は、昭和12年創業のチョーク製造販売会社で、昭和35年から、報告でも申しましたが、障がい者雇用を継続しており、83名の従業員のうち62名が知的障がい者で、62名中26名はIQ40以下の重度の障がい者ですが、チョーク製造の全工程を障がい者で行っている現状を実際に見て、非常に驚きました。

「何かができないから仕事ができないのではない、作業工程に人を合わせるのではなく、その人に合わせた作業工程を考え、工夫を重ねた」とおっしゃった日本理化学工業の大山社長の言葉は、長年の努力と従業員に対する敬愛を強く感じ取りました。

障がい者雇用の促進等に関する国の考えは、従業員50人以上の企業は、2%の障がい者雇用を法律で義務づけています。

1点目ではありますが、都道府県や教育委員会には、一般企業より大きな法定雇用率を求めています。本町の職員に対する雇用率達成度をお示してください。

今後の障がい者雇用促進に対する取り組みの考えを伺いたいと思います。

障がい者の才能開花に向けた考えがあるか、伺いたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、館岩地域の保育環境についての1点目ではありますが、今年度の館岩幼稚園新入園予定であった3名のうち、2名が地域外の保育所に通っているが、この状況に対する町の考えと取り組みについて及び2点目の、町で把握した保護者の声についてのおただしではありますが、本年4月に館岩地域協議会会長より、議員おただしのような実態を踏まえ、「館岩幼稚園から保育所への転換についての提案書」が提出されました。

これを受けまして町は、館岩地域の保育等のニーズを把握するため、館岩幼稚園児保護者及び未就園児の保護者19名を対象に、「館岩地域の保育・幼児教育についてのアンケート」を実施いたしました。17名の方から回答をいただいております。アンケートの結果は、館岩幼稚園として継続を希望する保護者が3名、保育所への移行を希望する方が6名、こども園への移行希望が8名でありました。

町としましては、町内の館岩地域のみ1歳児、2歳児の受け入れ先がない状況を鑑み、今後、

幼稚園から保育所への移行することについて、課題等の検討を進めることとしております。

先般も行政連絡員の方々、そして地域協議会の方々と議論と申しますか、意見交換する場がございましたし、アンケートの結果、まだ幼稚園でいいという方もいらっしゃいます。ですから、そのような現状を踏まえた中で、もう一度、館岩地域の皆さんとしっかりその辺も十分協議して、そして町がどのようなことができるのかということを検討してまいりたいというのが今の話でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

館岩地域の保育環境についての3点目でございますけれども、今後の保育環境に対する考えを示せとのおただしであります。町内の公立、私立、5つの保育所では原則、入所希望者を受け入れておまして、待機児童はいない状況であります。さらに、全ての保育所で一時預かり、延長保育を実施しておまして、入所前の児童に対しましては、田島保育園、びわのかげ保育所において子育て支援センターを運営し、館岩・伊南・南郷地域ではつどいの広場を毎月3回実施しています。

町立保育所では、6月より毎月2回、すくすく広場として、午前中に保育所を開放しております。充実した保育環境が整備されています。

館岩地域の保育環境のあり方については、保護者の労働環境や保育意識、家族形態の変化に対応しつつ、町内各地域との均衡を考慮しながら、地域や子育て世代の合意形成を踏まえた上で検討してまいりたい、そのように思っています。

親の愛情を子供たちがしっかり感じられるような、そしてまた地域の思いを感じられるような、そういう保育環境、子育て環境をどうしたら構築できるかということ、しっかり町としても対応して考えていきたいと思っております。

次に、障がい者雇用に関する1点目でございますが、本町の職員に対する雇用率達成度についてお答えいたします。

障がい者の雇用率につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律において、民間企業、国・地方公共団体ごとに規定されております。地方公共団体の法定雇用率は2.3%となっております。おただしの本町職員の実雇用率につきましては1.58%であり、法定雇用率を達成できていない状況となっております。

次に、障がい者雇用に関する2点目でございます。今後の障がい者雇用促進に対する取り組みを示せとのおただしでございますが、障がい者の雇用においては、働く意欲と能力を有する障がい者の方に平等にその機会が与えられることが重要であると、そのように認識しております。

こうした中、本町職員の障がい者の雇用において、一般試験での障がい者の制限はしており

ませんが、志願者がいないというような状況であります。

今後、障がい者の雇用について、志願者の増加を図るため、障がい者に対する特別な選考を実施することや、大学等で実施している採用説明会等において積極的に周知に努めるなど、障がい者雇用率の向上を目指して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、障がい者雇用に関する3点目、障がい者の才能開花についてのおたただしであります。南会津町第3期障がい者計画では、全ての障がい者に対し、自分の個性や才能を生かしながら社会に参加、貢献できるよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の機会を十分に確保するとともに、活動を通して社会参加につながる環境づくりを目指すこととしております。

障がい者の社会参加には、地域で円滑な活動や自立した日常生活を送ることができるための支援や訓練等が必要であることから、町では日中活動の支援の場や精神障がい者社会復帰相談指導事業、外出時の支援をするための移動支援事業などにより、社会参加を促すための継続的な支援を行ってまいります。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、自己の可能性を引き出すとともに、住民の交流の場として大きな役割を果たしていることから、今後はさらに障がい者の自立や社会参加の推進、多様性を認め合う社会の実現などを図り、障がい者の才能を開花させる環境を整備する必要があると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 1点目から再質問をさせていただきます。

1、2は、答弁のように関連性がありますので、一緒に質問したいと思いますが、このアンケートというのは、文書を配付とか送付をして、届けていただくというような内容でしょうか、アンケートのとり方ですね。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

このアンケートにつきましては、基本的な文書面を作成した上で、それぞれに保護者の方に直接手渡しして、説明をして受け取ったものと、なかなか時間がなくて郵送で行ったものと、それは双方存在しております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

平成22年にもこのアンケート、当時もやっぱり保護者の声がありまして、とったということではありますが、そのときの数字というのはわかりますでしょうか。先ほど言われたこども園であるとか、保育所であるとか、幼稚園がいいとかというところの数字がもしわかればお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えします。

当時のアンケートにつきましては、アンケート途中経過の文章は確認できたんですが、最終集計という形のものまでは確認できなかったのが事実でございます。ただ、アンケートの検体数、数がそんなに多くはないので、ほぼは見たのかなとは思っております。そのときのやはり意向としましては、幼稚園のままのほうが良いという形の意向のほうが多かったと、そのように私どものほうでは把握しております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 幼稚園のほうが多かったと。それから、今回の調査だと、保育所が6名で、こども園が8名ということで、幼稚園を希望するのは3名と、これは率直な保護者の声なんだろうというふうに思います。

私、この話を地域協議会の方から聞いて、11月に15年、16年、17年に生まれたお子様をお持ちになった方、広報みなみあいの誕生された方ということで、聞き取り調査してみました。そうすると、やはり共働きでないといけないというような方がありまして、その方は今、核家族化が進んでいて、スキー場開発が進んだころ、Uターンした時代、高杖集落なんかは本当にたくさんの方がUターンして、幼稚園を希望されたわけですがけれども、そのことからすると、今、核家族化が進んで、本当におじいちゃん、おばあちゃんという立場の方がいらっしゃるけれども、別に住んでいるために、働くためには保育所、やっぱり保育時間の長いところということを求められ、実際この話をお伺いに行ったときに、そういう事情で若松に越すんだという保護者もいらっしゃいました。

これまで、聞いてみると、やっぱり何年も前からそういう傾向はあるということで、町でもつかんでおられるかと思えますけれども、それで、今回、Iターン者の方、館岩にいらっしゃるお子様をお持ちになったばかりの方ですけれども、その方に伺ったところ、非常に衝撃、それは夫婦でやっぱり働きたいんだと、だけど、館岩地域では働けない。その方はまたお子様がおできになるということで、夫婦2人つきりなので、預ける場所もなくて、伊南保育所に預か

ってもらおうと思ったら、伊南保育所がいっぱいで、田島に預けて健診に行ったというお話をされた方、実際にいらっしゃいました。その方のお話ですと、やっぱり今の時代、保育所にしていたかかないと、IターンとかUターンとして選定する場所として選べないという、切実な思いを聞きました。

この声について、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

そのような話も聞いておりますし、その方については本当に大変な実情だということも、それも認識できます。ただ、今回の件ですね、前からこういうお話はあったんですが、22年のときに、私も先ほど支所長が答弁したとおり、幼稚園でいいと、そのようなことで報告といひますか、結果が出まして、その中で私もそのような、当分この幼稚園で館岩はいつでもいいのかなと、そういう判断して今まで来たところでございます。

にわかに、この春ぐらいからそのような声が出てきたことも確かでありまして、ただ、この間もそのお話し合いの中では、幼稚園を希望されている方がまだ3人いるということ。これから新しくつくるので、保育所なのか幼稚園なのかとあって、あるならば、何とかそれは保育所でどうですかとも言えるんですけども、やっぱり今、幼稚園を希望される方が3人いらっしゃるという方が、また本当に保育所になったときどうなのかとね。保育料の問題とかあるので、国のほうはそれを無料化したいというような方向性がありますけれども、いつからなるかわからないというような状況の中で、町も5歳児は無料にしておりますけれども、その辺の負担の問題等ありますので、幼稚園と保育料は違いますから。

ですから、そこら辺のところをしっかりと精査した中で、調査した中で、意向を聞いた中で町は判断する場合も、そのようなことも必要だと思いますというような話はしてきました。ですから、町としては、ぜひ皆さん方が本当に子育てしやすいのはどういうことなのかということ、しっかりそれを原点に捉えた中で、町として今後の対応をしていきたいと思ひます。

保育所にするには、中に何とかな、給食センターというのか何とか、それを独自に設けなきゃならないとか、こういうことあるみたいですけども、その辺もしっかり調査した中で、これからの対策といひますか、そのようなことを同時に、今、関係者の皆さん方と意見聴取もしながら、進める必要があるのかなと、そのような認識でおりますので、できるだけそれをまとめる形の中で進めていければなど、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先ほど、アンケートで希望が一番多かったこども園、こども園というのは幼稚園教育、保育所——このこども園の内容というか、ちょっと説明していただけますか。

それで、保育所からこども園に移るとしたら、今、保育所のところは、町長、自校の給食室が必要とか、1歳から受け入れるとすれば、ほふく室が必要とか、そういう制限があると思いますけれども、こども園の場合はどうなのでしょう。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

こども園といいますのは、正式には認定こども園という表現をしているようでございますが、これにも幾つ種類がございます、例えば幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園と、種々あるわけでございますが、一般的には、幼稚園教育を例えば9時から14時まで行うというのを基本にして、朝8時から9時まで保育所、14時から延長保育を含めて夜の19時まで保育所というような形になっていくのが認定こども園、いわゆる教育と保育を一体的に扱う施設というような表現になってきております。

先ほど出ました自園での給食、それからほふく室についても当然、その中には保育園がございますので、それも同じように必要になってくるというふうに規定されております。

もともと認定こども園というのができたのは、全てではないんですが、主に都会のほうで待機児童が大変出まして、幼稚園はあるんだけど、幼稚園に預けられない、保育所はいっぱいというところで、幼稚園を保育所の機能を兼ね備えることによって、幼稚園に預けることができるような仕組みをつくったということがスタートだったというふうには、全てではないかもしれませんが、主な理由だったというふうに聞いております。

したがって、今回、館岩幼稚園を認定こども園とする場合には、なかなかどういう形のこども園にするかということにも関係するんですが、なかなかハードルがいろいろあるのかなというふうに思っております。つまり、保育園だと厚生労働省の管轄なんですが、それはそれぞれ、認定こども園だと文科省だったり、ケースによっては厚生労働省だったり、また、どちらにも属さなければ内閣府であったりということ、ちょっと複雑な仕組みを持っているようでございます。

したがって、ここで一義的に私のほうから全てのものを答えることはちょっと難しいんですが、認定こども園という形になりますと、いろいろと複雑なものがあるということだけは

間違いのないようなことだと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 難しいことだけわかりました。本当に大変な問題だと。

これは、延長保育とは違うんですよね。1歳児から預かれるという形で、今の説明ですと時間が9時から14時の前後は保育所としての機能、その間は保育機能というのではなくて、幼稚園という扱いになるんですか。その間は、低年齢の子供とかはどうなるんでしょうかね。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 通常ですと、幼稚園の3歳からになりますが、この場合については、可能であればゼロ歳から、通常だと1歳からが多いのかもしれませんが、それも預けることが可能になります。昼間の時間でも可能になります。ただし、幼稚園機能でございますので、保育に欠けるという条件が保育所には必要になってきますので、保育に欠けないお子さんについては、その幼稚園の時間だけしか預けられないというような取り扱いが記載になっております。つまり、保育に欠けない人については、幼稚園の時間だけ預かりますよと。朝早く、夜遅くについては、自宅で保育をしてくださいというような説明がされております。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうすると、効率性をこの保育に考えてはいけないのかもしれないんですけども、何となく我々として効率性を考えて、本当に幼稚園教育を受けたい子が、ただでさえ少ない人数の中で、1人、2人しかいない。幼稚園教諭を張りつける、保育士を張りつけるというような、ここは、認定こども園の場合だったら、保育士、幼稚園教諭、両方が必要ということになるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 そのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 その認定こども園、一番今希望が多かったのも、ここにちょっとこだわって聞きますけれども、それは開設するに当たって、人数制限とかは特にないんでしょうか、10名でも20名でもオーケーなのかどうか、現実的にはどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

その辺につきましては、今、県の保健福祉事務所と協議中でありまして、まだ、回答がもらえておりません。来週、また打ち合わせをするということになっておりますので、人数要件等については正式な回答をいただいているというところが現状でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 これまで、先ほども申し上げましたけれども、両親とも仕事をしたい、保育所のない館岩地域を離れる決断をされた方もいるということをお話ししましたけれども、幼稚園教育の重要性を強く思われた村長は、出稼ぎのない村づくり、先ほどスキー場のところでありましたけれども、県内初の第三セクター方式で設置したスキー場、そして観光立村として、Uターンが本当に進み、活気に満ちた地域、それが当時Uターンした方も今、定年退職を迎えるような年齢になりました。

そして、この時代の変化、これまで両親ともに仕事を継続したい、経済的にも働かざるを得ない。保育のあるところへ館岩地域を離れたと先ほどお話ししましたが、やっぱり、核家族が進んで、コミュニティの支援機能というんですか、これが薄れたのかなというふうに思います。

そして、館岩では放課後児童クラブ開設していただきまして、今、共働きの親御さんたちにとっては、本当になくってはならない場所であると、感謝の声があります。保育所、こども園、地域型保育事業、認定こども園など、保育に資する数々の事業があるわけですが、観光地域であると、先日、委員会の中では、南郷地域は農家のために土曜日の預かりが必要だということがありましたけれども、館岩地域もやはり土曜日というのは預かってほしいという声もあります。そのためには、この25年、政策当時からすると、平成元年のころから条例制定等々で動いてきて、設置されてからは25年でありまして、約30年近くたったわけでありまして、ここに対して政策の変更、これはやっぱりやるべきなのかなという思い——先ほど町長もしっかり町民の声を聞いて、保護者の声を聞いてということありましたけれども、どちらにするか、この政策変更に対する考え、お聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もアンケートを見させていただいたときに、正直言って、我々もなかなか認定こども園というか、それをすっかり、どのようなことかということをつかからない分もあって、この8名という人は、本当にそこをわかってそう答えられたのか、アンケートのとり方がまずかったのか

もしれません。

私としては、ただ気になったのが、幼稚園でいいという方3名が気になったんですよ。この人は、やっぱり幼稚園料5,000何がしのその負担でいいという、負担が大変だからなのか、わかりませんが、今まで、前はそのような話を聞いています。館岩幼稚園でいいよと。

今回状況が変わってきて、そしてそのようなことであるならば、町としてはそこはしっかり受けとめて、そういうことじゃなくて、逆な意味で、こういうことで館岩地区は保育園にかえたいと思いますとか、そういうような、逆な意味で、そういう説明の仕方もあるのかなとは思っていますが、いずれにしても、希望される方々の本当の意向といたしますか、そこをしっかりと把握した中で、町としては決定すべきかなと、そのように考えています。

いずれにしても、本当にそういう意味で、館岩地区のこれからの幼稚園なのか、保育園なのか、そのところは、ちょうどそういう提言をいただきましたものですから、そこはしっかり受けとめて、相談させていただいて、そして町の方向性といえますか、出していきたい。私としては、幼稚園がいいのかなと思うんですけども、それについては、先ほど申し上げましたように、自園の調理室とか、そういうことを持たなきゃならないとか、あと何か特別なったりするような部屋、そういう部屋も必要だということで、あそこでどれだけできるのか、どのように改装できるのかということも課題になりますので、そういうことも含めた中で、時間も必要ですし、町として検討していきたい、話し合いも進めていきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 確かに、低額の幼稚園費というのは魅力を感じる保護者、前は相当数いたけれども、今は3名に減ったということでもあります。私が聞いた中でも、自分も幼稚園だったから、幼稚園でいいと言う保護者いらっしゃいました。でも、政府の見解ですと、2年後か3年後か、その辺にはもう認定こども園も当然、保育所等も、3、4、5歳に関しては無料化するよということが、もうまことしやかなように新聞等でも報道されていますから、この部分は、その保護者に対して、この幼稚園費が今の保育料、応能型の保育料が無料になったらどうですかとお聞きしたら、「それは保育園でいいですよ」という声がありましたので、これもあわせて申し伝えておきます。

それから、子供はまちの未来ということで新聞報道がありまして、まち全体で子育て環境の充実に向けということで先日の新聞に報道されて、市の全ての子供の応援予算の拡充を实践された兵庫県明石市の市長のことが載っておりました。応能負担の保育料を無料にして、4年間で2,200人市民がふえた、それは子供を持ったご家族での転入がふえたということでありま

した。

そして、納税者数の増加ももちろんふえますから、納税者数の増加とそれに伴う住宅需要の増加、それで5年でこの取り組みを実施して、5年前、実施する前と比較すると、30億円の税収の増になったということが載っております。

Uターン、Iターンの候補地として、館岩地域にももう一度活性化、本当に小学校入学生が1人しか、もうさいたま自然の家の先生等々の、他地域からいらっしゃっている方が子供を連れていってしまったら1人になってしまうというのを寂しい現状でありますけれども、まだまだ館岩地域で今回1人、また1家族が転出しましたけれども、その方たちが戻ってこれるために、幼稚園費の無料化を見据えた中でしっかり検討していただきたいと、お願いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も先ほどその新聞を見せていただきましたし、読ませていただきました。館岩地域に限らないかもしれませんが、確かに教育といいますか、それをするにはやはり生活費といいますか、給料が安過ぎて、職場を移らざるを得ないという話も聞いて移っていった方、そういう方がいるよと、そういう話も聞いております。

そういうもろもろのお話が本当に今、大きなこの地域の課題だと思っています、それも1つの人口減少にも拍車をかけている部分もあるのかなとも思います。そういう意味で、職場をどう確保するか、そしてここに住みたいという人たちの生活をどのように守るかということ、町も含め、それからここでいろいろ企業を営業なされている方々、みんなしてそれは協働して、連携してやっていく必要があるだろうと思います。

明石市の場合は、ある意味ベッドタウンというか、そういう中で、子育ての有利なところに移ったのかなというふうにも、私は1つは感想を思いました。ですから、そういう職場があって、その中でより子育ての環境のいいところどこだろうとなれば、そういうふうになるんでしょうけれども、私たちの地域も今5歳児とか、福島県の場合は18歳まで今、医療費は無料ということでやっているわけでありましてけれども、できる限りそういうことをやっていきたいわけでありましてけれども、一方で、先ほど私も申し上げましたように、やっぱり地域の愛情とか、親が自分を育ててくれたんだと、そのようなことを感じられる、そういう地域の環境であったり、家庭の環境であったり、また、行政もそこに根本を置いた行政を私は進めていきたい。ですから、そういう中でそういうような対応になるならば、それはそれとして行政の判断でやっ

ていく必要があるだろうと私は思っています。

しかし、一方で、財政もありますからね。お金じゃないよと言われるかもしれないけれども、やっぱり預かる以上は、両方考えなきゃならないので、ですから、その辺も踏まえた中で、これからそういう判断を当然していくような時期が来るだろうとも思っています。ですから、できるだけ子育てしやすいような環境づくり、そして安心して住める地域づくり、それはやはり地域の皆さんが連携できる、信頼できる地域づくりをするということ、お金ばかりじゃなくて、心のつながりというものを大事にしたまちづくりをしていくと、それが私は大事なことかなと思っていますので、これをあわせ持った中でやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 1点の館岩地域の保育環境については、これで終わりたいと思いません。

続きまして、障がい者雇用についてであります。午前中に星議員のほうで再質問ができないうでしまった部分に似ているんですけども、私の質問は若干違うなということで、先ほど町では1.58%の雇用率で、これが先ほど星議員のときに、ハローワークで、勤めたいという人はいるけれども、募集に対して採用を望む企業はゼロという回答でよかったのでしょうか、先ほどの答えは。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほど登志一議員に答弁した内容は、一般の求人募集者といいますか、それについては障がい者を含んでの募集はゼロだということでございますので、健常者のみの募集だったということでご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 町では1.58%、この数字は200人の1.58%だったら3人程度なのか、4人程度なのか、その辺の人数なんだろうと思っておりますけれども、町ではこの募集はどのようにしているんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

町職員の募集については、広報紙等でお知らせをしているところでございますが、現実、障がいを持った方の応募について、制約を加えるということは一切してございません。しかしな

がら、募集に応募される方については、障がいを持った方が応募された事例はありません。

それで、我が町を考えますと、旧庁舎——古い庁舎を考えれば、バリアフリーになっていない、段差があったり、トイレが和式だったり、それからオストメイトトイレがなかったり、エレベーターがなかったりというような、健常者向けの施設ではあるけれども、障がいを持った方が働きやすい施設であったかというところは振り返るところがあるわけです。

今回、新庁舎ができて、その辺がクリアできましたので、今後の募集に際しては、障がいを持った方でも応募していただけますよ、どんどん応募してくださいというような周知を兼ねながら、国が示す達成率を超えられるような努力をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この新庁舎は、そのような方たちでも本当に働きやすい場所になったんだろうというふうに理解しております。

型通りの募集ではなくて、障がい者の方が働いて賃金を得て、この町に役に立っている、褒められる、そういうことがあって幸せを感じて生きられる、そういうことがやっぱり企業の募集とかなんかではなくて、私は町から最初に行くべき、こういう整った環境の中で。そして、そういう人たちが働く喜びを持って働く姿を来庁者が見たり、職員、我々が見たりして、そういうことが継続する中で、偏見であったり、そういうものが払拭されて、障がい者も普通の人、個性なんだよというふうな見方ができて、ともに幸せを感じられるまちづくりになるのかなというふうに思います。

障がい者雇用は、正職員でなくても、雇用率達成には位置づけられていると思うんですが、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 国が示すパーセンテージの中には、正職員の雇用という中のカウントでございまして、国のほうの専門職を除く職員数等を計算しますと、我が町、分母になるのが190人です。それで、現在、障がいを持った職員、身体に障がいを持った職員ですが、3名ということで割り返すと、1.58というパーセンテージになります。国が求める2.3%、これを達成するためには何人雇用すればいいのかということですが、あとプラス1ということでございますので、その辺の今後の新しい庁舎になった分を考慮しながら、障がいを持った方にも元気でやりがいを持って働けるような雇用環境はつくらなくてはならないというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 私、以前見た資料の中に、障がい者雇用率の関係で、教育委員会も一般企業よりは高い数字が求められているわけですがけれども、教育委員会に限るのか、町役場職員、県職員とか、そういうのに限られるのか、全部なのか、わからないんですけれども、正職員でなくて、臨時職員でも雇用率にはカウントするよというのを見た記憶があるんですけれども、それは正職員ということは間違いはないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 先ほど私、答弁の中で、正職員のみというようなお話で答弁をさせていただきましたが、今ほど障がいを担当している課長のほうからも、ハローワークのほうでは臨時職員も可能だという話でございますので、ちょっと精査をさせていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 190人で先ほど4名と。しかし、この雇用率をぴったり守るということではなくて、もっと本当に、我々日本理化学に行ったときに、健常者がない、本当にこつこつと継続する力であったり、あと社長が一人おっしゃったのは、数百社ある会社の取引先、その住所、電話番号、郵便番号、これを記憶している人がいる、この方も障がい者なんです。

ですから、本当に最後のところに触れますけれども、この仕事、みんながやっている仕事、いろんな仕事をやれと言ったら、これは無理なんだと思うんですけれども、そうではなく、その人に向いた仕事というのを、難しいのかもしれないけれども、先ほども最初に申し上げましたけれども、作業工程に人を合わせるのではなくて、その人がやるやりやすさ、そういうことを工夫することで、障がい者が生き生きと働きやすい環境ということなので、その辺も考えて、募集をもう少し丁寧な説明文、単純な説明文ではなくて、そういうところもやったら効果が出るのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

貴重なご意見として承りたいと思います。県内の情勢を見ても、やっぱりどこの町村も苦勞している部分がありますので、先進事例等を調べながら、我が町でも国が示す雇用率の達成に向けて努力していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 我が町が先進地になるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

③についてでありますけれども、発達障がいとは障がい者とは別なんでしょうけれども、障がい者の中にも世界的に有名な方が、すごい才能を発揮された方がいっぱいいらっしゃいます。日弁連の会長の要職を務められた方も障がいを持っておられたということでありますけれども、私が思うに、これはちょっと通告と違ってしまうかもしれません。若干お聞かせいただきたいのは、発達障がいというのは、支援学級などでその支援を受けておりますけれども、その人は一般的にいう障がい者ということではなくて、発達段階におくれが見えて、普通健常者という扱いにしていいのかどうか、そこだけお聞きしたいと思いますけれども。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

障がいの分類の中には、発達障がいにおいても医師の診断により、障害者手帳をもらえる場合があります。

発達障がいというふうに診断された方は、ほとんどが支援学級の情緒学級か、または情緒的な学校か、もしくは普通学級のほうで学んでいるというふうになっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

それでは、町でも積極的に障がい者の雇用達成率を超えて、先進地となるぐらいですね、愛され、褒められ、役に立ち、必要とされること、これが人間の究極の幸せと前の報告でも申し上げましたけれども、そのようなすばらしい町になるように努力していただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 以上で10番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。3時ちょうどまで休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○五十嵐 司議長 それでは、3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 議席番号3番、丸山陽子です。

通告に従い一般質問いたします。

初めに、地域支え合いボランティアポイント事業について伺います。

平成29年度からの介護保険制度による新生活支援サービス事業の一環として、本年4月より地域の住民の方々による支え合い活動を推進するため、地域支え合いボランティアポイント事業が始まりました。

私も議員になってすぐ、6月の定例議会で、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者ご家族の方への買い物やごみ出しなどの支援について質問させていただきました。この地域支え合いボランティアポイント事業は、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のご家族の方々にとって、本当に重要となってくる事業であると考えます。

そこで、以下について伺います。

1点目は、地域支え合いボランティアポイント事業については、既に広報みなみあいづ等で周知されていますが、事業内容及び現在の取り組み状況について伺います。

2点目は、現在、お助け隊を立ち上げ、ひとり暮らしの方や健康に不安のある方、高齢者世帯に対し、ごみの回収や買い物支援を本年より実施している地域があります。このように、町と同じような取り組みを始めた地域はどのくらいありますか、伺います。

3点目は、ポイントを付与されるボランティア活動に除雪や雪おろしなどの項目はありませんが、高齢の方や障がいのある方にとって、冬期間の除雪や雪おろしなども重労働になります。ボランティアポイント項目に加える考えはあるか、伺います。

4点目は、ボランティアを受けられる方の中に高齢の方、障がいのある方だけでなく、若い方でも支援を必要とされる方に対して支援できる仕組みについて検討できないか、考えを伺います。

次に、新庁舎「協働スペース」の活用について伺います。

今、各地の市役所や町役場では、住民の皆さんに気軽に音楽に親しんでいただき、芸術・文化の振興へつなげるとともに、住民の皆さんに開かれたより親しみやすい役所となることを目指して、庁舎のロビーなどのスペースを利用してミニコンサートを行っているところが多くなってきています。

南会津町の庁舎は本年7月、コミュニティを育む庁舎として、町民と行政の協働のまちづくりの実践の場を目指して誕生しました。町民の皆さんがさらに新庁舎に来ていただき、親しんでいただくためにも、協働スペースにおいて、お昼休みの時間を利用してミニコンサートを実施してはとありますが、町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域支え合いボランティアポイント事業に関する1点目ではありますが、事業内容及び現在の取り組み状況についてのおただしではありますが、今年度から南会津町社会福祉協議会が事業主体となり、高齢者や障がい者の生活支援について事業を開始しました。

この事業は、平成28年度から町が設置した南会津町生活支援体制整備協議体という組織において、高齢者の生活支援等について協議を重ねた結果、できたサービスであります。対象となる高齢者や障がい者に、登録されたボランティアの方がごみ出しや室内の電球交換など、簡単な生活支援を行ったとき、活動1回につき1ポイントを付与するものであります。ポイントは、南会津町商品券と交換できる仕組みで、交換できる商品券の上限は年間50ポイントということで、5,000円となっています。

なお、ボランティアを利用した高齢者等に自己負担はありません。

現在の取り組み状況ではありますが、10名の高齢者が利用されています。

次に、地域支え合いボランティアポイント事業に関する2点目ではありますが、町と同じような

取り組みを始めた地域はどのくらいあるかとおただしではありますが、現在、お助け隊を立ち上げ活躍されている地区は、川島地区のみと、そのように認識しております。

なお、南会津町社会福祉協議会におきましても、ボランティアポイント事業を利用した生活支援を促進することを目的に、モデル地域を9地区募り、事業拡大と実証実験を行っております。

次に、地域支え合いボランティアポイント事業に関する3点目であります、ポイントが付与されるボランティア活動には除雪や雪おろしなどの項目はないが、高齢の方、障がいのある方にとって冬期間の除雪、雪おろしも重労働になるので、ボランティア項目に加える考えはあるかとおただしではありますが、モデル地区で取り組まれている地区からも、除雪項目も含め、対象項目の見直しを求める意見があります。モデル地区からの意見などを踏まえて、南会津町生活支援体制整備協議体において、よりよい事業となるよう検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域支え合いボランティアポイント事業に関する4点目であります、ボランティアを受けられる方の中に高齢の方、障がいのある方だけでなく、若い方でも支援が必要とされる方に対して支援できる仕組みを検討できないかとおただしではありますが、事業を行うに当たり、対象や対象項目については一定の条件は必要であるのかなど、そのようには思います。

高齢者、障がい者以外で、若くても支援が必要な方とはどのような方であるかなど、実態を調査、把握した中で、この事業で対象とすることが適当であるか、どのようなことができるのかということを検討する必要があると思います。ご理解願いたいと思います。

町は、町民の歌にありますように、「支え合い 信じあい」と歌があります。思いやりのある町民のためのやさしいまちづくりをしていきたいと、そのように考えておりますので、誰もが安心して住めるまちづくりを目指していきたい、実現していきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、新庁舎「協働スペース」において、お昼休み時間を利用してミニコンサートを実施してみてもおただしではありますが、本町の新庁舎は7月18日に業務を開始しまして5カ月が経過し、町民の皆様に親しまれる施設となるよう努めてまいりました。中でも、町民と行政の協働のまちづくりの実践の場を目指したコミュニティの自治を育む空間が備わった庁舎として、広く周知しているところであります。

議員おただしのミニコンサートができる空間としては、1階の町民ラウンジや光の広間が考えられ、役場を訪れる町民の方に新庁舎をもっともっと身近に感じてもらい、そしてにぎわい

の創出と文化意識の向上を図る上でも、この取り組みは大変有意義なものでないかなと、そのように考えました。

今後は、音楽活動団体等、あるいはそのような活動ができる団体と連携を図りながら、町内を中心に活動する演奏者や合唱団等のミニコンサートを検討してまいりたいと、そのように思いました。ただ、執務もしていますものですから、そこら辺のところを十分に配慮した対応も必要かなと思っています。

しかし、大変いいアイデアかな、まして、またそういうことで庁舎に来ていただくということ、庁舎に親しみを持っていただくことは非常に私は大切だと思っていますので、何とか検討して、実現できるようにやっていければなと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ただいま町長からいただきました答弁に対して、何点か質問をさせていただきます。

1点目なんですけれども、内容的に本当に今回、このようなボランティアポイントを通して、周りの方が支援をしたり、されたりすることができるということで、本当に地域の方も利用できることに對して喜んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、ぜひちょっと詳しい中身について質問をさせていただきたいと思います。

これは、16歳以上の方が登録できる、ボランティアの担当として登録できるというふうに募集の中で、このチラシの中でされているんですけれども、その中で、16歳以上ということですので、その上限というのはなくて、70でも80でも元気な方であれば登録できるということでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 そのとおりでございます。ボランティア活動を行える方であれば、上限はございません。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 それでは、ポイントの付与について、どのようにされていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回、登録された方がお手伝いをするということだと思っておりますけれども、その登録された

方に対して、ボランティアを希望する方がどのようなところに、どういう形でボランティアを希望しますというか、ボランティアをしていただきたいという方は、どこに、どういう形でお問い合わせすればいいのか、その辺もちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 ボランティア登録につきましては、社会福祉協議会、こちらのほうで行っておりますので、そちらのほうに登録をしていただくようになります。また、ボランティアをしていただきたい方、こちらについても要件がございますが、そちらについても社会福祉協議会のほうにお話をさせていただいて、その辺のマッチングを社会福祉協議会のほうで実施しながら、この事業を進めていくということでございます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、その支援を受けたい方は直接社会福祉協議会のほうにご連絡すれば、ボランティアの方が来てくださるという体制でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 社会福祉協議会のほうにボランティアを受けるための登録をしていただくということでございます。生活支援ボランティアということで、登録といたしますか、そういう要請をしていただくということになるかと思えます。

そういう方につきましては一応、先ほど言いましたように、要件がございまして、介護の認定で要支援1以上、もしくはそれに準じる方、もしくは買い物や通院の移動手段がない方ということで、そういう要件に合った方については、申し出をしていただければ、それにマッチするような形で、登録者がボランティアする方が向かうとか、もしくはそのまま直接、そういう方がわかっているならば、そこに出向いてボランティアをしていただくということも可能であります。どの人が要支援だとか要介護だとかというのはなかなかわかりづらいところがありますので、その辺は社会福祉協議会の中を通しながらマッチングをしていくということになるかと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 申しわけありません。私の聞き方がちょっと間違っていたのかもしれないんですけども、もしお互いに登録していた方で、きょう買い物をお願いしたいとか、そういうときに依頼をかけるときの体制というのをちょっとお聞きしたかったんですけども、直接登録された方が、要介護1の方とかそういう方が登録した方で、その方がきょうお願いし

たいなというときは、どのような形で依頼をかけていくのかなというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、申しわけありません、ちょっとその辺お願いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

きょうしてもらいたいという方は、直接社協のほうに電話をしていただいても結構ですし、もしくは民生委員さん、区長さん等を通したほうが言いやすいというのはあるかと思うんですが、そのほか地域包括のほうにもそういう窓口がございますし、また、介護認定されていますので、ケアマネジャー等がそちらのお宅に伺ったりしますので、そちらを通していただいて、そういう要請をしていただいても結構というふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 それでは、ちょっとまた違う項目にいかせていただきますが、先ほど1回の活動ポイントが1点で、10ポイントたまると1,000円の商品券と引きかえができるということなんですけれども、意外と月5回やると50ポイントというのはあっという間にたまってしまうような気がするんですけれども、この辺50ポイントを超えない程度のそういう割り振りをされていく、ボランティアの方に割り振りをされていくということなんでしょうか。

月5回ボランティアをすると、本当に50ポイントは超える気がするんですけれども、その辺の振り分けというか、ボランティアされる方の振り分けというのをどのようにされていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 活動1回につき1ポイントを付与いたしますので、月5回やれば5ポイント、年間それを12カ月やれば60ポイントということで、年間のポイントはオーバーするということになるかと思えます。その振り分けについては、特に社協初め事務局のほうではしておりませんので、そこはお互いの中で対応していただくということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、なるべく50ポイントは超えない形で進めていくということと考えるということによろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

生活支援体制協議体の代表に副町長がなっております、さまざまなこういった研究会を開いております。年間50ポイント目標とか、100ポイント目標とか、全くそういう目標値を設けておりませんでして、今、地域の体制、今モデル地区9地区と先ほど答弁させていただきましたけれども、川島地区は川島地区のやり方があって、お助け隊というのがあって、独自に生活支援体制とは別個に地域で助け合いましょうという、本当に川島地区はモデル地区として自主的に活動をしていただいているというふうに認識をいたしております。

モデル地区9地区ですけれども、あの高齢者を助けたいねという人がいて、区長さんを中心に、その助けるためにはA、B、C、3人ないし5人の人が、自分は買い物のために運転する、あるいはごみ出しをやる、きょう出ていますけれども、簡易な除雪をやる、そういった意味で、地域の中で支援をしてあげたいよねという方、申し入れのあった方、それを地域の区長さんを中心に、その体制を組んで、それが円滑に多くの地区に波及していきたいというのが、ことしから始まった事業でございまして、目標値であったり、あるいはこうでなければならないという確定したマニュアルもつくっておりません。とりあえず、スタートとして、いろんな問題点についてはその都度、協議体の中で意見を出し合って、新たな課題解決に努めてまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 はい、了解いたしました。

私としては、ポイントをためるための制度ではないということは重々承知しております、皆さんの本当に真心からの応援で成り立っていくものだというふうに考えておりますので、そこは別にポイントのためだけのあれで聞いたわけではなくて、もしそういう支援する方が本当に思いで、50ポイントを超えてしまった場合のことでちょっとお伺いしたということですので、ご了解いただきたいと思います。

また、次にあれなんですけれども、今回、私もさっき除雪のことで、本当に検討していただけるということですので、そこはぜひぜひお願いしたいなというふうに思っております。

また、今回、私が一番心配した件が1点だけありまして、この中にごみ出しとか電球交換とか、あとそれから時計の電池だったり、給油だったりという項目が載っているんですけれども、一緒に通院と一緒に買い物となったときに、本当にボランティアとしてやってくださる方が命を運ぶ、命を本当に乗せてあげるというか、そういうことになるので、そのことでボランティアの方が重荷に感じたりとか不安に感じたりしない体制をやっぱりとっていただけるというか、そういう方を守っていただくように、一緒に乗っていったときに何があるかわからない状況に

あるかと思しますので、その辺を本当にボランティアした方が大変な思いをしないような形も
とっていただきたいと思ひますし、そここのところはどのように、もしそういう懸念があつたん
ですけれども、皆さんのポイントのボランティア活動の項目に載せる際に、そういうご心配と
いうのは出なかつたんでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

当然、車に乗せていくということになりますと、議員ご心配なことがあるかと思ひます。そ
のほかにも、本人自身がボランティアをしているときに、転倒だとか、高いところに上がれば
落下とかという、そういう問題もございますので、こちらに参加していただくボランティアの
方については登録をしていただいて、先ほど申し上げましたように登録をしていただいて、保
険を掛けていただくということになります。保険を掛ければ安心ということではないんです
が、そういう意味では十分注意をして、内容については検討しながら、余り危険な作業につ
いてのボランティアについてはやらないようにということになっていくのかなと思ひます。

その辺についても、副町長が先ほど申し上げましたとおり、これ今始まったばかりです
ので、そういう問題点については掘り出しをしていきながら、どのような対応していくかとい
うのは、今後また検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本当にこの通院と買い物というのは、高齢者の方にとって、病院に通
ったり買い物することが本当に大変で、以前もぜひこういう政策をしてほしいという要望があ
つたことは私もわかつていたんですけれども、そういう中で、今回こういう形でこの事業がス
タートすることに対して、本当に期待をしたいと思っておりますので、ぜひそういうところも
含めて、皆さんが無事故で、先々の用心をしながらやっていけるように進めていただくこと
を期待したいと思ひますので。

では、次の項目に移らせていただきます。

先ほど町長のほうから、協働スペースの活用についてなんですけれども、ここは検討して
いただくということで回答いただきましたので、ぜひ、私たちの地域の中にもそういう音楽をや
ったりとか、コーラスをしたり、オカリナを今練習されていて、いろんなところで発表できる
機会がないだろうかというふうに思っている方もいたりとか、そういう方々が本当にここを利
用できたらいいかなというふうに思ひましたので、ぜひこの協働スペースを使つてのロビーコ

ンサートをやっていただきたいというふうに期待しています。

私も先日なんですけれども、福島市の市役所のロビーで行われたコンサートに行ってきたんですけれども、市制の施行110周年を記念して始められたそうなんですけれども、パイプの椅子を50個くらい並べたくらいの、本当に平らなところでの、壇上とか、そういう舞台とかが全然なく、もう一体になってのコンサートでして、お昼休みの12時15分から45分までの本当に30分間の短いコンサートなんですけれども、市民の方が毎月やられると、毎月1回なんですけれども、やられるということで、本当に楽しみに来て、役場でいろんな手続をしながら、お昼休み終わったらそのコンサートを見ていくという方々が大勢いまして、何かすごい、皆さんと一緒に歌っていたのを見て感動しましたので、ぜひ南会津町もそういう方々を、ぜひぜひこういう場所でコンサートを開いていただいて、町民の皆さんと一緒に、音楽を通して協働のまちづくりをしていっていただきたいというふうに期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明14日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

平成29年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成29年12月14日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

2番 森 秀一 議員

4番 渡部 訓正 議員

9番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

| | |
|--------------|-------------|
| 1番 貝田美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井英雄 議員 | 6番 湯田良一 議員 |
| 7番 大桃英樹 議員 | 8番 湯田賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家幸弘 議員 |
| 16番 星 登志一 議員 | 17番 室井嘉吉 議員 |
| 18番 五十嵐 司 議員 | |

欠席議員 (1名)

15番 阿久津 梅夫 議員

説明のための出席者

| | |
|----------|-----------|
| 大宅宗吉 町 長 | 渡部龍一 副町長 |
| 星英雄 教育 長 | 渡部正義 総務課長 |

| | | | |
|--------|---------|---------|---------------|
| 渡部 浩治 | 総合政策課長 | 居倉 雅彦 | 税務課長 |
| 梅宮 昭広 | 住民生活課長 | 小寺 俊和 | 健康福祉課長 |
| 渡部 徹 | 農林課長 | 相原 盛隆 | 商工観光課長 |
| 阿久津 弘典 | 建設課長 | 野中 英昭 | 環境水道課長 |
| 室井 竜典 | 会計室長 | 五十嵐 小一郎 | 農業委員会 事務局長 |
| 芳賀 美恵子 | 学校教育課長 | 酒井 浩哉 | 生涯学習課長 |
| 長沼 豊 | 館岩総合支所長 | 星 正信 | 伊南総合支所長 |
| 馬場 宗一 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|------|-------|--------|
| 馬場 秀成 | 事務局長 | 齋藤 二郎 | 事務局長補佐 |
|-------|------|-------|--------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 おはようございます。

議席番号2番、森秀一。通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、南郷総合支所の耐震対策についてであります。

この質問は、平成28年3月定例会において、同一の内容で質問したものであり、その際に答弁していただいた内容を確認するものであります。

最初の質問は、耐震工事が建てかえかというものでしたが、3点について答弁をいただきました。

1つ目、平成25年度に実施した耐震診断において、耐震補強が必要な建物と診断され、早急に対策を講ずるべきと認識しています。

2つ目、耐震対策については、現在南郷総合支所において庁内検討会を立ち上げ、耐震及び改修についての検討を始めたところであり、今後関係部署及び専門家の意見等をいただき、検討を進めるとしています。

3つ目、支所庁舎は建設から48年が経過し、現在は50年が経過しておりますが、老朽化も激しいことから、耐震対策については耐震工事、または建てかえの2案からの選択になるかどうかと考えますが、工事費等を比較検討して判断しますということでした。

続いて、耐震対策の実施予定時期について質問しましたが、南郷地域には支所庁舎のほかにも福島県と町が共有する南郷総合センターがあります。福島県の出先機関が配置されており、平成21年度に実施した耐震診断では、耐震補強が必要な建造物と診断されたことから、平成28年度当初予算において耐震工事経費を計上しております。

また、耐震工事終了後に予定している大規模改修を行う経費として、実施設計業務委託料を計上しており、改修工事は平成29年度もしくは平成30年度を予定しております。このことから、南郷総合支所庁舎の耐震対策の実施予定時期は、南郷総合センター大規模改修工事終了後に実施してまいりたいと考えておりますということに答弁をいただきました。

耐震対策の実施時期について、答弁の中では大規模改修工事終了後ということだけで、明確な時期は答えられませんでした。しかしながら、大規模改修工事は既に発注されており、工期は平成30年1月31日ということから、完成も間近であります。私が質問してから2年近くが経過したことと、大規模改修工事の完成も間近ということから、南郷総合支所庁舎の耐震対策も進めていただけるものと期待するものであります。このことから、改めて質問をしたいと思っております。3点について質問します。

1点目、耐震対策検討会の検討結果についてであります。

前回の答弁では、庁内検討会を立ち上げ、耐震及び改修についての検討を始めたところであり、ということでしたので、その結果についてお聞きします。

次に2点目、耐震対策は耐震工事と建てかえのいずれかであります。工事費等を比較検討して判断しますという答弁でしたが、検討された結果についてお聞きします。

次に3点目、耐震対策の実施時期についてであります。耐震対策の実施時期は、南郷総合センター大規模改修工事終了後に実施したいという答弁でしたので、大規模改修工事も完成間近になっております。早期着工を期待するところではありますが、耐震対策の実施時期についてお

聞きします。

次に、質問事項の2点目、小中学校における給食費の無料化についてであります。

国においては、少子化対策や子育て支援の一環として、幼児教育・保育費用の無償化や高等教育の負担軽減、さらには給付型奨学金の拡充など、保護者負担の軽減について検討され、話題になっております。子育て支援の身近な話題としては、9月24日に執行された下郷町の町長選挙では、両候補とも学校給食費の無料化を公約に掲げ争われました。当選した星町長は、1期目の実績で、学校給食費に対する補助制度を導入し、小学校入学祝い金の創設をアピールしました。また2期目は、学校給食費の無料化により、子育て支援に全力を挙げる考えを強調されました。

学校給食法の目的として、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると、有効な教育的役割が期待されており、目的達成のため努めなければならないとされております。また、同法では、学校給食を実施する設置者の責務として、学校給食衛生管理基準に照らして、適切な衛生管理に努めるものとするとしております。教育委員会の責務を明確にしているところであります。

このことから、南会津町においても給食センターを整備し、食品事故を起こさないため、安全管理や衛生管理等、学校給食衛生管理基準を遵守し、適切に行われているものであります。これらの設備や運営に係る経費は全額町の負担であり、教育委員会の予算により運営されていることは承知しております。

私の質問は、現在保護者が負担している給食費は、原材料に係る代金であり、調理に必要な材料費の負担を軽減するかどうかということであります。9月定例議会で報告のあった事務報告の中で、平成28年5月1日現在、本町における児童生徒数は1,114人であり、給食費の無料化を実施する場合、町が負担するには大きな予算が必要になると考えます。このことから、給食費負担に関する現状と本町の給食費無料化に対する考えをお聞きします。

4点についてお聞きします。

1点目、福島県内における市町村の取り組み状況についてであります。県内において取り組んでいる市町村の状況を知り、南会津町の置かれている立場を確認したいと思います。

2点目、町内小中学校保護者の負担額についてであります。全国における学校給食の実施率は、小学校で98.6%、中学校で83.9%であり、各種の学校を含め全体では92.6%となっております。全国では、現在も学校給食の実施されていない学校があることを知りましたが、給食の実施されていない学校では、保護者がつくる弁当を持参することになると思います。保護者

が負担している学校給食費は、原材料費の代金のいうことであり、保護者が弁当をつくった場合の材料費と比較してどの程度の開きがあるのかは気になるところであり、実情をお聞きしたいと思います。

3点目、無料化した場合の町の負担額についてであります。無料化した場合、国・県などの補助金はないと思いますので、町が全額負担することになると思います。予算化するためには財源が必要であります。このことから、町が負担する場合には、どの程度の金額になるのかをお聞きしたいと思います。

4点目、無料化に対する考えについてであります。無料化については、子育て支援のもとに全国的に話題になっております。本来であれば国が行うべき事業と考えますが、それまでには至っておりません。このような状況から、南会津町としてどのように考えておられるのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南郷総合支所庁舎の耐震対策に関する3点のおただしがありました。いずれも関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

南郷総合支所庁舎につきましては、昭和42年7月の建設から50年が経過いたしまして、耐震補強が必要な建築物として早急に対策を講ずるべきだということは認識しております。前回の一般質問以降も南郷総合支所庁内検討会において、耐震対策へ向けた検討を行っておりますが、実施時期が確定していない関係などから、結論にはまだ至っておりませんが、引き続き耐震工事と建てかえの両面から検討を進めていくことが大事かなと、そのように思っています。

南郷総合センター改修工事、今年度で終わります。そういうこともありますし、また耐震対策の時期につきましては、今後広域消防本部の新庁舎建設を初め、多額の費用を要する事業も控えていることから、町全体の事業を調整しながら、総合的に判断した中で決定していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、小中学校における給食費の無料化に関する1点目ですが、現在福島県59市町村のうち、全児童生徒の給食費全額を補助している町村が7町村ございます。全児童生徒の給食費の一部を補助しているのが14町村となっています。また、地元農作物活用のため、給食食材に地元の米や野菜等を使用する際の食材購入費の一部を補助している市町村が10市町村ござい

ます。

次に、小中学校における給食費の無料化に関する2点目ではありますが、小中学校保護者の負担額はどのおただしではありますが、平成29年度の保護者負担は、小学校児童1人当たり年間約5万1,000円であります。中学校生徒1人当たり年間約5万5,000円となっています。

次に、小中学校における給食費の無料化に関する3点目ではありますが、無料化した場合、町の負担額はどのくらいかというおただしではありますが、平成29年度分で試算した場合、約5,680万円という負担になります。

次に、小中学校における給食費の無料化に関する4点目でございますが、無料化に対する考えはどのおただしであります。学校給食費は、学校給食法上、児童生徒の保護者の負担とされていますが、議員おただしの国の政策を注視しながら、子育て支援、地元食材の利用拡大の観点、そして町財政状況も踏まえた中で総合的に検討していきたいと、そのように考えております。

また一方で、その教育といいますか、そういう面からして、やはりお父さん、お母さん、そして家庭のありがたさ、地域のありがたさ、そういうことをしっかり受けとめていただけるような学校教育、社会教育ということも私は大事だと思いますので、総合的な観点の中で判断して検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、どうぞよろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今、町長から答弁をしていただきましたが、その中での耐震対策の検討会、それに対しての直接的な答弁をいただけなかったわけなんです、確かに今現在広域消防署の建てかえだとか、さゆり荘の建てかえとかいろんなことがあって、それらの事情は理解できるところなんです、例えばその建てかえが先送りになったとしても、検討会というものは進めるべきでないかなというふうに思いました。実際それも経費がかかるというわけではなくて、庁内内部の検討会ということから、ぜひそれを進めていっていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

非常にその耐震性、それから今の現状を踏まえますと改修あるいは耐震対策はもちろんでありますけれども、改築も含めた中でその必要性は認識しているところでもありますから、ただ時

期の問題と、それからいろいろ町の今後の予定といいますか、先ほども申し上げましたけれども、消防庁舎の問題とかいろいろございますので、その辺をしっかりと踏まえた中で、できるだけ早い機会に私としてはそのような結論を出して、それを実施していきたいと、そのように考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 あと、前回の答弁の中では、耐震工事と建てかえについては工事費等を勘案してということでの答弁をいただいたんですが、今ほど話の出た検討委員会、それらの中でも検討もすべき項目でないかなというふうに思います。ということは、例えば建てかえということになれば、位置を決めることによって、今現在の庁舎で業務ができるのかできないのか、あとはその建てる場所によっては、仮設の場所が必要になってくるとかということでのいろんな検討が出てくると思います。

そして、例えば耐震工事を行うということになれば、その耐震工事について、次には今度中の大規模改修的なものもかかわってくると思います。そうすると、この工事をやっているうちに、職員がそこで業務を続けられるのか続けられないのか、そういうものも違いが出てくると思うんですが、それらについての検討というものは、この検討委員会の中でできるんでないかなと思うんですが、それらについてちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私たちこの新庁舎建設、建築いたしました。ノウハウは十分いろいろな事情も経験できたことと思いますし、これからのきのうも公共施設の維持管理をどうするんだという話もございました。ですから、南郷支所を私としては重要だと思っていますし、そうした中で総合的な判断をしていく必要があると思います。いずれ、そのようなことの中で建てかえるのか耐震にするのかということも含めてしっかり検討して、そして南郷地域の防災のいずれ中心になると、そういう施設でありますので、ですからしっかりその辺は、この経験を生かして対策を検討委員会の中で進めていきたいと、そして結論を出していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 わかりました。

それと次に、建てかえの時期、今苦しい中での町長の答弁を聞いているわけなんですけれども、支所機能としましては、現在のところ職員は今そこで業務をやっているわけなんですけれども、

南郷総合支所の耐震指数というのは、1階が0.36、2階は0.197と、要するに地震が来れば大変危険な建物ですよというのは明確に誰もが知る場所なんですけれども、そういう中で働いている職員もいると。そして、災害の場合の防災拠点になるというような意味合いがあるわけなんです。例えば南会津町の場合には、新潟福島豪雨、それで伊南地域が大変な災害が起きたと。この前の関東東北豪雨では、田島、それから館岩地域が災害を受けた。支所区間での災害というものは、どうしても豪雨災害の拠点というものは支所が中心になるわけなんです。そういう意味で、早急に建てかえなり何なりの対応をしていただきたいわけなんですけれども、ただいま町長が答弁されたように、今工事がめじろ押しになっています。広域消防署の建てかえは30、31年、来年予定されています。さゆり荘は31年、32年ということで今回説明を受けました。あと伊南では給食センター、これについてもことし実施設計までやるよということであれば、来年あたり工事になるのかなと。それらの工事が終わった場合、どうなるのかということなんです。早急にやっていただきたいという思いを持っている中からすると、いつごろにはやりたいんだけどもというような部分まで聞かせてもらえると、何か目標ができたような気分になるんですが、答えられる範囲で結構ですので、町長にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員おっしゃられた、そのとおりでございますけれども、私としては支所として第1番の優先順位だと思っておりますし、そういう意味では、それらが一定程度見込みがついた段階といたしますか、そこでということで考えられるのかなと。ですから、何年からということじゃなくて、そこら辺の今おっしゃられたことのその次のあたりを予定していければなど、そのように今思っています。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 了解しました。

それでは、南郷支所に関する件についてはこの辺で済ませたいというふうに思います。

小中学校における給食費なんですけれども、県内の中での今答弁、7町村とかということで聞かせていただきました。私が思っていた程度のものだったのかなという思いを持っていますが、ここで町村という表現で聞かせていただいたわけなんですけれども、市のほうではやられるところはないということですか。これは、町長宛ての質問だけれども、教育委員会ですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

私のほうで持っている資料の中には、市のほうは持ってありません。7町村ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それは了解しました。

それから、保護者の負担額の中で、できればほとんど全額予算の中でなくて月単位ぐらいで聞かせてもらっていたんですが、実情を申し上げますと、1日当たりの単価が私としては、本当は欲しかったところの状況だったものですから、例えば計算機がないものですからこんな質問をしているんですが、1カ月当たり、これを12で割れば1カ月分が出てくると思うんですけども、そうするとお願いします。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

給食費の単価ということで、地域によって若干違うんですけれども、田島地域の小学校ですと1食当たり270円という給食費の内訳になっていますので270円。田島地域の中学校ですと310円。あと、館岩・伊南センターの小学校ですと260円。館岩・伊南センターの中学校ですと305円。その単価で給食実施日数に掛けて給食費を積算しておりますが、各学校・学年によっても日数は違いますので、ここで幾らということではできないので、先ほどお答えしたとおり、平均ではそのくらいになっているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 私がここで皆さんに訴えたいなというのは、先ほども私が質問した中で、材料費だけが給食費の代金ということになっている、そういうことで理解しているわけなんです、ということは学校給食をやっていない地域にしてみれば、お母さんが弁当をつくって、それで持たせてよこす。それには材料費がかかるわけなんです。そうすると、我々がその辺に行って弁当を買って食べるにしてみれば、500円、600円かかっているわけなんです、そういうものと比較した中で、二、三百円のお金というのは大きな金額でない。親として子供を守るためにはやって当たり前くらいの金額なのかなというふうに今聞かせてもらったところなんです。

ということは、給食費、私は無料化という質問はしていますけれども、逆に無料化ということであっても、保護者負担というのが当たり前の部分もあるのかなという思いも受けたものですから、こんな質問をしているわけなんですけれども、これについては了解しました。

それで、今ほど私がそういうふうに話したわけなんです、町のほうではいろいろ検討した中で無料化、その状況によってということで今ほど答弁をいただきました。ただ、給食費の中に親が持って当たり前という部分もあるわけなんですけれども、食育だとか要するに教育としての観念もあるわけなんです。先生も一緒に弁当を食べるとか、いろいろやっているわけですから、そういう教育という面からすると幾らか助成をすると、全額負担でなくとも助成するというような考えを持ってもいいのかなというふうに思うんですが、ちょっとこれらについての検討する中にもそういうところを含めて検討していただけるのかどうか、ちょっとお聞かせしていただきたいんですが。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

給食費が無料となると、子育てをされる方にとっては大変ありがたいことかなというように思いますが、一方で、先ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、やはり親の役目として、衣食住はやっぱりきちっと努めると。また子供たちに本当に親御さんのありがたさを伝えるということにおいても、そういう教育においてもやはり個人負担というのも大切なことかなというふうに思っています。

ただ、ただいま議員おただしのとおり、給食にはいろいろな目的がありまして、その中には大事な食育とか、そういうものを含みますので、今後町長の答弁にあったとおり、国等の動向を見据えながら、いろんな面から検討してまいりたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今現在の給食費のあり方ということであっても、我々子供のころにしてみれば、お母さんがつくった弁当を持っていくというのは当たり前のところであって、今現在と比較すれば、今のお母さんが弁当をつくらないで済む分だけの労力軽減の負担はできているわけですから、そんなところが私にとっては比較するところかなというふうな思いも持ちました。

ということで、私が求める答弁は全部お聞きしましたので、これで私の質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○五十嵐 司議長 次に、4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。これから一般質問をさせていただきます。大きな質問項目としては2点ございます。

1点目は、ヤマザクラ一万本の里づくりを初めとした環境整備について。

本町の豊かな自然を未来につなぐため、ヤマザクラ一万本の里づくり事業がスタートしました。ヤマザクラは象徴として捉え、現在ある豊かな自然を、より一層守り育てていこうとの考えで進めていきたいと説明されました。そこで、以下質問いたします。

1点目、基金条例が9月定例議会で設置されましたが、環境整備の取り組みを進めていくには多額の経費が必要と思います。町が全て支出では大変と考えます。今後どのような考えのもとで取り組んでいくのか、1点目お聞かせください。

2点目、町内では環境整備として行政区による運動場や集落沿線等へのヤマザクラ植栽や、沿線の森林整備、町によるヤマザクラ植栽事業や間伐とあわせた植栽事業などを行っています。行政区実施箇所や町事業による実施箇所について、今後の維持管理について、どのように考えているか。

3点目、国道などの道路沿線や、人家近くの山林について、獣害被害対策として下刈りや除伐等が実施され、景観もよくなりました。しかし数年経過し、もとの状態に戻りつつあります。再度、同様の事業実施ができないかどうか。特に、栃木県から本県に入る山王トンネルを抜けた国道両側の除間伐等の環境整備を行えば、訪れる方の印象はよくなると思います。国道沿いの森林所有者は、国有林と荒海財産区が多いと思います。実施に当たり、補助事業などが該当しない場合は、それぞれの森林所有者に除間伐等の森林整備実施を要請してはどうか。福島県に入ったら印象がよかったといわれるように印象アップを図ってはどうかと考えます。

4点目、リバティ乗り入れに係る環境整備が、各地域の方の協力により、本年実施されました。車窓からの美しい景観提供も、誘客の一助になると考えます。本年の整備状況を踏まえ、各地区に協力を求めているかどうかと考えますが、町の考えを伺います。

次に、2点目でございます。町独自政策、森のエネルギー創出事業についてでございます。

森のエネルギー創出事業、この後、以下、創出事業と言いますが、南会津町独自の施策として、平成24年度にスタートし、現在に至っています。伐採木、いわゆる間伐木は搬出しても値段が安く、手間賃にもならない。しかし、植栽した木は、成長に応じて抜き切りをしないと、

健全な木には成長しません。手間賃にならずに放置されてきた森林の保育を進めるため、間伐木を買い取ることにし、その間伐木は、チップボイラー原料や、製材用として利用する。

これまで、私は循環型社会形成を目指すべきではないかということで、一般質問において繰り返し申し上げてきました。まさに創出事業は、循環型社会形成につながる事業と考えています。本町は、森林認証の認定をふやしていく計画であり、健全な森林造成を図っていくためにも、創出事業の一層の取り組みが必要と考えます。その考えのもと、以下質問をいたします。

①平成24年度からスタートした創出事業の年度別の実績について、個人・事業体別に説明をお願いします。

2点目、来年度以降の創出事業は、事業量は前年並みと考えているが、内容は検討中と聞きました。どのようなことを検討されているのか、お聞きします。

3点目、私は、繰り返すようになりますが、創出事業は保育の促進、原料確保の両面から継続した事業展開が必要と考えています。本事業では、平成24年度に間伐実施した箇所は6年目を迎え、既に第2回目の間伐が必要な時期となります。第2回目の間伐は、第1回目より採材は容易にできます。第1回目の間伐は除伐も多くなり、手間をかけても採材量は少ないと思います。平成28年度から買い取り単価が下げられましたが、第1回目実施箇所の単価は下げないで、第2回目実施箇所の単価から下げるようにすべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ヤマザクラ一万本の里づくりを初めとした環境整備に関する1点目ではありますが、基金条例が9月定例議会で設置されましたが、環境整備を進めていく上で、多額の経費が必要と思われ、全て町の経費では大変と思われるが、今後どのような考えのもとで取り組んでいくのかのおただしではありますが、ご承知のように本年度から本格的にヤマザクラ一万本の里づくりがスタートいたしました。一般行政報告にもありますとおり、去る11月5日に会津山村道場において多くの参加者のもと記念植樹祭を開催したところであります。

議員おただしのとおり、本事業に取り組むに当たっては多大な経費が必要となります。現在のところではありますが、その主たる財源については福島県森林環境交付金事業で対応しております。本交付金事業での長期的な見通しも立っていない状況であるために、長期にわたる財源の確保が今後の大きな課題となっております。

今後の財源確保の考え方ではありますが、おただしのとおり、町の一般財源で全てを補う、賄

うことは非常に厳しいと、そのように考えております。1つの方法としましては、今まさに人々の自然環境に対する関心が高まっている中で、多くの方々に本事業について理解と賛同を呼びかけまして、そして寄附金を募りながら財源を確保する方法があります。その受け皿として議員おただしのおとり、ヤマザクラ一万本の里づくり基金を設置いたしましたので、ぜひこれを有効に活用してまいりたいと、そのようにも考えております。

ですから、親人制度といいますか、ふるさと納税等もございまして、いろんな目的を持った方々の私たちの意思を十分に理解していただいた中で、この基金といいますか、資金の確保をしていくのも一つの方法だと思います。そういうことで、また一方では寄附金以外にも作業面等における人的協力の呼びかけや、将来的にオーナー制などのような取り組みも検討しながら、財源確保も含めて、長期的な視点に立って息の長い継続した事業でやっていくことが大事だと、そのように考えております。どんな美しい景観であっても、どんなにすばらしい景観であっても一夜にしてはなりません。ですから、皆さんの気持ちを一つにして、これからの私たちのこの地域、町を美しい自然で囲まれた町にしていきたいという、そういう思いの中で皆さん方と共有していければと、そのような強い思いの中で実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヤマザクラ一万本の里づくりを初めとした環境整備に関する2点目であります。行政区の実施箇所や町事業による実施箇所について、今後の維持管理についてどのように考えているかとおただしであります。まず行政区につきましては、各行政区単位でそれぞれ植樹について話し合いを持っていただきながら、行政区として対応可能な範囲で合意形成を図り、取り組んでいらっしゃると、そのように思われますので、あくまでも行政区の意向を尊重して、そして維持管理につきましても、行政区ごとに自主的に管理をしていただくことが最良かなと、そのように考えております。

将来的に、この事業の成果は、行政区にもはね返ってくるものと考えております。この取り組みを通して、行政区が一つになり、地域力の向上に結びついていければと、そのように大きな期待も持っているところであります。

維持管理の経費面につきましては、集落応援交付金などを有効に活用いただければと、そのようにも考えております。町事業による実施箇所については、町直営の管理は難しいため、森林組合を中心とした、植栽後の維持管理を委託しながら取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、町事業において植栽を実施した方々には、桜の花が咲くようになるまで見守っていた

だき、苗木の管理に何らかのかかわりを持っていただけるよう、今後とも呼びかけてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本事業は、町と地域住民が一体となり、みんなで支え合い、協力し合いながら、町の宣言「移りゆく四季 人と自然を未来につなぐまちづくり」の達成に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと思います。環境や自然に皆さん方に関心を持っていただくことが大変重要だと思っています。ご理解いただきたいと思っています。

次に、ヤマザクラ一万本の里づくりを初めとした環境整備に関する3点目であります。

過去に国道沿線や人家近くの山林について、獣害対策として実施した箇所が、もとの状態に戻りつつあるため、再度同様の事業が実施できないか。特に、栃木県から山王トンネルを抜けた国道沿いを整備し、印象アップを図ってはどうか。それに伴い補助事業が該当しない箇所は、森林所有者に除間伐整備の協力要請をしてはどうかとのおただしであります。まず、獣害対策として実施した箇所の再事業につきましては、福島県森林環境交付金事業で取り組んでおりますので、実施してから5年が経過していれば可能と、そのように思われます。

次に、栃木県から本県に入る山王トンネルを抜けた国道沿いの環境整備であります。この件については、全く議員おたしのおりであります。私もこのヤマザクラの里づくりを行うきっかけとなったのが、まさにこの山王トンネルを抜けた南会津町の景観であります。雪も降りました。トンネルを抜けたら雪国だったということもあります。有名な小説がありますけれども、私たちの地域、今度新しいリパティも来ましたし、今度道路も高規格道路が通る計画も粛々と進められるものと、私はそのように思います。そうした中で、あの山王トンネル、新しい私たちのこの福島県の玄関となるわけでありますから、ぜひトンネルを抜けたらすばらしい南会津町があったと、そのような町、景観にしていければなど、そのように考えております。

現在の状況は、トンネルを抜け本町に入ると道路の両側が薄暗くて殺伐としております。何とかこれを解消して、そしてヤマザクラを植栽しながら良好な環境をつくっていきたいと考えております。将来的には道路網の整備が進む中で、栃木県から本町への観光客の増加が期待されますので、町のイメージアップを一層図って、他県から来られた方々が、一分一秒でも南会津町で楽しい時間を過ごしていただくために、そんな町にしていきたいと考えております。

このようなことから、山王トンネルを抜けた国道沿いのヤマザクラ植栽につきましては、現在ヤマザクラ一万本の里づくり実行委員会を中心に、国有林管理の管轄であります会津森林管理署田島担当区のご指導をいただきながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

なお、間伐等につきましては所有者になるべく負担をかけないような、できる限りの補助事

業を実施して、そして南会津農林事務所を初め、関係機関と協力を重ねながら対応してまいりたいと、そのように考えております。ご理解を願います。

次に、ヤマザクラ一万本の里づくりを初めとした環境整備に関する4点目であります。

リバティ乗り入れに係る本年の環境整備状況を踏まえて、各地域への協力を求めています。どうかのおただしであります。リバティ会津の運行開始に合わせて、沿線集落の区長さんを初め、住民の皆様のご協力により、植栽や花壇の整備等、駅の周辺及び鉄道沿線の環境整備を進めてまいりました。

この環境整備の一環として、ヤマザクラ植栽も進められております。鉄道沿線集落には、本年度要望のあった7地区に対しまして510本の苗木を配布いたしましたところであり、来年度以降もヤマザクラの植栽を希望する地区を募集し、可能な限り希望する桜、これを配布しながら、ヤマザクラ一万本の里づくりを実現するとともに、観光誘客につながるよう、各地区の皆様にもご協力と事業を進めることをお願いしていきたく思います。

次に、町独自施策である森のエネルギー創出事業についての1点目であります。

平成24年度からスタートいたしました創出事業の年度別の個人・事業体別の実績はとのおただしであります。平成24年度は合計で3,910立方メートル取引されました。内訳は、個人が494立方メートル、事業体が3,416立方メートルです。それから平成25年度は合計で4,996立方メートル、個人が1,462立方メートル、事業体が3,534立方メートルです。

次に、平成26年度の合計で4,200立方メートルです。個人で775立方メートル、事業体が3,425立方メートルです。

平成27年度合計で8,460立方メートルです。個人では593立方メートル、事業体では7,867立方メートルです。

平成28年度合計ですが7,215立方メートルです。個人で1,011立方メートル、事業体で6,204立方メートルです。

平成29年度につきましては、9月末上半期の実績であります。合計で444立方メートルです。個人で141立方メートル、事業体で303立方メートルです。

事業開始からの総合計は2万9,225立方メートルであります。個人は4,476立方メートル、全体の約15%、事業体では2万4,749立方メートルとなっておりまして約85%と、そのような実績であります。

次に、町独自施策の森のエネルギー創出事業についての2点目ですが、来年度以降の創出事業の検討内容についてのおただしであります。さきに選定されました林業成長産業化

構想では、素材生産量の増加を三大目標の一つに掲げておりました、間伐材の森林から生産される貴重な素材であると、そのように認識しております。

その間伐材を安定して利用できる体制を町内で確立することは、将来にわたり有益であり、町全体の面積のうち9割を超える森林面積を有する本町にとって、林業及び再生可能である木材資源での循環型社会形成には必要であると、そのように考えております。林業成長産業化に向けた推進会議でも、分科会を設けまして最良の方法を引き続き模索しているところであります。

森のエネルギー創出事業の開始当初は、町内でバイオマス利用での取引はほとんどなく、事業創出により森林組合が購入窓口になることで、集材先を明確にし、間伐を行う森林所有者及び造林業者へ受け皿をお示しすることで、森林整備の加速化と原材料となる間伐材の一括集積、木質バイオマス分野での新規開拓を狙いました。

方法としましては、森林組合が行う間伐材購入費用を支える補助になっております。購入後の間伐材利用につきましては、価格等から建築材として販売することが最善でありますけれども、森林の生育途中に生産される間伐材は低質材が多くありまして、燃料利用が主となりました。町内に導入しました2基の木質ボイラー燃料として一部利用が図られましたが、そのほとんどが同時期に稼働されましたグリーン発電会津、ここがございます。そこへの発電用燃料として丸太のまま販売されてきたのが、今までの現状であります。

当事業により、間伐材利用の一步は踏み出せましたが、推進力が補助金であるために、より継続性のある着地点を求め、事業開始時より、改善策や方法をいろいろ工夫もしてきました。ことし6月23日に、林業成長産業化地域創出モデル事業の選定を契機に立ち上げました推進会議に参画する町内企業により、間伐材を購入して、そしてチップ加工後に商品として町内外に販売したい旨の提案をいただきました。行政がつくったきっかけを民間主導で発展させていく展開でありまして、今まで存在しなかった町内での取引先が見えてきたこと、間伐材を原材料に加工し、付加価値をつけた燃料チップという商品として、町内外に販売されることが見込めることから、間伐材購入を民間が進める取引へ、移管を含め補助の見直しを現在検討している、そのような状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町独自施策、森のエネルギー創出事業についての3点目であります。

1回目の間伐実施箇所の単価は下げないで、2回目も実施箇所の単価から下げるようにすべきと考えますが、町の考えはとのおただしであります。間伐に要する労力につきましては、造林木の林齢、林内の灌木状況、造林木の成立本数、間伐率、木の太さ、路網密度、林道まで

の距離とさまざまな要素により異なります。

おただしのとおり、1回目間伐は比較的林齢の若い造林地で実施されます。成立本数や灌木数も多く、路網の敷設されていないケースもあり、労力を要することは、県の造林補助事業での補助金積算でも考慮されておりますが、森のエネルギー創出事業は搬出された間伐材の受け皿として機能させ、商品として販売することを想定しております。材の質や量が鍵となります。

また、間伐を行う造林地の収穫設定が50年生前後の標準伐期齢で皆伐するのか、80年超の長伐期を目指すのか、さらには立木を選んで収穫する択伐なのか。森林所有者の経営方針により施業方法もさまざまであります。中には、植栽後に手入れを行わず、初めての施業が間伐のケースも想定されるなど、現状は千差万別であります。このことから間伐の回数による買い取り単価に差をつけることは、事業の性質上ちょっと難しいのかなど、そのようにも考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

いずれにしても、私たち、先ほど申し上げましたように、私たちのこの地域、90%以上の森林を抱えております。そしてまた有害鳥獣の被害も多くなっておりますし、そうした意味で、景観はもちろんでありますけれども、やはり森林の活用ということ、今後の私たちのこの地域にとって大きな課題でありますし、先般も北九州、私たちも新潟福島であったり関東東北であったり、豪雨災害がありましたけれども、北九州のその状況を見ますと、やはり植林された林の森林が適切な管理がされていたのかもしれませんが、いないかもしれません。あれだけの砂防ダムの中に杉の木の流木が流れ込んだと、すさまじい様子であります。ですから、手入れをしていかなければあのようなことにもなるということでもありますので、それを十分踏まえた中で、地域の安全安心を含め、そして景観も含めて将来のまちづくりをしていくと、それにはこれらの事業が、今私たちの地域にとって非常に大事な事業だと、そのように認識しておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど町長から回答を受けましたので、1番目のヤマザクラ関係から再質問させていただきます。

この今ヤマザクラ一万本の里づくり事業の町の窓口というのが今農林課で進めているわけですが、今先ほど来から説明の中でありましたモデル事業の具体化等々を考えると、そしてあとヤマザクラの里づくりという、あくまでもキャッチフレーズ的な言葉で、町全体の景観づくり

というのが、この中には入っているのではないのかなというふうに考えています。そういう意味では、役場の中の関係する各課との横の横断的な連携も重要ではないかというふうに考えていますが、これらについて町長としてどのように考えているか、ちょっとその考えをお聞かせください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは本当に各課にまたがる、農林課ばかりじゃなくて総合政策であったり商工観光であったり、いろいろな課が関係するものだと思います、また支所も。そうしたことで、当然そのようなシステムというか、組織になっていくと思いますが、また団体もございますので、彩のまちづくりということも協力していただいておりますので、先ほども答弁の中で各地域の集落ということも申し上げました。ですからそういう意味では、それらを結ぶ組織といいますか、そういうことが今後しっかり体制づくりをしていくということが大事だと、そのように認識しております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それで、先ほど最初に私も財源確保の関係で、町長の先ほどの回答の中でも若干最後のほうで触れられましたけれども、ふるさと納税でやった関係なんかでは、十分にこの南会津のよさを訴えて、それを活用して基金も本当にもう全く底をつくような状態の中では、事業をやるにはもう現実的に先立つものが必要ですし、あとは人の協力も必要ですから、そういったふるさと納税の活用、あと人の活用というのはNPO等の活用関係なんかも十分にそういう意味では窓口を、やはり横断するような連携した窓口を設けて、そしてそれで一つの訴える力に、この南会津の場合は、私は観光客誘客を図っていくというのがすごく大事なんじゃないか。そのためには、ある意味では目玉的な形で考えていくことが必要なんではないかということで、ぜひ早急にその体制づくりも横断的な体制づくりを検討してはいかがなものかなというふうに思います。

あともう一点は、桜ウオークの取り組みもございますが、この桜ウオークは私が知る中ではもうすごく毎年盛大になってきて、予約が、終わった後にすぐに大分予約が埋まるくらいな盛況さになっている。それもこの自然景観を生かした中でなっているということで、そういうときに一つの管理協力金みたいなものをそういう中でもお願いをするような、そして資金を少しでも潤沢なものにしていくというのも必要なんではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 体制づくりのお話もありました。本当にそのとおりだと思いますし、そしてまた財源、これも私もふるさと納税のあり方というのはいろいろ議論のあるところだと思いますが、私も寄附されている方々のコメントを見ている。そうするとやっぱり地域づくり、美しい景観をぜひ守ってください、南会津の将来を期待していますとか、そういうコメントがあるんですよ。ですから、もっともっとそれを前面に出したPRをして、そしてそういう方々の協力をいただくということも一つの方法だと私は思います。そんなことも含めていろいろ体制づくりといたしますか、財源づくりも検討していく必要があるだろうと思います。

また、国のほうも環境税、24年度からの導入というような方向性で今話されていますけれども、今福島県は環境税ありますけれども、そういうのを福島県の支援をいただいてやっているところがございますけれども、国のほうのそういうことも情報もしっかり的確につかんで、そして財源の確保をしていくことが大事だと私は思います。

桜ウオークも本当に大勢の方々に参加していただくようになりました。天気次第ということも一つはあるんですけれども、その辺も含めてやっぱり参加していただいてよかったという、そういうおもてなしというか、我々もできるということが大事なので、そういうことも含めた中で検討していけば、私はそのつながりが広がっていくのかなと思います。

それから、この課題として今これは私たちのほうなんですが、苗木の確保といたしますか、これが一番課題なんです。何とかこれを克服したいと思って今、県の農林事務所とか関係者の皆さん方をお願いして協力してもらっているところですが、できるだけきれいな桜を確保できるように、町としても精いっぱい努力していきたいと、そういう課題がありますけれども、町としてはしっかりその体制づくりをして進めていきたいと思っています。

なお、今自然に、山に結構あるんです。中山峠もよく話ししますけれども、数間沢、それから金龍橋からの上流と、それから桧沢地区もありますし、荒海地区もありますよ。ですからそういうことも、今現存する所有者もいらっしゃるので、その辺も踏まえた中で、町としてはそういう資源の有効利用ということで、皆さん方にも呼びかけていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それについてはぜひ体制づくり、私は農林課、私も農林の関係で大分中身は承知しているつもりなんです、ちょっと大変になってくるんじゃないか。やっぱりそれをいい方向に持っていくには横の連携、商工観光課なんかはいろいろ忙しいんですが、そう

いう意味では観光誘客の観点からすれば、そういう横の関連が持てるような体制づくりというのが必要なんではないかというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私もこの質問に当たって、田島地域横町地区の弁天山の環境整備について見てまいりました。現在頂上にのぼりますと田島町内が一望でき、関東圏からの観光客も訪れるまでになっているというふうに聞いています。先ほどの桜ウオークのときなんかも協力をしていただいているというふうにも聞きます。話を聞きましたら、以前は森林がうっそうと茂り、林内は暗く、おぼけが出るような状況にあり、地区民も入ることを遠慮していた状態だと聞きました。

そんな状態を解消するため、区長が中心となって地区民に呼びかけ、区長、地区民が立ち上がり、伐採作業を初めとした環境整備に取り組みます。これまで8年の歳月をかけて冒頭述べた状態にまでしてきたということです。

取り組みの話をお聞かせいただく中で印象に残ったことは、1年でも手を抜けばこの状態を保っていくことはできないとの言葉です。このことは横町地区だけに限ったことではなく、町内各地域で取り組まれている環境整備においても、毎年手をかけていかないと守れない、やはりそういうことになるわけです。環境整備に取り組む各行政区では、県、町とかあとはさらにはNPOなど、各種団体と広範囲にわたってそのお金、あとは人までという形で、取り組んで努力をしながら、それらを経費捻出や作業する方を募っているというふうに聞きました。

町として、各行政区への支援活動がどこまでできるのかと、先ほど町長からもありましたけれども、そういう意味では同じことを繰り返すようになってしまいうんですが、横の、そういうNPOとかそういう団体との連絡の窓口というのも町でつくっていくことによって、そういうのが一定程度軽減が図れる、充実が図れる方向に持っていけるのではないかとこのように考えますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

やはり長く続けるためには、そういう組織は必要だと思います。役場の直接的な担当だけでは厳しい。ですから、資金はもちろんでございますけれども、そのようなことを、そして弁天山、本当に見事にだんだんなってきましたし、私もそれは見ていました。11月12日に植樹祭をやりましたものですから、それにも参加いたしましたし、そういうことでまた地区も表彰を受けました。ですから皆さん方のそういうふだんの努力が認められて、私もよかったと思うんですが、継続するということが一番大事だと思いますし、ばなしというのはだめなので、とにかくそういうことも含めて。

今は、桜はヤマザクラと言っていますけれども、実は私、物すごく気になってびわのかげの運動場のそばの桜とかてんぐ巣病なんですね。そういうのがあって、何とかそういうのも整理できればなと思っています。

ですから、先ほど集落応援交付金と言ったのは、地域にあるそういう桜とかそういうのを自主的というか、地域の人たちが手入れされた場合とか、そういう場合の支援とか、そういう方法というものを町も考えていきたいと、そのように考えておりますので、またいろいろアイデアがあったら出していただいて、ご支援いただければと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 先ほどの回答の中で、町長はヤマザクラの育成に苦慮しているということだったんですが、添え木とかヤマザクラ、ことしも各地区のほうに要望を受けて配布をしていますが、このヤマザクラの育成とか添え木はどのようにして生産しているのか、その経費とか、あとは育成の委託先が、若干私も聞いてはおるんですが、なかなか地元苗が、やっぱり本来は地元にある苗木を育てるということが一番いいと思うんですが、なかなかそうもいかないんだというような話もちょっと聞いたんですが、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、この事業の一番難しいのは苗木づくりだと思います。できるだけ地元の苗を使いたいというような、そういう考えをしているんですが、実は今のところその苗づくりの方法なんですけど3通りございます。

まず1つ目は、地元の方に苗づくりのできる方がおるものですから、その方をお願いをして委託をして苗を確保する方法が1つ。

それから2つ目が、直接サクランボをとって、それを苗、ちょっと時間がかかりかかるわけなんですけど、やっぱりそれが一番この地元の苗づくりには欠かせないんじゃないかなということで、それで本年度も議員の出身地であります隣の糸沢の龍福寺、ここのオオヤマザクラがもうかなりすばらしいんです、色も。ですからここを龍福寺さんに協力を願いまして、ここのサクランボ、ここだけじゃなくて全部で1,000個ぐらいサクランボの実を取って、それを森林組合のほうに何とかお願いをして、そこから苗をつくりましょうというようなことで取り組んでおります。これが2つ目です、直接苗をつくと。

それから3つ目が、やはり今回の山村道場の植樹祭に関しては、もうすぐに苗がないと対応

できませんので、それは購入をしましょうと。ですから、委託する苗と、じかに育てる苗と購入して対応する部分、購入する部分につきましては、森林組合を通じて苗を手配していただいているというような状況でございます。購入はやっぱりここは雪国なものですから、2メートルぐらいないとなかなか冬越しが難しいものですから、大体2メートルぐらいの苗で、1本当たり3,100円ぐらいですか、苗木は。あと添え木といいますか、その支柱も森林組合のほうにセットで、苗とセットで支柱、これもお願いしているところでございます、その支柱も大体3,750円、ですから両方、苗と支柱とセットで6,850円、大体7,000円近くかかるわけでございますが、それらを何とか手配しながら取り組んでいるというような状況でございます。とにかく健全な苗をつくっていききたいというのが、一つの考えでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひこのところも、今後改善できるもの、ただやっぱり苗木をつくっていくというのは複数年も残念ながらかかるのは間違いないと思いますので、ぜひこのところは頑張っていただきたいなというふうに思います。

あと、ことし先ほど言ったように、私の地区でもリバティ乗り入れに当たって、桜を駅、七ヶ岳登山口というところなんです、そこからおりていくところ、糸沢区とあと私の羽塩区のほうでやって、その際にてんぐ巣病をやるのに高所作業車というんですか、それを配置していただいて、そしてやっぱりなかなか怖いんですよ。私らも前のほうまで行ってチェーンソーを持っていったりはしたんですが、やはり手入れはどうしても細い先のほうになりますから、やっぱり大変助かったというのが、地区の感想でございます。

こういうものを全ての経費を町で負担をするというのは、これはまたちょっとできないと思いますが、やっぱり安全に作業ができるように、町として協力しながら、そして環境整備を地区を挙げてやっていくというような形が重要ではないかというふうに考えます。管理基準等を設けて関係行政区と十分な打ち合わせをしながら進めていくということが必要と考えますが、それについては考え方があるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この桜の管理は本当に、広範囲に桜がありますので、この管理は大変だというふうに我々も認識しております。特に管理基準は今のところ特にございません。ただ、これからやっぱりこれだけ町も桜の里づくりを進める上では、その管理面、こちらも検討しなくてはならないとい

うことで、議員の今のおただしのとおり管理基準、例えば管理区分、桜は国道沿いとか道路際とかの桜とか、あと河川沿いの桜なんかもありますよね。あと運動公園の周りの桜もありますし、山際もありますし、それぞれ所管するところがまちまちだと思います。ですから、それらをやっぱり窓口を一つにして、場所場所に応じた管理者ですか、河川ですと建設課とか県のもちろん建設事務所なんかもかかわりがあると思いますので、そういう管理区分をある程度明確な方向づけをしながら、管理をするという方法も検討したいなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 あと、先ほど来の栃木県から来たときの環境整備というのは、国有林側は本当に逆にちゃんとした除伐、思い切った間伐等もやれば、すごく景観は見違えるようになるのではないかというふうに考えますので、ぜひそこは町のほうで対応方、頑張ってくださいなというふうに思います。

次に、森のエネルギー創出事業についての質問に移りたいと思います。

実際に今回創出モデル事業、それで認証林もふやしていくという考えが、現在ではまだ町有林だけですよね。町有林の477ヘクタール。ですから、これまで先ほど来町長のほうから間伐をやった林分について、立米で回答いただいたんですが、これはヘクタール単位というのは把握していませんか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 面積換算でございますが、我々としましては、平均的な面積になってしまいうんですが、大体1ヘクタール当たり20立米は出せるんじゃないかと、そういう計算をしています。ですから、今回6年間、ことしも含めて先ほど約3万ですか、20で割りますと大体1,400ヘクタールぐらいは今までやったんじゃないかと考えております。大体1ヘクタール当たり20立米というような、そういう換算をしています。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それらを森林認証林にちゃんとまた加えていく、そういうような関連性が出てくれば、第2回目の関係のときにも、今度は位置的なものもGPS等で明確化を図っていくんだということではございますが、既に補助事業でやっているわけですから、そういうのでちゃんともう関連づけて、森林認証林をそこでつくっていく。そしてそれが2回、そして本当に町道の間伐で2回目、3回目行けば、本当に立派な山が残ってくると、これは間違いありませんよ。そういうような視点をもって対応していくということが必要なんではないかというふうに思うんですが、これまでやったところで事業体がやった箇所については、最低限でも

個人のは15%、先ほど1,000ヘクタールくらい、もう1,000ヘクタール超をやっているのはあるでしょう、実績としてあると思いますということであれば、じゃその85%の事業体でやった箇所を、そういうものに加えていく、そのことがつながることだと思うんですよ。そういうのはどうですかね。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 議員おただしのとおり、やはり今回のモデル事業の大きな柱の目標が素材生産で4万3,000と、それからこの森林認証、これは1万にしましょうというようなことなものですから、今までやったところの間伐ですか、これも当然認証林の対象に含めたいというふうに考えております。それでないとなかなか1万ヘクタールというのは達成できませんので。

それでこの間伐も用途がチップだけじゃなくて、当然建築材とか家具の用途も考えられますので、当然森林認証、付加価値をつけていくことが大切じゃないかというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 この創出事業関係で私は先ほど来、循環型社会の具体化には絶対に必要だと、この事業を継続してやっていくことが必要なんだということで、一方では間伐をやって、そうすると残った山が健全な山になって、そして間伐材が搬出をされて、先ほど来言っているように、もう第2回目以降からは、A材がとれる箇所もあるでしょうし、それでもだめなものはチップ材にしながら、そしてチップ材にするとすれば、当然この後のチップの木質ボイラーはどうなるんだということでの、これまで何回も私は質問して、町長からも回答をいただいているわけですが、やっぱりつながる、循環できるような形をつくっていくということは、すごく重要なんじゃないかというふうに思います。

再生可能エネルギーとか木質、新エネルギーというのを推進というのは、環境水道課が担当ということですが、回答をもらうための話じゃないです。担当であるんですが、この木質バイオマスエネルギーについても、やっぱり取り組まないと、今のきらら289、あとは館岩のみどり十字のやつは今支所のほうで全部受けて、町として受けてやっているけれども、去年はなかなか本格的な稼働にまで残念ながら持っていかれなかった。やっぱりことしもそれはあると思うんですが、私は特別養護老人ホームのような、通常ずっと熱量がこんなピークになったりなんかしなくて、一定程度必要な箇所というのは、やっぱり木質ボイラーが本当に有効ではないかというふうに思います。

グリーン発電、先ほど来河東のほうありましたけれども、あれも私もちょっとこれは決して

失敗すればいいなんては思っていませんが、今のところは成功しているんです。それは買い取り単価がすごくいいんですよ。ただ、残念ながらこれは今後買い取り単価というのは、町長もご存じのように下がってきますから、そうすると下がると損益分岐点の関係でなかなか大変というのはあるんですが、やっぱり木質ボイラーは無駄でないですよ。そしてやっぱりそういう施設を入れれば、この南会津の中でチップの生産、片や創出事業でそういう生産がされて、そしてチップにして、その消費がされれば、またそこでも金が動いていくというような形で、ぜひ私はその老人ホーム等の関係については、確かに町長の前回の回答では直接その施設を管理しているのは町ではないんだということなんです、やっぱり施設整備、配管なんか木質ボイラーであれば取りかえる必要はないというのを、前にも確認しましたし、そういう意味ではこの循環型の場合のときには必要なんではないかというふうに思うんですが、主たる原因というのは、なぜできないのかとか、そこは、そういう聞き方はどうなんだろうかね。できない原因というのは何かというふうに思うんですが。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

絶対できないということはないんですね。いろいろこのごろ随分原油価格も上がってきたということで、実際の木材の価格とその化石の価格が近づいてきたという、それはこういうバイオマスの発電の中ではプラスの材料だと思います。もう一つは、実際にたかついでいろいろ課題があったのは、やっぱりそこも1つあります。それから材質です。水分、含水量が多かったということです。そこは何とかできるということなので、私としては今おっしゃられたようなことをやっていきたいと思っています。時間がないのでちょっと、そういうことで町としては、できるだけそれをクリアしながらやっていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私もこれだけはずっとしつこいと言われますが、しつこく循環型社会形成については訴えて、やっぱりこれが、森林率が9割を超える地区だからこそ、この資源を有効に活用していこうということなんです。それは誰が聞いても理に合った考えだと思いますので、ぜひ町長のこれからの働きかけをお願いをしながら、私の質問については終わってきたいと思っています。ありがとうございます。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。昼食休憩にします。

休憩 午前 11時26分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯田 哲 議員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 最後になりました。1時間半の休憩があったので、心が落ちついたんじゃないかと、ちょっと張りが、緊張がちょっと途切れましたがやらせていただきます。

4つありますが、かなり長いものですが、日ごろ思っていることを今回もやらせていただきます。

1、桧沢川沿いの堤防を使ったウォーキングコースについて。

平成27年9月の関東東北豪雨災害の被害を受けた桧沢川の復旧工事が着々と進んでいます。工事はあと2年ほどで完了するようです。そこで伺います。ほかから合宿等で来た生徒が桧沢地区国道289号を走る姿が見受けられます。その道路は歩道がない区間も多く、ランナーと車が同じ道路を走っているという現状です。交通事故にもつながる危険な状況でもあります。

そこで、復旧工事が進む桧沢川沿いの堤防をランニングやウォーキングコースとして設定し、びわのかげ運動公園に付随した運動コースとして利用してはと考えます。2年後の堤防完成後の設定ではなく、今からその設定に向けての準備が必要だと考えます。使用に当たってのルール、コース案内板、ほかから来た観光客のジョギングコース地図など、パンフレット作成など、余裕を持つての準備が重要だと考えます。新たなる本町の観光スポットになると考えますが。

2、地域おこし協力隊へのサポートについて。

先日11月12日の民友新聞に、「地域おこし協力隊定着、県内28市町村で104人」という記事があった。地方の多くの自治体も、まちづくりや活性化の中で、地域おこし協力隊員は重要視されている。本町でも3人の地域おこし協力隊が、隊員の個性を生かし各地区で活躍していま

す。そこで以下の点を伺います。

①地域おこし協力隊についての町の認識、考えは。

②地域おこし協力隊は3年間という期限の中での活動を通し、成果を期待されています。自分のアイデアによって起業し、この町で自活したいという明確な目標に向かう隊員が、3年以内に起業するケースがあっても自然です。しかし、隊員は副業は許されていますが、起業は認められていません。3年以内でも起業が可能にすべきと考えますが。

③地域おこし協力隊への期待として、外部からの目線で意見をいただいて地域づくりを実践するとあるが、地域おこし協力隊の考えを直接聞く人間は誰で、その体制はできていますか。直接的なアドバイザーや親身になって隊員の相談を受ける体制はできていますか。

3、田島地域にも集落支援員を設置し、全地区公平な活性化を。

舘岩、伊南、南郷地域に配置されている集落支援員は、各地域の活性化に取り組み、それぞれに成果を上げ活躍しています。しかし、田島地域には集落支援員は配置されていません。そこで伺います。

①田島地域に集落支援員が配置されていない理由と、その支援員にかわる役割をする人は。

②6月議会において全議員に配付された行政評価結果の活用の中に、集落カルテを活用しながら集落が求める活動とマッチングが必要と集落支援員の課題が上げられていた。それは町内103集落全てにおいても、そのマッチングが必要だと考えます。田島地域でも舘岩、伊南、南郷地域同様、集落支援員の設置が必要だと考えますが、町長の考えは。

4、南会津ドローン推進協議会を設立し、町の活性化を。

新聞を開けば、2日に一度はドローンの記事が目に入ります。今後ドローンはさまざまな分野での活用が期待されています。広大な町だからこそ、本町でのドローンの活用は、他のどの自治体よりもはるかに多くあると考えます。既に本町には、二本松市について県内で2番目のドローン練習場が、会津高原リゾートがたかつえスキー場を用い、ドローンフィールド、つまりドローン練習場を2年前からスタートしています。そこで伺います。

①町は、たかつえスキー場でのドローンフィールドの存在を知っていましたか。ドローンについての町の考えは。

②本町での積極的なドローンの利活用を図るため、町内の農林業にかかわる会社及び個人、土木建設業者の会社、地元で既にドローン操縦技術を持っているラジコンクラブ、個人でも公認のドローン操縦免許を取得したいという人々にも参加していただき、県内でのドローン講習会などを主催する郡山のスペースワンや南相馬市のゆめサポート南相馬などの協力を得て、本

町行政が中心となって南会津ドローン推進協議会を設立してはとありますが。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、桧沢川沿いの堤防を使ったウォーキングコースについてのおただしであります。桧沢川河川災害復旧助成事業は、塩江地内から針生地内までの全長7,920メートルで、沿川に沿って計画されているものであります。計画区間内には帯沢川や西ノ沢川により堤防が分断されている箇所があります。このため、塩江地内から針生地内までの連続した形での利用については困難であると、そのような状況にあります。

また、堤防を使ったウォーキングコースの設定については、河川を管理している福島県とウォーキングコースとして利用できるかどうかについて協議を行い、許可を得た上で使用することとなります。常設のコースとして指定するためには、議員おただしのとおり、コース案内板等の設置や利用者への周知、パンフレットの作成などのほかに、草刈りなど日常的管理も必要となるため、コースの設定と利用につきましては、関係部署と協議の上、調整が必要であると、そのように考えております。

今後、復旧工事の進捗状況を見ながら、町民の皆様等の健康づくりを含め、ウォーキングコースとして設定するためにはどのような課題があるかということ調査検討していきたいと、そのように対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊へのサポートに関する1点目であります。地域おこし協力隊についての町の認識についてのおただしであります。地域外の人材を積極的に招致し、地域の活性化や産業振興等を図るとともに、その隊員の定住、定着を促進することと認識しております。

人口減少や高齢化が進行していく本町において、地域おこしに意欲のある人材に移住していただき、そして地域活性化の起爆剤としての役割を担ってもらうために導入しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊へのサポートに関する2点目であります。

地域おこし協力隊が起業する際、3年以内の起業が可能にすべきではないかとおただしあります。国の地域おこし協力隊推進要綱及び町の規定の中で、3年以内の起業に対する制限は設けておりませんので、ご理解願います。

次に、地域おこし協力隊へのサポートに関する3点目であります。

地域おこし協力隊の直接的なアドバイザーや親身になって隊員の相談を受ける体制について

のおただしであります。総合的な事務は総合政策課で行っておりますが、各地域おこし協力隊員の配置先の担当する職員が、その役割を担っているところであります。また、担当職員だけで解決できない場合でも、総合政策課が相談を受け地域おこし協力隊員が安心して活動できる体制を整えておりますので、ご理解願います。

次に、田島地域への集落支援員の設置に関する1点目であります。

田島地域に集落支援員がいない理由と、そのかわりの役割をする人はどのおただしであります。そして2点目が、田島地域にも集落支援員が必要ではないかとのおただしは、関連がありますので、2つあわせてお答えさせていただきます。

集落支援員は、合併後役場職員が減少しても、総合支所としての機能を維持し、高齢化率の高い舘岩、伊南、南郷の3地域の集落に対する目配り役として、それぞれ1名ずつ配置しております。西部地区の各地区で各集落でやっているやつじゃなくて、各支所ごとの単位です。田島地域は高齢化率が他の3地域に比べ低いことや、本庁に勤務する役場職員の数も各総合支所に比べて維持されていることなどから、配置しておりません。

しかし、田島地域でも高齢化が加速している地区もあることから、今後そのような中で配置することを検討していく必要な箇所も、地区も出てくる可能性もございます。そのようなことで、検討してまいります。

また、現在田島地域で集落支援員にかわる役割を担う者としては、集落担当職員配置制度により、配置された職員がその任に当たっておりますので、ご理解を願います。

次に、南会津ドローン推進協議会を設立し、町の活性化に関する1点目ではありますが、町はたかつえスキー場でのドローンフィールドの存在を知っていたか、及びドローンについての町の考えについてのおただしであります。会津高原たかつえスキー場で、グリーンシーズンの利活用を図るため、ゲレンデー帯をドローン飛行の練習場として活用していたことは承知しておりました。また、ドローンについて、町の考え方としましては、過疎地域での荷物の運搬、農薬散布、災害時の現地確認等、さまざまな分野で今まで以上の活用が図られていくものと、そのように考えております。

新潟福島豪雨災害のときもございましたけれども、あのときは残念ながらドローンはありませんでした。ただ、田んぼのじかまきのヘリコプターがあったんですが、あれは操縦がなかなか難しいということ、今のドローンの機能の操縦性とか機能性とか考えれば、そのようなことが災害時かなりの活用もされると思いますし、そしてまた町の行政の中でも、そのようなことの活用が図られると私はそのように思っています。ですから、何らかのところで、そのドロー

ンの活用はぜひ期待していますし、これをどのように活用できるかということも検討していきたいと思います。

次に、南会津ドローン推進協議会を設立し、町の活性化に関する2点目であります。

本町行政が中心となって、南会津ドローン推進協議会を設立する考えはあるかとのおただしであります。ドローンの活用につきましては、さまざまな分野で民間参入が進んでおります。協議会を設立することで、町民福祉の向上を図れるかや、また新たな分野での産業創出が図られるかなど、総合的に判断してこれらは考えていきたい。民間でやられる方には、それは町と連携してやれる部分、そして町がやる分と、今後その辺を十分検討していければなど、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それでは、再問に移ります。

1番目の部分では、管理が県ですので、今後先どんなふうになるかわからないので、県と協議をして今後草刈りとかいろんな管理の仕事というか、作業が入ってくると思いますので、即ではないが、今後検討していくという答弁でした。

実はこのことでちょっと確認だったんですが、塩江とどこかが途切れているのでできなかったという部分が、ちょっとその範囲だけ聞きたいんですが、そこ辺をもう一度お願いしたいんですが、すみません。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 帯沢川がありますよね、あそこの堤防沿いとかあるわけですよ。そのところも、以前県のほうにも私どもも橋をかけてほしいとか、いろいろ要望したんですよ。実はもう一つの考え方ですけども、今の国道にかわる代替道路がないということ、同じ川でそんなに距離が離れていないということもあるんですが、災害のときに迂回路がないということ、そこも含めて県のほうにも要望しましたけれども、あの堤防沿いの管理道路というのは、そんなに重量のある堤防の管理道路はつくれないということで、それに代替する道路はちょっと我々が考えている道路と違うということもありまして、行く行く今度河川の幅も違ってきますから、そういうことを検討した中で、町としては地域の人たちにも、これを説明していますけれども、別な方法といいますか、そのようなことを考えていきたいということで、川のところはつながりません。ですから、そんなことで連絡が悪いということの意味です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね、代替道路の話は今町長言われましたけれども、帯沢川のところは割と前から農免道路で向こうを通ると、もう一つの289号の迂回として必要だということで何度も話題には上がると。あそこが切れているということが今理解できました。

ちょうど昨年10月12日に起工式、館岩川の災害と桧沢川の災害の着工の記念式のときに、大きなパンフレットをいただいて、今町長が言われた7,920メートルの緩やかな、皆さん、工事を見ていてわかると思うんですけども、本当に緩やかなアールをつけながらなりますし、景観も僕は国道289号を走っただけでも二岐山が見えたり、帰りだと針生のだいくらスキー場のゲレンデなんかを見ながら走っている景観は、すごくいいところだと思うし、堤防沿いのことができたと思うので、いずれそういう時代が来る、来たときには遅いんだと思って今質問しています。

今、帯沢川に関しては、多分今のことだと無理かもしれませんが、人間が渡れるような、あそこで切れてまさか国道にまた迂回してまた行くよりは、堤防自体は実際は管理道路みたいな形じゃないので、自然盛り土のような形で人は走れるでしょう。県のほうに問い合わせ直接行ってみたんですが、自由使用という言葉を使っていました。要するに誰でも使っていよという言葉だったので、勝手に走ろうが犬を散歩しようがオーケーなんですよ。

ですけども、結果的にはそうなって、いつの間にかみんなの憩いの場所になるということよりも、やはり今からいろんなルール、あるいは草が、いずれ柳が出てきて、崩れたら誰がするの、地区の人がやるというよりも、公園の一部となれば、管理も行き届いたり、ペットを連れていけばペットの管理ルールがもちろんモラルとしてあるんでしょうけれども、そういう意味で、検討するということなんです、検討というか、今後町と県と検討するということですが、これから2年という部分で完了します。協議するということですから、その前に時間のことをちょっとお伺いしたいんですが、それはどのような時間軸というか、先の予定なんですか。協議は完了して1年後、2年後という考えなのか。完了を前にして協議して、ちょうど完成と同時に歩けるような風景にする。あるいは2年前にして、今、帯沢川のところの問題があれば、あそこに、ここは木の町ですから、人が渡れるため重量には、車はだめでも人が渡れるような、ちょっとした2メートルぐらいの幅のログづくりの橋なんかも不可能ではないと思いますので、その辺の検討というのはどういうスケジュールでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

スケジュールというよりも、あの道路ができます。そしてあそこにいろいろ桜を植えようとか、そういう話もあります。でも、やっぱりその道路とあとまた付随する道路があるかと思うんですが、やはり地区の人たちともそこはしっかり話をしてからやっていきたいと、私は順序としてはそう思います。町としての構想はいろいろございますけれども、桜ウオークも今枇杷影からずっと永田地区までやっていますし、そうした中で約8キロのコースというものは、私としても魅力だと思っています。

ですから、そういう意味で、先ほども午前中にヤマザクラの里づくりということもありましたし、そんなことも含めて、そういう景観の中でウオーキングコースといいますか、あるいはそういうことを楽しんでいただくということは大事なことだと私は思っていますので、地域づくりとしても、それを何とかやればなと私の構想の中にはございます。ですから、そういうことをまず皆さん方に話をして、それから進めていきたいなど。既に話を、ちょっと話をしているところもありますが、まだ全体的ではないので、ですから、少しずつそこは順序を立ててやっていければなと考えています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 よく誘客、観光、合宿とかスポーツ合宿も減っていますということですが、よくあそこはサッカー選手が枇杷影まで汗だくになって走っているランニング姿、僕の質問にも書きましたけれども、あそこを走っている部分、冷やっとする場合もあるだろうし、本当に夕方こんな遅いときに帰って、これから飯でも食えるのかなという時間帯のときもありますよね。多分あれは人の個人差で遅い子は多分遅く最後まで走れということ而走っているんでしょうけれども、ある意味では、認識としては安全なはずはないと、多分皆さん走っている方は感じると思うんですけれども、その分でいうと、スポーツ合宿を誘客しながら、安全な練習場がある、あのウオーキングロードあるいはうさぎの森に行くのも、僕はぜひ本当は昔もその質問をしたことがありますけれども、うさぎの森まで行くような河川沿いのウオーキングとかランニングコース、こっち側の帯沢川方面の、今回はこれでできていますので、帯沢川の問題はあったとしても、すごくいい場なんですけど、合宿とその安全に対する町の認識、ランニングしている姿、生徒たちのその認識とあったらいいウオーキングロードの効果、できたら有効だと僕は思うんですが、それに対する考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、まだ工事中なんで、どういうふうなことを、どういうような対策をし

たら、皆さん方にそしてそこで町としてそういうコースとして皆さん方にどうぞ利用してくださいといえるのかということ、まだそこまでは全然検討していないので、ですから、まずはそういうことを検討して、地域の皆さんにもその意向を、町の意向を伝えて、そしていろいろ意見をいただいた中でやっていくのが、私は順序だと思しますので、ですからそこまでの順序、まだ全然そこまでになっていないので、まだ工事中なので、ですからどのような河川になるのかということ、図面はありますけれども、現実がわからないということで、もう少しそういう意味では完成してというか、それももちろんそこまでの準備はありますけれども、そういうことをまず第一番のスタートとして考えていければなど。ただ、その考え方だけは皆さん方に伝えてはいきたいと思えます。そういうことで、まだ具体的なスケジュールということは、今のところは考えていないというのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひこれからだということもあるし、地区への説明も、地区の人たちに対する、そのウォーキングロードって何の話だという方ももしかしたらいるのかもしれませんが、多分すばらしいウォーキングロードになると思えます。本当に開けていますし、安全性もあるし、向こうは国道が走っている分で遠いし、安心はありますよね。山岳の真ん中は一人でぼとぼと歩くよりは、あそこはそういう意味では安心ですし、人家が向こうにあって学校があったりするわけですし、すごく日当たりもずっと東から西へ太陽は伸びてきますので、日の長いところですので、ぜひ今後県とも協議をしていくということですので、ちょうど桧沢川のところにも桜の木がありますけれども、あんなところにウォーキングロードが今だんだんできつつ、ウォーキングロードじゃない、堤防がしっかりできてきますので、完成前にぜひそのタイムスケジュールの前倒しじゃないけれども考えながら、地域とあるいは県と協議していただきたいなと思えます。

必ず誰か歩いている姿は風景で我々は想像がつくんですけども、ぜひそれを町がつくったと、枇杷影の公園だというような感じで、ほかから観光に来た人たちが歩けるという雰囲気ぜひビジョンとして完成することを願います。

それでは、2番目の地域おこし協力隊のサポートについてを質問したいと思います。

先ほど町長の中であった、定着、ほかからの人材がここに来て、町の活性化とかあるいは疲弊している地区、その部分の元気をつけるための、その人たちが定住して、定着してこの町で生活する、Iターンとかなんかの分にもつながるし、すばらしく期待する。若い人も来ますから、そういう意味ではすごく期待している事業であります。

この質問をするときに、我々がちょうど10月下旬に島根県の雲南市と奥出雲町のほうで言われて、本当は定住対策の部分を見るために行ったはずなんですが、地域おこし協力隊の説明の部分で、地域おこし協力隊が14人いるということで説明がありました。まさに来ているし、生き生きしているし、そのマニュアルもなんかすごくよくできていたものですし、その分でちょっと重なったところがありましたので、あと新聞の記事もあったんですが、こういう資料を彼ら、向こうで準備してきました。来てくれてそのプロジェクターにも、「福島県南会津町議会の皆様ようこそ奥出雲町へ」というような、もう入ってエレベーター、上がってプロジェクター、涙が出るのかもしれないけれども、すごくうれしかったです。

この中の説明で、地域おこし協力隊の分がありました。定住よりも何よりも僕が感じたのは、そこで地域おこし協力隊員が14人にもなって、その人たちがいきなり募集したのかなという疑問もあったんですけども、この町について考えると、4名だったんですよ。4名だった方が今3名の状態になっているんですよ。だから、そこでいうと、サポートというか、ほかからやってきて心細い、その隊員が心細いかどうか、僕は直接わからないんですが、それに対する彼らの情報交換に来ている3人なら3人、今残っている人たちの情報交換、横のつながりとか、あるいは今総合政策課の担当職員といたしましたし、支所の担当職員と言われましたけれども、そこら辺のコミュニケーションの濃さをちょっと聞きたかったのも、それをもうちょっと詳しく、つまりどんな感じで話を聞きながら、月1回、月2回、電話連絡を待っているんですよとかメールでやりとりしていますよとか、その辺のちょうどサポートしている部分の具体的な例というか、その頻度というか、その対応などをちょっとお聞きしたいんです、具体的に聞きたいんですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

地域おこし協力隊のサポートということで、それぞれの配属先のほうには常時連絡が入りますし、来ておりますし、その中できょうはどういう動きをするとか、今月の目標はこれに向けて取り組もうとかやっていますので、その辺はやっております。

あと、地域おこし協力隊も県内に結構来ております。例えば近場ですと昭和村へ行ったりいろいろ来ていますので、その人たちのネットワークもあるようでして、そうしたところでいろいろ情報交換もしているようです。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ちゃんとやっていますよということだと思います。

一つ思うのは、その3人でいますよね。奥出雲町のほうではこんな感じで14人いますね。その中で3年という期限、これは皆どこの自治体に配属されて、配属じゃないね、採用した方もそうなんですけど、2年間で、その準備期間で3年目で起業の準備とかで、よく印象的だったのは2つあったんですけども、課題解決型という言葉、多分これは国の指導のほうでも、あと企業独立型という2つの言葉があって、この町にやってきて自分のビジョンあるいは夢、この食材を使って何かする。会社を立てるとかという、その起業独立型、それとこの町の問題を解決していくために頑張るという課題解決型の2タイプに分けてあるというふうに明確になっているんですけど、本町の場合の3人、多分それぞれ特色ある自分の取り組み、自分たち隊員がやりたい部分で採用になったと思うんですけど、この2つに分けたとすれば、どんな感じでしょう。具体的に上げられるなら、具体的にこういうのに取り組んでいるというものをちょっと示してほしいんですけども。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

うちの町の場合は、課題解決型ということでテーマがあって、その課題に対して募集をかけた上で、来ていただいているという状況でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。地区に入って地区の問題を住民から聞きながら吸い上げながら、じゃ彼らのビジョンとかアイデアを持って、その解決に当たるという課題解決型だということでした。

実は、なぜこのことを言いたかったかというと、問題解決型だったら、もしかしたら解決したら去ってしまうかもしれないんですけども、やはり若い方の中では起業したり自分がこれからまた20代で若いわけだから、いろんな自分の資格とか能力を生かして、この町で起業、会社を立てたりお店を開いてやっていきたいという夢の方もいると思うんですけども、今後町はこの地域おこし協力隊を今3人ですけども、来年度とかなんか採用していくような年次計画みたいなのはあったんですか。あるいはこれからどういうふうに活用していくんでしょうか。採用なんかはどうでしょうか。新しくする、しない、その辺の流れはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

今3名おまして、それぞれ活動しておりますが、次年度につきましては、林業関係でふや

していきたいなということで、検討中でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 間違いなく来るという、募集をしたらば全員、この新聞記事もありました。全国でも人材不足だ、募集しても集まらないという記事でこれは書かれていましたね。先日の記事の中には。自治体でも104人とはいいながらも、なかなかそういう人が募集にも応じてくれないというのが現実の問題として上がっていましたけれども、私が言いたいのは、この3人でよりも、やはりこの次のときに今林業系と言ったんですけれども、問題解決型よりも、そこで就職してここで仕事を覚えているんな技術を学んでこの町で定住してもらうのが多分考えだとは思いますが、また奥出雲町の例を出して申しわけない、すごくいいと思うんですよ。なぜかという、彼らは先端を行っているように感じました。彼らは、今回はちょうど3年目の方が3人いらっしやると。それは全員独立型になって、この町でこれから勉強して起業すると言いました。

その起業の条件はこんなでした。町長の前でプレゼンをして、それがよしとして判こを押されたらスタートするんだというような中身で、意欲というか、それが問われているというか、ゴールも明確だし、そういうビジョンがあったり起業がしたいんだしたら、それでもう一つ、彼らがスタートして採用されたら、活動費として150万円、その支援にやるんだと。EWMにしても、我々のところでやっていないわけじゃないですよ、起業に対する応援とかしていますので、だから個人がここに、この町の問題解決型なり起業独立型の部分で来ている人たちの夢をやったら、今みたいな部分の後が、将来があるのならば、ここに住んでもいいような計画で着々と勉強して自分の資格を取ったりしながらやっていくと思うので、そういう意味では、ぜひこの物まねをするんじゃなくて、もうそれぐらい踏み込んで、ぜひ地域協力隊に対する期待、彼らが来て副業、起業の部分ではなかったの、ぼくちょっと勘違いでした。副業じゃなくて、起業してもいいということだったので、副業と起業がちょっと間違っただけで、仕事、会社をつくってもいいんですね。

その辺はちょっと僕の勘違いでございましたけれども、その分というのでしょうか。そういう手厚いというか、この支援に対する何でしょう、どっちかといったら離れているようにも、町ではサポートしているといいながらも、何かそれが見えなかったり、本人たちに聞いても、そんなに頻度高くコミュニケーションをとっているようにも感じられないようなことも、ちらっと聞いたことがあるんですけれども、その辺のちょっといろんなことを言い過ぎましたけれども、そのサポート、3年たった部分、例えば今3年たとうとしている人は何人いるかわから

ないけれども、それに関するその人たちの行く末はどんなふうに予定していますでしょうか。

その3人、今いる人たちの。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

その前段としまして、ちょっと説明させていただきたいんですが、地域おこし協力隊隊員の方は、おおむね1年以上、3年以下の期間ということで募集をしております。そのため、3年を縛って起業できないということではなくて、例えば1年協力隊にいました。次の年に起業するというのであれば、制限するものではないということですので、兼業ということではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

なお、協力隊のうちに準備は先ほど奥出雲町の話もありましたが、いろいろ準備することは、準備といたしますか、そのための準備、さらに勉強等は結構ですが、起業については、あくまでも隊員の身分を離れるということになります。例えば1年、協力隊員でしたと、次の年に私は起業したいということであれば起業していただいて、隊員の身分を離れるということがございます。

それから、支援ということで、今年度要綱、町の要綱をつくりまして、隊員の方が起業する場合、町のほうで100万円の支援、当然起業するには機械だったり、いろいろ最初の設備がかかりますので、その支援ということで100万円を上限に支援する起業支援補助金交付要綱というものを定めております。その100万円につきましては、国のほうから全額、特別交付税ということで措置されるということになっております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。つまり、島根県奥出雲町も多分同じものの制度の活動費ということで、多分支給しているんですね、今わかりました。

今後その分でいうと、いろんなもう一つ今町長が言いましたね。起業したら副業じゃなくて、地域おこし協力隊から離れるようなせりふが出ましたね。これは実は奥出雲町は認識が違います。起業しても自分、例えば宅建とか弁護士がもし来たとしても、多分彼らの町は副業として、副業が自分の仕事だとしても、その部分でちゃんとその業務、問題解決型で参加すれば、大いに地域おこし協力隊として採用している感じですね。

要は、起業して会社を立てても、その会社が例えばソフトウェアの会社だったとしても、彼が副業として自分の肩書を持ちながら、そこに行くわけだから、自営なんで時間的に使えるということだから、今の部分に関してはちょっと捉え方が、こっちは、これは別にいいんですよ。

本町と向こうは違って当たり前の話なんで、向こうは何かその分でいうと、宅建やって自分の仕事を持ちながら、地域おこし協力隊でやっているような感じでした。

ちなみに参考までですけれども、先ほど言ったかもしれませんが、ここはことし2人ほどやめるんですけれども、7人また来年度募集をかけるみたいです。それは地域であろうが問題解決型かもしれないし、起業型かもしれないということで言っていました。

ぜひ、一つ今どっちかといったら、起業とかこれからの部分の会社をつくる話になってしまいましたけれども、ぜひほかから採用したならば、この町に来たら何か勉強して、隊員自体がすごく大きく育って、ここの町からまた戻っていくとか、そういう流れで、本当にそれは定着、定住にはならないので、すごい残念なケースなんですけど、奥出雲町もそういうケースもありますよということで、いわれましたが、見送るんですかと言ったら、それは本人の人生設計ですから、それは仕方がないことだということを言っていましたけれども、割と残る人がちゃんとサポートがいいので、その辺で言うと。

ちょっとあちこちとんでしまいましたが、ただ一つこんなことの部分がありました。この部分でいうと、隊員の質向上、自分自身が勉強したいんだけどもというところで、この町はどれぐらい彼らに今いる3人に、地域おこし協力隊にこういう資格を取る機会があるんだけども、どうと、会社を立てるためにこんなセミナーがあるんだけども、どうかという、そういう投げかけ、あるいは勉強会、あるいは資格を取るための案内とか、そういう部分に関しては、町からの担当から働きかけはあったでしょうか。あるいは彼女たち、彼らに勉強のチャンスを与えた、あるいは情報を流した経緯はありますでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

今ほどありましたように、セミナーとかにつきまして、町に情報が流れてきますので、必ずそういった情報は隊員のほうに回しております。町のほう、旅費もとっておりますので、積極的にそういった機会を通じて勉強していただくということでやっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 その辺はやっているということで、ぜひいろいろこの町に来ている、あの資格を取ったとか、こんなことを学んだとか、こんな人と会って勉強になって、自分が大きく育って、今2年目だとか3年目だという話をぜひ彼らがしてくれることを願います。

1つ、今言ったセミナーの話のところ、なぜ言ったかという、この中で高校生がなぜ戻

ってこないのと聞いたことがあると、この担当説明の女性でしたけれども、三成さんという方が言っておられたんですけども、ここの町に戻って自分が成長できるかしらということをおっしゃられたと。つまりここに帰ってきて、自分が勉強して大きく何でしょう、資格を生かしたり、そういうことができるのかということをおっしゃられた。ここは要請というか、セミナーのこの人材育成事業、もちろん本町でもやっているんですよ。本町でもやっています、人材育成をやっていますけれども、その中で、うたっていたこの1ページ、渡されました。スターター、参加型、プレーヤー、企画者、メインプレーヤー、継続型、リーディングプレーヤー、主体型という形で、初心者からだんだん起業しながら自立するためのセミナー、後半の2つのセミナーだと、もうほとんどプロフェッショナルというか、そのプロのアドバイザーを頼んで勉強会をするような形、この参加者は300から400名、延べであったそうです。すごいですね、その人たち、重複もするというわけですね。こっちのセミナーへ行って、こっちでやる方もいるということなので、一概にこれが全員、400人じゃなくて、重なってはいるかもしれないですが、ぜひこういう部分でこの協力隊員のみならず、ぜひ町民の中からもそういう勉強会を開いていただければ、地域協力隊員の方ももちろんですし、これからいろいろ資格を取りたいという方、住民の中にもいらっしゃいますので、ぜひそういうセミナーも開いてというか、人材育成の中で力を入れてほしいなと思います。地域おこし協力隊の部分で、人材育成のほうに行っては申しわけありませんが、ぜひやってください。進めてほしいなと思います。

あと1つ、これはほかからと言いましたけれども、最後のこの部分でいうと、人材の自給自足という言葉もすごく印象的だったんです。ほかからのブレンばかりではなく、ここにもまだ若い人たちいっぱいいるので、自分たちのところで自給自足する。そのためにはこういうセミナーも受けて、いろんな事業、あるいはまちおこしに地元の若い人たちが、今回ワカモノ会議なんかもありますけれども、そういう事業の中で、そういうセミナーで自分を高めていくみたいなことを多分やっていくんだと思うんですけども、ぜひそういう人材の、地元に関しても目を向けてやってはいますが、やってほしいなと、進めてほしいなと思います。

それから3番目に移ります。集落支援の部分なんですけれども、これに関しては、先ほどかわりの部分は担当職員、役場の現職の担当職員という部分がありますけれども、これに関しては予想どおりの部分だったんです。これはなぜかということ、担当職員、現職ですから忙しいですよ。担当職員の役割の部分にパイプという言葉がここにありますから、情報の伝達とかではあるけれども、担当職員がそのまま町の地域おこしじゃなくて、地域支援員並みに多分機能するには、かなりのハードルが高いし、職員に対する負担が大きくなると思うんですよ。

それで、僕はこの質問で、やはりそれは同じですね。こっちの分でそんな多くなくていいんです。桧沢街道に荒海方面、田島地区全体にという意味で言ったんですが、これに関しての部分で、担当職員ではちょっと無理があると思いますが、その捉え方、担当職員と地域支援員のその差はもちろん、片方は専属で町の問題とか、集落カルテをつくったりするのに行くわけですから、その分に関してはどうでしょう。集落支援とは言いましたけれども、無理がありますよね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども私は答弁させていただきましたように、西部地区はかなり高齢化率が高いです。東部地区も高い地区もそれは私もわかっています。ですけれども、そういう中でいろいろ地区によって、そういうことがあれば検討しますと、答弁させていただきました。ですから、そういうことを田島地区においても、そういうことがどうしても必要というか、そういうことがあれば町では検討していくということで理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 先ほど町長答弁の中で、田島地区においても南郷地区と同じく、そういう箇所も見受けられるから、今後ということだったんですね。そうですね、あすにでもつくって、設置してというよりも、今後そういう箇所が出てくるので、答弁にはありましたね。ぜひ検討というか、そのような形、やはり職員が退職なされて、本当にすごく集落カルテというのが、僕も多分三、四年前に集落カルテをつくって、町のその地区の課題をリストに上げてということで、質問した経緯もありますね。集落カルテを使ってどうのというのがあったけれども、今回の集落カルテはもちろん地区の物理的なあの川にちょっと排水が悪いも含めて、全てイベントとか地域の行事なんかも含めて、多分集落カルテに全て網羅されていると思うんですけども、このマッチングをしようというのがありましたけれども、この集落支援員によってそのマッチングがうまくいった例なんかが一つ二つあれば、例えば集落支援員がここの地区に行って、具体の地区じゃなくて、地区でなくてもいいですけども、こんなふうにマッチングされて成功していて、今ちょうど元気がついている。この地区は元気づいているような実例があったら、1つでも結構ですから、ちょっと紹介していただきたいんですけども。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 マッチングのいい例ということなんですが、地区によりましては、例えば南郷地区ですと、刺し子だったり木工ということで地区の取り組みをしていきたいとい

う集まる場で1つ。あとそこから最終的には何か生み出せないかということでやっているような課題から、そういった取り組みに発展したところもございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 刺し子というのは手芸でいいんですか、手芸ですか。わかりました。もうちょっと別な具体的なまちおこしみたいなの、地区おこしっぽいのが欲しかったんですけども、いいです。要は、いずれにせよ、もっともっとあるんですね、実際に成果が見られるというのがあるわけだから、だから、ぜひ地区民の考えを吸い上げる分が集落支援でうまくいっている例の西部、館岩、伊南、南郷でいえば、確かに今言った高齢化率が高いというのも実情でしょうし、ちょっと元気をなくしている地区が多いというのはおかしいと思うんですけども、そういうのが見受けられるので、集落支援員がそれをサポートに入っているんだというのは、もちろんわかるんですけども、本町においても、そういう部分で吸い上げる担当、それは区長であろうとか地区の役員がやろうではなくても、そういう役の方が、その分で大きな役割をするんじゃないか。ちょうど行政で町全体を見てきた人が、今は南郷地区で集落支援をやっていますけれども、そういう意味では、時間がそれに専念できますから、先ほどの担当職員じゃ無理があります。これは期待していいんでしょうかね。

期待は主に、そんなのよりはちゃんと正式に集落支援員を立てて、本町でもこっちでも、そういう差別だと僕は思いますよ。こちらは元気だし担当職員がいるからいいだろうじゃなくて、ちゃんとそのライン沿いに集落支援というものをつくって、冷静に見られますから、それに専属して見るということは。

奥出雲町でも、専門職員ということをよく使っています。やっぱり二股というか、2つを兼務しているというのは、やっぱり無理があるんだと思います。ここの定住に対して、定住に専属支援員がいるから。支援員じゃない、地域おこし協力員がいるから、それがうまくいっているんだと思いますよ。2つまざって申しわけない。これは総合政策課なんで時々まざってしまうんですけども、ぜひ本庁でも検討というか、進めてほしいなと思います。緊急じゃないんだらうかというか、その認識は緊急じゃないんですかね。まだ、担当職員でいいんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何度も同じことを答えるようになるんですが、先ほども基本的なことは申し上げました。田島地区でもそのような地区があれば、今後検討をしていく必要があると申しましたし、私は、1つはみんな集落に元気がない、元気がないと言うんですけども、やっぱり元気がないとい

って、行政が全部あの手この手、転ばぬ先のつえでやってしまうことがどうなのかと私は思うんですよ、1つに。ですから、集落応援交付金事業に全てそれで解決しようとはしていません。していませんが、しかしかなりの地区でそのような自主的な活動が芽生えているのも事実です。たのせ地区のあの小さな地区でさえ、本当に大学との連携もありますけれども、やっているんですよ。

そういうことを考えれば、町が全てお膳立てをして、皆さんどうぞと、支援員も用意してどうぞと。果たしてそれがいいのかということ。そういう意味では、そういうことも投げかけながら、町としては皆さん方が自主的に動けるような環境をつくるということ。その一つが支援員であるということでありまして、そして田島地区は比較的、そういう意味では西部地区より私は別に、東部、西部と言うわけじゃないですけども、そういう意味では、いろんな条件がある意味、恵まれている比率が高いと私は思っています。

ですから、そういう中でとりあえず頑張っていたいただければなど、そういう気持ちにもなっていたきたいという部分もあります。そういう期待を込めてもいます。もう何回も答弁しましたけれども、そういう場合は、町としてもしっかり対応がおくれられないような検討はしていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 同じ答弁、同じ答弁ということで、本当にちょっと物忘れがあるので、同じ質問をするのは、これはお許してください。その辺はそうなるんですね。

これはこの2つ、つまり地域おこし協力隊と支援員の部分では、同じ総合政策課の中で共通して地域の元気とか、その分では共通の部分はあると思うんです、問題解決もあるから。だから、実際に2番に若干戻るところもありますけれども、その役割があつたら地域協力隊員の中で、地域の分で、例えば向こうを館岩とかいいますけれども、桧沢街道とか、永田地区にもかつていらっしやいました。

そんな意味では、僕は誰がやるとか肩書の問題じゃなくて、そういう専属の人たちが、多分活躍できて、今町長言いました。何でも行政がお膳立てしたらどうなんだということがありましたけれども、上手なリーダーというのは、多分その人たちがしっかり自分がやっているような形で、持ち上げるのが上手ですよ。自分ばかりでしゃべらないですよ。ちゃんと吸い上げるような人がリーダーで尊敬されていますから。だから、そういう人が支援員になっていますよ、だから、吸い上げる役割の方は多分いるから、集落支援員がしっかり、その辺ではうまく吸い上げているんだと、僕は思いますよ。

だから、そういう意味では、行政がじゃなくても、そういう人たちが誕生すれば、しっかりとみんながやって、みんなで一体感があって町おこしをしているという、ちゃんとプログラムをやる人というのはやれますよ。何も俺がやったからなんて言ったら、もうそれで終わりです。俺が言ったことで成功したべなんていうのは、もう完璧にダウンでしょう、多分。

ぜひ人づくりとかというか、人がそういうふうには、そういうリーダーも僕は必要、専属の人は必要、それが集落支援じゃなくて、地域おこし協力隊でも可能であろうから、多分田島地区でもそういう支援員、島根で7人もまた雇用するという。3年前で、今14人というのは3年前のことが任期で3年なんでしょう。だから途中でまた11人はこの2年間で採用したわけですよ。今回また満期で終わる方がいるけれども、そういう人たちは起業で定住する、7人また採用したいという、もうなんでしょう、あそこも何か危機感的に定住をすごく力を入れてというのは、募集しながら若い人たちを何とか持ってくれば、その分14人ふえたわけですよ。ふえて宅建の資格を持っている方がちょうど定住の支援をしているらしいですし、そういう奥サポとって、ちょっとしたサイクリングのなんか貸し出しの部分に、そういう事務所をつくって手づくりの事務所をつくって、そこで集落支援員がみんな集まって情報交換しながら、仕事をしている姿を見て来たんですけども。

だから、これに関連する部分では2つまとめて言わせていただければ、そういう意味で、人材をそういう方向で採用して、あるいは地域おこしに集落支援員も活用しながら、地域おこし協力隊もぜひ来年は新任5人とか10人でもいいから、それぐらいやって150万じゃなくて、自活するための生活にして、住宅料の半年分ぐらいやるみたいな、そういう、いや活動費ですかね、その人が林業をできるとなれば、それは自分の若者の看板に林業職という個人職みたいなことができるわけだから、不可能ではないと思います。

じゃ、ラスト9分なので、ドローンで終わりますが、ドローンで消えていってはだめなんですよ。ちょっとここの分は説明させてください。

これは本当にもう2日に一遍というけれども、3日ぐらいですかね、ちょうど先週の金曜日にこの議会の広報の臨時号で、議会の説明があった折り込みの黄色い紙、ペーパーのところの新聞をまず開きましたね、2日に一遍という自分の僕は実証できるかと思って開いて、金曜日の先週の8日、ドローン実証成功、NEDO、県と協定第一弾試験とか、その後ろのほうに行くと同じ日ですよ。ドローンビジネス多様化、僕が行って載せてくれと言ったわけじゃない。これぐらい本当に3日前に行くともたその記事ばかりですよ。でも、今先ほどの町長答弁の中では、この行政の中に生かしていけると言っているし、農林業でももちろんですし、災害でも

もちろん物流でも言いました。物流はもうちょっとかかるとは思いますけれども、すごく期待しています。郡山市では行政とスペースワンというところが協定を結んだりいろいろやっています。

雲をつかむようなものかもしれないし、何だ、はやりだけじゃないか、話題性だけじゃないかじゃなくて、本当にその意味では、どこかの自治体がいずれやるだろう。この広大なところ、例えば館岩支所にここからドローンで書類を町長の印を押したものをそっと送っていくなんていうのを第一号でやったらすごい話題性もあるし、これは多分5分ぐらいで着くでしょうから、そんなぐらいで言ったら、本当に物流でいえば、ここは中間に人家がありませんから、セーフティーな部分ではすごい話題性もあるし実現性もあります。針生にものが落ちたと、またこれは話題になるんですけれども、そのあれがね。

そういう意味では、ぜひすごく期待すべきものですし、うちの友人もラジコンクラブのほうでドローンをもう十何年も前からやっています、こんなに話題になる前からね。技術者もいらっしゃいますので、何かこの庁舎建設の場も航空写真で彼が撮影してくれたということをしていました。支所の空撮の部分で何枚もとってできていく、進捗状況を撮ったことを彼が行っていましたので、いや、これは何だか感謝も何も、褒めてはくれるけれども、何のあれもないけれども、いいんだと、自分が好きでやっているからいいと言っていましたけれども、これに関してもう一度町長の考えを聞きたいですね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今度ドローンなんで、私は究極、赤トンボみたいに人間が飛ぶと思います。ですから、自動車もGPSで自動運転になるとか、そういうことはあるかと思いますが、やがて、そういう意味では今道路をつくっているのはどうなるのかなと言われるかもしれないけれども、本当にそのくらいの技術だと思っていますよね。ただ、まだ小型だし小さな荷物というか、重いものとか制限あるでしょうから、航空法とかいろいろ法律もあるでしょうし、ですから、その辺を含めてこの進歩は物すごいものになるのかなと期待はしています。

ですから、そういうことも含めて、そこまで行かないまでも、今現状の中で町として活用できるものも私はあると思いますので、それぞれの活用できるものをできるだけ取り入れてやるということも、特に災害とかもそうです。ですから、そういうようなことも含めて、町として検討をしていきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 災害は本当に、多分大水が流れているときでも行けます。雨の日でも風がすごい10メートルでも飛ぶそうです。撮影した現場が流れそうというのがわかるわけで、人の命がかかっていますからね。これは現場まで飛んで上から撮るんですから、もう完璧ですし、今スマホ、GPSで行きますので、操縦というよりも自動でそこに行く。撮影して戻ってくる。あるいはここで、きのうやっていたテレビ会議システム、あの中で現場の亀裂の入っている部分をみんなで検討しながら、検討できるわけですからね。こんなに素晴らしいものはないと思うんです。僕はべた褒めしているし、町長が今言われたとおりで期待もできます。

ですから、今こういう実験の記事を見るたびに、これは自立型でそのまま行くみたいですね。だから、その技術、それで参考までに言わせてもらおうと、この別なほうのページの記事はこんなことですね。この室内をドローンが飛んでいくんです。さあ、会議の時間ですよと鳴らしながら「蛍の光」を鳴らしながら庁内を歩くんです、ビジネスの会社のその中で、多分それはすーっというので、音を出しながら自動飛行システムで警備も担当しますという記事ですよ。これももう実用化しているそうです。

だから、本庁舎の中をドローンが飛ぶ時代も間もなくやってくるんだとは思いますが、ちょっとうるさいですけども、結構静かなのもできているみたいです。

時間になりますが、今回の質問の中で、振り返ればその2つの地域おこし協力隊も集落支援員も人材の分では自給自足でもあるし外部の人たちを頼りながら、若い人たちがそうやって住んでくれることも、本当に僕はありがたいと思います。町もすごく感謝していると思うんですけども、彼らからのSOSというか、なんでしょう、そんなことはないんですけども、その分ではやっぱり親身になっての相談というか、乗ってあげて、起業のサポートをするのは当たり前ですよ。知らんところからこの町に来るんですもの。そういう意味では、そういうのも含めてぜひしっかりとやっているという話でしたけれども、もっと綿密に、あるいは彼らの、彼ら自身がほかの協力隊と一生懸命にあれもできているみたいですけれども、ぜひ本町でも親身になって、彼らが巣立つその3年後とか、起業してここに定住することをどんどんサポートしていいと思いますので、ぜひやってほしいと思います。

質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○渡部正義総務課長 昨日の一般質問で、17番、室井嘉吉議員のほうから、我が町の公共施設

の管理経費について28年度の数字ということで求められまして、手持ちの資料がなかったということで後ほどというようなお答えを申し上げました。

公共施設の施設カルテというものを整理しておりまして、これの27年度の数字が年間の管理費は工事費、修繕の工事を含まないものでございますけれども、5億5,800万円ほどでございます。平成28年度においても、これと大差ない経費で推移しているものというふうに思料いたしますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ご了承願います。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時59分

平成29年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成29年12月15日(金曜日) 午前10時開議

日程第 1 委員会提出議案第6号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 報告第 7号 専決処分の報告について

専決第 18号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第 20号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第 21号 工事請負契約の一部変更について(新庁舎建設事業旧庁舎
解体工事)

専決第 22号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災町道東
106号線道路災害復旧工事)

専決第 23号 工事請負契約の一部変更について(南郷総合センター大規
模改修事業建築主体工事)

専決第 24号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 3 議案第 84号 専決処分について

専決第 19号 平成29年度南会津町一般会計補正予算(第3号)

日程第 4 議案第 85号 南会津町農業委員会の委員等の定数を定める条例

日程第 5 議案第 86号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例

日程第 6 議案第 87号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 90号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

日程第10 議案第 91号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 92号 公の施設の指定管理者の指定について(小豆温泉窓明の湯)

- 日程第 1 2 議案第 9 3 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道向山 1 号線小白沢橋上部工工事）
- 日程第 1 3 議案第 9 4 号 工事請負契約の一部変更について（たかつねスキー場第 2 レストハウス建設事業建築主体工事）
- 日程第 1 4 議案第 9 5 号 字の区域の変更について
- 日程第 1 5 議案第 9 6 号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第 1 6 議案第 9 7 号 平成 2 9 年度南会津町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 8 号 平成 2 9 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 9 9 号 平成 2 9 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 9 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 0 1 号 平成 2 9 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 0 2 号 平成 2 9 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 議員派遣の件について
- 追加日程第 2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

| | | | | | |
|-------|---------|----|-------|-----------|----|
| 1 番 | 貝 田 美 郎 | 議員 | 2 番 | 森 秀 一 | 議員 |
| 3 番 | 丸 山 陽 子 | 議員 | 4 番 | 渡 部 訓 正 | 議員 |
| 5 番 | 室 井 英 雄 | 議員 | 6 番 | 湯 田 良 一 | 議員 |
| 7 番 | 大 桃 英 樹 | 議員 | 8 番 | 湯 田 賢 太 朗 | 議員 |
| 9 番 | 湯 田 哲 | 議員 | 1 0 番 | 楠 正 次 | 議員 |
| 1 1 番 | 山 内 政 | 議員 | 1 2 番 | 高 野 精 一 | 議員 |
| 1 3 番 | 星 光 久 | 議員 | 1 4 番 | 菅 家 幸 弘 | 議員 |
| 1 6 番 | 星 登 志 一 | 議員 | 1 7 番 | 室 井 嘉 吉 | 議員 |

18番 五十嵐 司 議員

欠席議員（1名）

15番 阿久津 梅 夫 議員

説明のための出席者

| | | | |
|--------|---------|---------|------------------|
| 大宅 宗吉 | 町 長 | 渡部 龍一 | 副 町 長 |
| 星 英雄 | 教 育 長 | 渡部 正義 | 総 務 課 長 |
| 渡部 浩治 | 総合政策課長 | 居倉 雅彦 | 税 務 課 長 |
| 梅宮 昭広 | 住民生活課長 | 小寺 俊和 | 健康福祉課長 |
| 渡部 徹 | 農 林 課 長 | 相原 盛隆 | 商工観光課長 |
| 阿久津 弘典 | 建 設 課 長 | 野中 英昭 | 環境水道課長 |
| 室井 竜典 | 会 計 室 長 | 五十嵐 小一郎 | 農業委員会 事 務 局 長 |
| 芳賀 美恵子 | 学校教育課長 | 酒井 浩哉 | 生涯学習課長 |
| 長沼 豊 | 館岩総合支所長 | 星 正信 | 伊南総合支所長 |
| 馬場 宗一 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|---------|-------|--------|
| 馬場 秀成 | 事 務 局 長 | 齋藤 二郎 | 事務局長補佐 |
|-------|---------|-------|--------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申し入れ

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○渡部正義総務課長 おはようございます。

本議会の議案書の附属資料として配付いたしました条例改正等の説明書に2カ所ほど訂正を要する箇所がありましたので、これからご説明の上、訂正を認めていただきたいと思います。

それでは、条例改正等の説明書をお開きいただいて、1枚めくっていただきますと、2ページに、一番上の項目でございますが、本年の報告、勧告のポイントということで、給与改正に

係る説明の部分でございます。訂正を要する箇所についてでございますが、本文の民間給与との格差0.05%というふうに表示してありますが、正しくは0.08でございますので、この部分の訂正をご了承いただきたいと思ひます。

それから、もう一カ所ですが、同じページの中ほどにあります(1)月例給の給料表、この説明書きの括弧書きの中に、行政職給料表、平均改定率0.06というふうに表示されておりますが、こちらが0.1%の表示が正しい内容でございますので、この2カ所について訂正をさせていただきますと思ひます。

なお、訂正の方法については、これから職員によるシールの張りつけで訂正をさせていただくことについてご了承を賜りたいと思ひます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○五十嵐 司議長 ただいまの総務課長説明のとおり、議案の附属資料の一部訂正についてご了承願ひます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時07分

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。



◎委員会提出議案第6号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、委員会提出議案第6号、南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

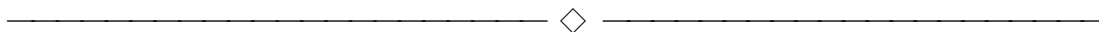
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第7号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第7号 専決処分の報告について、専決第18号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第20号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第21号 工事請負契約の一部変更について（新庁舎建設事業旧庁舎解体工事）、専決第22号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事）、専決第23号 工事請負契約の一部変更について（南郷総合センター大規模改修事業建築主体工事）、専決第24号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

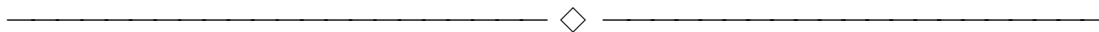
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第3、議案第84号 専決処分について、専決第19号 平成29

年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第85号 南会津町農業委員会の委員等の定数を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第86号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 86号のやつで、町職員で、今、取っている職員は、今までの実績はどのぐらいあるんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 時間がかかって申しわけございませんでした。

今回提案している議案に関する質問ということで、育児休業を取得している職員の数ということでご質疑いただきました。29年度においては2名、28年度が2名、27年度が4名ということで、過去、ことしを含めて3カ年についてはこのような人数でございまして、女子職員の育児休業というような形になってございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 これ、今までの27年度から29年までは女性だけか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 はい。女子職員のみでございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それで、今後の取得というか、予定なんて別にわからないけれども、今後はどういう形で、国でもまず育児休暇を与えなさいというような形に走っているわけ。そ

ういう形で職員、若い職員、これから男性を含めてだけでも、そういう考えはどうなんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 議員おただしのように、県の取り扱いでもイクボスというような動きが出ていますし、国でもそういう流れになっておりますので、本町でも若い男性職員への取得についても促して、取りやすい環境を整えていくというのは我が町に求められている課題だというふうに認識しております。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第87号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 農業委員会の部分ですけれども、能率額ということが新たに出てき

たのですけれども、この能率額は最適化推進委員の仕事からすると、農地の適正化、面積とかそれに伴った時間とか、なかなか難しいような気がするのですけれども、能率額の能率の部分、それを説明いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

能率額のご質問でございますが、今回この改正の経緯を申しますと、農業委員会法の改正によりまして、農地利用の最適化の推進を本格的に始めるということになりました。そこで、推進委員という委員を設けて、体制も整備されますが、そのほかに一定の成果といいますか、実績を上げた市町村に対しては新たに農地利用最適化交付金を準備するということになりました。この交付金の使い道でございますが、この交付金を町で財源振替することはできないということで、全て農業委員あるいは推進委員の方の報酬の上乗せに限られております。この交付金を活用する場合に、今回この条例の改正が必要になったという経緯がございます。

能率額でございますが、この規則のほうは、この後、条例改正後になるわけでございますけれども、大まかな基本的な中身といたしましては、まず、財源は全て交付金で賄う、端数を町の一般財源でつけるとかいったことは一切ないということで、全て交付金で賄うということと。それから、大きな2点目として、こちらの交付金の額なんでございますが、国のほうで市町村ごとに単年度ごとの数値目標がありまして、その目標に対してどれだけその年実績が上がったか、これをもとに交付金の申請をすることになります。そうしますと、12月までの実績を1月に申請しまして、その実績によって一定の水準に満たないと交付金も申請できないということもございます。それから、こちらの国の財政によって全体的に薄まるというような、非常に流動的な内容でございますので、条例で決めることができない、明記することができないということで、今回規則で定めるということになってございます。

農地利用最適化の実績ということで、具体的には、遊休農地の減少率と、もう一つは担い手の農地利用の集積率、これらの数値を基準ということで、そこを目指して活動するということでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 能率ということなので、自治体の求められたものに対する達成度、それによって国から交付される、それを推進委員、上の会長というふうにもなっていますが、この方たちに支給をするというのは、その推進委員が例えば集積をたくさん行ったとか、遊休農地の発生を防いだとか、現実的にそういう個人的な時間とかそういうものに対して支給され

るのか、それとも、町全体の求められた数値に達したものは、能率額と書いてあるのだから、推進委員全員で均等に割るというようなことではないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

規則のほう、もう一つ、先ほどちょっと申し上げ忘れてましたが、国のほうの要綱の中で、この交付金を申請するに当たりましては、その活動がどのように集積や遊休農地の減少に寄与したかと、その活動の実績を裏づけを持って交付金を申請するということになっております。したがって、今回この規則のほうで各農業委員や推進委員の方に活動日誌をつけていただいて、その活動で農地利用最適化推進にどのように成果を上げたかという実績にするということでございますので、国の要綱の中で、それは頑張って実績を上げた、そのことに対する報酬でありますので、均等ではなくて傾斜配分といいますか、そういった趣旨があるということでございますので、町のほうとしましても、提出されました報告に基づいて、どのようになるかはこれからなんでもございますが、傾斜配分といいますか、それで支給をするというような内容になっております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうすると、その活動記録を出すということは、こういう活動をしましたよ、何時から何時までやりましたよ、結果的にこうなりましたよと、遊休農地がこれだけ解消されましたよとかということで、それを時間なり集積地などで判断をして、それを能率額の能率、率合に応じて支給額を決めるというようなことでいいのか、それとも活動の時間によって、活用した時間、でも活動はしたけど実際には遊休農地の減少であったり担い手の育成だったりとか、そういうことにつながらなかったこともあると思うのですけれども、それらはどのようになるのでしょうか。活動記録、実績、やはり実績に基づいて支給ということになるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、町が交付金を申請する額については、実績が求められます。その裏づけとして、その活動が必要になっているということでございます。町としましては、もし交付金がいただける状況になった場合については、その振り分けは提出されました活動日誌に基づいて、時間に基づいて判断するというところで考えております。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今ほどの件に引き続きで質問をさせていただきますが、能率額のやつで、総務課からの説明ですと、遊休農地に関しては70%、交付金の70%で、活動的には30%ですよという説明があったわけですが、その中で、町としては次年度の交付金の要望額というのはどのくらい出されているのか。現時点でどのくらいの予想を立てているのか教えてください。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐 小一郎 農業委員会事務局長 お答えいたします。

こちらは、要望というよりも実績に基づいて交付申請するというスタイルになります。したがって、来年12月までの実績で1月に申請をすると。その実績が思ったより上がらないといった場合は交付金は出ないということになりますので、能率額も支給することができないということになってございます。その見積もりと申しますか、現在のところは立てることができない状況でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 先ほどの説明ですと、目標額を立てて、目標額に対して成果があった分に交付金があるという言い方をされたかと思うのですが、そうすると目標値は必ずあるという、先ほどの発言で思うわけですが、今の言い方だと12月までに活動した分の中で1月に請求を出しますよという言い方だと先ほどと食い違いが出るかと思うのですが、私の勘違いでしょうか。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐 小一郎 農業委員会事務局長 大変失礼しました。

まず、目標値と申しますのは、農地利用最適化の目標値の数値が、これは国で単年度の目標値が示されます。これは先ほど申しましたが、担い手への農地利用の集積、それから遊休農地の解消、それらの数値が目標値が定められて、それに対して100%以上できたのか、あるいは何%できたのかということで交付金の算定があるということになっております。したがって、それがまず40%を上回らないと、ゼロということになっておりますので、その達成率によって交付金のほうは算定されるということでございますので、交付金をなかなか現段階で見積もることはできないということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その点はわかりました。

ということは、4月の時点では活動目標は出るという理解でよろしいですね。それに当たって、12月までの活動で1月に要望するということですが、そうすると、補正関係は12月には上がらない。最終年度の3月にならないと出ないという判断でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、1月に申請しますので、この内示といいますか、それは2月、今のスケジュールでいいますと補正予算ぎりぎりかというタイトな状況になっているかと思います。もし交付金がいただける場合は、支給のほうは3月の補正予算で計上させていただくということになるかと思っております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その点、了解しました。

そうしますと、1月に交付金を申請してその後来るわけですが、その申請をするに当たって、監査役というのをしっかりした方がついていらっしゃるのでしょうか。活動の、結局、精査をするために、交付金を申請するために活動内容等を精査する方が、外部の方というのですか、そういう方がいらっしゃるのかどうか確認しておきます。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

現在の計画でございますと、毎月月末締めで次の月に農業委員と推進委員の方に活動報告を提出をしていただくと。それをずっと集計いたしまして、それで活動時間は把握すると。そのほかに、農業委員や推進委員さんの活動でなくて集積や遊休農地の減少が起こる場合もあるかと思えます。そうしたものについては、交付金の算定にならないということになりますので、その積み上げたものを持って交付金の申請をするということになりますので、特段外部の監査等ではなくて、事務局で、補助金申請的な形で交付金の申請をするということになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 事務局長が悪いわけではございませんが、やはりそういった点は、確かに国からもらうものでありますが、内部でも結構でございます、副町長が監査に入るとか、そういったシステムを考えていただいて進めるしかないのしょうから、進めていただきたい

と思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

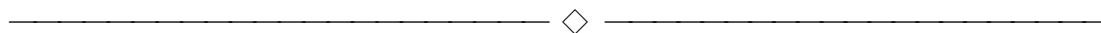
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第90号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第91号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今回の条例改正ですが、別表2とございまして、特別利用料金表中の350円を400円に改めるとございます。これを調べますと、スキー場を利用したり宿泊施設を

利用した方に関して350円から400円に値上げするという条例改正かと思うのですが、この根拠は何なのでしょう。

条例の改正の理由については、提供サービスの変更によるとございます。しかしながら、提供サービスの変更というのは全ての利用者に適用されるものではないかなと思います。したがって、なぜ一部の方だけに利用料金の増を要するのか、それについて伺います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

今現在、特別利用料金につきまして、大人の方の場合350円、子供の場合には200円というふうに条例の上限を規定してございます。このたび、新たな窓明の湯を建設するというので、その施設につきましてこの後ご審議いただきますが、指定管理をするということになるわけですが、その指定管理に当たりまして、最終的に指定管理者側の経営の中で、この特別料金の枠の部分を50円ほど値上げをさせていただいて、料金の幅を持たせるというふうなことで今回改正を提案しているものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 指定管理者との協議の中からそういった要望があったということなんですけれども、それは理由ではなくてただの要望であって、例えばこれまで何百人とか何千人という利用があって、これぐらい、50円上げることで変わるというような積算根拠はないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

この改正につきまして、先方のほうから要望があったということではなくて、今後の中で最終的に、この料金につきましては指定管理者の応募があった方の審査の中で、今現在はこの額どおりでいきたいというふうな意向を持っておられるわけですが、あくまで今後の経営の中でそういった必要性が出た場合に料金の値上げをするというふうなことも考えられるというふうなことがあるものですから、50円という額で今回上限の額を値上げをするということで提案をさせていただいております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ですから、新しい施設になりました。当然非常に大きなお金がかかっている。しかもそれは町の税金でつくられている。プラス、そういったサービスの、提供サービスを変えると、要は提供サービスを変えるということですから、何らかの付加価値を上げる

ということだと思えるのですけれども、それに伴う変更なのか、そうではなくて単純に今後の利用想定を考えたときに、どれぐらい不足が、例えばですよ、収支がとんとんだとして、収支がプラマイゼロだとして、これぐらい足りないからその分を上げるというものなのか、そういう性格の変更なのか。そうではなくて、公平性とかそういったバランスを見た上で変えるのか。それについて伺っているのです。その根拠について教えてください。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

指定管理の候補者のほうからの収支の見込みの中では、あくまで過去の人数から今現在の一般の方の利用者の料金を収支の基礎として算定してございます。その個別の特別料金の適用がどの程度あるのかということまでの収支の計算はしてございませんが、この特別料金につきましては、そういった収支の観点から今回条例の上限を値上げを提案しているということではなくて、他の町内それから近隣の状況等を勘案したときに、今後の指定管理を受ける側で状況によりまして、収支の観点から若干は値上げもできるような規定をしたためておきたいということで提案をさせていただいたものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 少し根拠に薄いと思うんですよね。どんどん利用していただくのが本来、それは当然だと思うんですけれども、その利用料金を50円上げるということではどのようなことを見込んでいるというのが非常に見えないと思うんですけれども、私、先ほどから、例えばこれは年間何人を想定していて、どのぐらい上がるのかという積算をされていますかという質問をしているんですけれども、それについて答えがないようですが、積算はされていないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

積算の根拠でございますが、この特別利用料金が適用される方がどの程度いらっしゃるというふうな部分での収支の計算はしてございません。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 積算根拠がないのに料金を変える、条例を変える。そして一部の方に負担増をお願いする。これは公平性に欠けるのではないのでしょうか、町長。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、支所長が説明しましたがけれどもね、この保養所とか温泉施設、いろいろ合併してから格差があったですよ。ですから、その辺の公平性を合わせるということ、一つ大事なんで、そこのところどうなっているのかちゃんと説明して。

そういうことは見直してきているわけ。ですから、施設で多少、あと指定管理者の中で料金の設定はいろいろやっていますよ。ですから、そこのところは上限を決めて、その範囲の中で、経営の中で応じてそれぞれの施設で料金を設定するということはあり得ることで、町としてはこれが上限ですよ、これ以上上げてはいけませんよ、だけどその範囲の中でやってくださいと、そういう指定管理、これもしたいと思っていますから、そのようなことで、ある程度一定の幅を持たせるというための条例の案ということで、この案に対してはご理解いただきたいと思うんですよ。

ですから、これに決めるということではなくて、決めるかもしれませんが、なったら決めるかもしれませんがけれども、そのようなことが基本的に考えた条例であるということは、まずご理解いただきたいと思います。

あとは、支所長のほうから説明させますから。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 大変申しわけございません。

収支計算につきましては、平成30年度から32年度までの3カ年度間につきまして、収支は計算してございます。その算定に当たりましては、まず、利用人数につきまして、平成25年度は約1万6,000の利用者がございました。それから、平成26年度が約1万1,000の利用がございました。その平均的な数字ということで1万4,000人ほどをまず見込みました。この利用される方の料金につきましては、一般の方の500円という額で収支を計算して、その他、若干、自販機の利用者とかそういったものを勘案をいたしまして、3年間の収支を立ててございます。

ただ、その収支の中で、一般の利用の方がどの程度あって、そして特別料金の方がどの程度あってというところまでを見込んだ収支計算ではなくて、一般の利用者の方の500円ということで収支を立てているというふうな内容でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 町内の施設の公平性というのですかね、そういったものを見直すのであればわかるんです。そこだけ違うからというのだったらわかるんですけれども、でも、提案の理由としては違ってきますよね。提供のサービスが変わるから50円値上げするんだというお話ですので、それは必ず根拠が必要ではないかなと思った次第なんですけど、先ほど、今、大人

1人当たり500円とありますが、条例見ると550円とありますが、それは550円の中で指定管理者が500円と定めようとしているというようなことでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 サービスの利用の提供の変更の関係につきましては、施設の専用の場合に適用する利用料金の大広間の利用というものがなくなるということで、そこを削除するという理由でございますが、それから、もう一点のおただしでございますけれども、条例の一般の規定は550円というふうになってございますが、そこにつきましては500円の利用でいきたいというふうなことで、500円を適用しているという内容でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 条例上は550円で、アップーは制限しているけれども、これまでの実績でいうと500円でやっていらっしゃるというようなことで理解しました。

これ、合併から11年ということで、やはりそういったところが出てこようかと思えます。そうすると、また、さゆり荘が新設されたりとか、たかつエスキー場の関係が出てくる中で、町営であるということに鑑みながら、そういった公平性については常に検証をいただきたいと思えますので、その点についてご留意いただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 この条例制定、いろいろ目的によって上限金額といいますか、利用料金、変わっているんですよ。実際に、赤岩温泉とかも私も議員のときにあったですよ。何で上げるんだとか。結局は、その目的に応じて、ある程度の一定の利用料金というか上限を決めて、その範囲の中で、指定管理でやってください。ですから、幅を持った話なので、これが400円ですけども500円のところも、ちょっとすみません、私も条例集がないのでね。あると思えますよ。そういう中で、一定の条例の枠の中にはめて運営をしてもらうということなんで、これで決定ということではないので、それはご理解いただきたいと思えます。そういう意味で目的を持った中での町の利用料金の設定といいますか、皆様方に利用しやすいような設定をしたいというような意図でございますので、ご理解願いたいと思えます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（小豆温泉窓明の湯）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 確認させてください。こちらの指定管理ですけれども、配置される職員の数、あと業務内容について伺います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

今現在想定しておりますのが、職員2名によりまして対応したいという考え方をしておりません。と申しますのは、この施設の営業の時間でございますけれども、10時から7時までを予定しております。職員自体は9時から8時までの11時間というようなことを想定しておりまして、5時間半ずつ1人ずつ当たっていただくというふうなことで、職員が2名というふうな考え方をしてございます。それから、内容につきましては、ここの施設につきましては、お風呂の利用という部分だけなものですから、それにかかわる入浴券の関係の対応、それからお風呂の掃除等、それから緊急時があったときの対応というふうな部分を主な業務というふうにご覧しております。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第93号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線小白沢橋上部工工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 これにつきましては、完成が30年3月30日というふうになっておりますけれども、実質、これ、無理ですよ。繰り越しにするのか。実際の本当の工期というのはどのぐらい見込まれていますか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

当初の工期は、議員おただしのとおり、3月30日ということになっております。当工事は補

助事業ということですので、最初の工期は3月30日ということで設定させていただいておりました。現実的なことを考えますと、標準工期的にも申しまして、この工事費ですので、11カ月とか10カ月かかる工期になるかとは思われます。実際の工事の着工につきましては、雪解け後になるかと思われますので、ご了解願います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 雪解け後の、仮に4月に着工したとしても、それから11カ月とする
とまた冬になるのですけれども、その場合は繰り越しも当然可能ということでもいいんですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員おただしのおり、繰り越し、事故繰という制度上ありますので、
そういう手続を踏めば可能ということになっております。ただ、戦術といいますか、業者さん
との事前の打ち合わせ、入札後の打ち合わせでございますが、今現在の業者さんの考え方とい
たしましては、今回議会で承認いただければ、来年の4月、5月、6月ごろになったといたし
ましても、4カ月、5カ月でたたき上げたいというふうな話は伺っておりますので、来年の年
内秋口ぐらいには何とか完成できるのではないかなというふうに、こちらのほうでも思ってお
ります。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それはすばらしいことです。しっかりと施工管理をしていただきたい
なと思いますが、もう一点、1億4,600万で失格になっておりますが、これは最低制限価格
を下回ったという理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 最低制限価格は幾らだったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 最低制限価格につきましては公表となっておりますので、申しわけ
ございませんが、申し上げられません。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

失格となったこの昭和コンクリート、この会社をちょっと調べてみると、昨年度で、1年間で、260億の売り上げを誇っている会社でありまして、その上部工、この中身なんですけれども、PC橋ということでありまして、工法というのは、こちらで鉄筋なのか、鋼材を入れたプレストレストですとか、そういう指定をした中での入札だったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 当上部工につきましては、単純なPCの桁を持ってきて、二次製品をかけるというのではなくて、V字の谷になっておりますが、その場所にステージというか台を組みまして、その上で、現場におきまして、今、議員おっしゃいましたとおり、鉄筋なりPC鋼棒なりということで施工する箱桁になりますので、大変難しい工事だと思われまして、橋梁そのものにつきましても勾配がついてますし、カーブもついておりますので、各4点の支承それぞれに場所も違うということで、高度な技術を要する工事だと思われまして。

昭和コンクリートさんもそうですが、オリエンタル白石さんにつきましても、旧オリエンタルコンクリートさんと白石さんの合併の業者でありまして、今回受注されました業者につきましても、実績は昭和コンクリートさんに劣らないような実績がありますので、ご安心いただけるのかなと思われまして、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 合併して資本金も昭和に比べると5倍の5億という資本金で、売上高も約2倍という会社だということはわかっております。桁を持ってきてつくるという考え方で札を入られたのかなと、想定ですけどね。現場を、こういう札を入れるという、1億何千万というやつは、現場は、その会社で応札しようという人は、現場を見て入札の積算書とかそういうのが提出されるかと思うのですけれども、そういうことをしないでこの金額によって40メートルとかということで積算したというような、想像なんですけれども、その辺は、こっちに、現場に来て、その現場を見て設計されたとかそういうことはわかりますか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 わかる範囲で申し上げたいと思いますが、落札された業者さんにつきましては、現場のほうを見てきましたというか、何回も現場を見ておりますというような話はお伺いしておりました。

あと、入札の際には、積算の資料として提供するわけなんですけれども、その中には図面等もございまして、切り抜き設計書といいますか、そういうものもございまして、現場に行かなくてもどういうものができ上がるのかなというのとはわかると思われまして。ただ、現場に行かない

と現場の条件につきましてはわからないので、現場に応じて、我々が積算した内容と業者さんが積算する設計というか、札を入れる際にはじく金額というものは、現場にちゃんと確認していただいた業者さんであるか、そうでないかによっては差がつくということはあるのかなというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。先ほど山内議員も申されましたけれども、繰り越されても工程管理をしっかりといただいて、あそこはやはり雪庇と、前、私申したことがあります。旧小白沢橋、あそこは下り坂で直角で非常に危険なので、来年の冬前には完成して、大型バスが安全に走行できるようにしてほしいなというふうに思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第94号 工事請負契約の一部変更について（たかつえスキー場第2レストハウス建設事業建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第95号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第96号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第97号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第4号）

を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 所管外の委員会の説明ないやつの質問をします。

一般補正の21ページ、農林水産業費の目、農業振興費の節、負担金、補助及び交付金について説明を求めます。

それから、一般補正23ページ、同じく農林水産業費の目、林業振興費の節、負担金、補助及び交付金について説明を求めます。

それから、一般補正26ページ、土木費、目の道路新設改良費、節の補償、補填及び賠償金について説明を求めます。

続いて、一般補正27ページ、土木費、項の都市計画費、目の土地区画整理費の工事請負費について説明を求めます。

最後、一般補正の30ページ、教育費、小学校費、学校管理費の賃金、同じく、中学校費、学校管理費の賃金について説明を求めます。

それでは、最初に戻りまして、農林水産業費の新規就農・経営継承のやつであります、多分1人分くらいの減額になっているかなと思うのですが、これについて、理由は何ですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この分の減額につきましては、所得要件で給付金に変更、返還になるというようなことで、4名の方がございます。それで、2名の方が所得要件350万円を超えますと全額返還ということで、2名、150万の2人分ですね。あと、全額ではなくて所得に応じて傾斜配分ベースの減額になる方が2名ございまして、その方を合わせまして減額368万2,000円と、こんな理由でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 4名ということは、2夫婦というような理解でいいんですか。それとも、全く別々の4名ということですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 この中には、ご夫婦の方が3組ございます。個人の方が1名というような内訳になっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 よく理解ができないところがあるのですが、2名が350万ということは、1名が350万の半分という理解でいいんですか。それとも、それぞれ要件によって違うんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 例えば、ご夫婦の場合も、旦那さんが350万を超えて150万を返還、奥さんのほうも全額ではないのですが、所得に応じて減額になっている部分もありますので、合わせまして、旦那さんと奥さんの分というような形になります。全て減額ではなくてそういうパターンもございますので。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。結果として収入があったということでもいいという意味でよろしいんですね。ちなみに、これは農業の種目は何ですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 種目は全て南郷トマトでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。ことしはトマトが不作だったということなのですが、そういう意味では新しく入られた方が収入を想定より超えたということは次につながるのかなというふうに思います。

それでは、次、23ページ、「木の町」の発信事業補助金ということで補正をされているんですが、これ、モデル事業ということで。大まかなことで過去に説明を受けたのかどうかちょっと忘れておりましたので、どこに補助をしてどういう事業内容なのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この事業につきましては、議員おただしのおり、モデル事業の中の一環として今取り組む事業でございますので、それで、これにつきましては全体的な町の「木の町」というイメージ、全体的なイメージを発信して、木のぬくもりでありますとか、木に触れ合ってもらったり、木に親しんでいただいたり、とにかく全体的な「木の町」として発信しましょうと。

事業の組み立てでございますが、事業主体は林業成長産業化に伴いまして設立いたしました、ことしの6月に設立いたしました推進協議会、ここが事業主体となりまして、それで、この事

業は県のサポート事業の採択を受けて実施する予定でございます。

それで、事業の期間、事業は2月10日から2月18日の9日間、会津田島駅の2階で、具体的には本町の木工品であるとかおもちゃであるとか、もろもろのやつを展示をして、町内外の方に来ていただいて見ていただきたいと思います。

これはいわゆる林業成長につながると思いますか、林業成長モデル事業の中で、前、ご説明いたしました、実はコミュニティー館を想定しておりますので、その前段として、どういう反応があるかということで、イベント的な感じで実施するというようなことでございます。

簡単な事業費の概算でございますが、340万ほど見込んでおります。そのうち、サポートで県のほうから296万円ほど予定して、県のほうと協議をしているというような状況でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 はい。確認しますが、2月10日から2月19日、これは駅の2階というふうに聞こえたのですが、それでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 2月18日まで。駅の2階、ステーションプラザの2階で間違いございません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 「木の町」ということで、しっかりとイメージ発信をしていただきたいと思いますが、できればマスコミ等に積極的に売り込んでいただきたいということを提案したいと思います。どうですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 これとあわせて、一応、東武鉄道のほうにも要請をお願いしましたところ、東武鉄道でもこの事業にぜひ乗ってみたいというようなことで、PR等も東武鉄道のほうでもしていただくことになっておりますので、PRをしながら、いい方向に向かっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 強烈に発信をしていただきたいと思います。

続いて、一般補正26でございますが、補償、補填及び賠償金であります、この物件移転補

償費、場所はどこで、どういう内容ですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

道路新設改良費の補償、補填及び賠償金ということでございますが、この件につきましては、滝原地内の新後庵線というものを今年度から社会資本整備総合交付金事業で実施することになっております。その際の補償費でございまして、具体的に申し上げますと、倉庫、立木等の移転費用となっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 これは道路をつくるために支障が出るからという理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 はい、そのとおりでございます。

新後庵線というもの、滝原のコンビニがございまして、そこからもとの小学校のところにおいてくる道路を計画しております。その路線上に建物、立木等ございまして、その部分の移転費用ということになっております。

以上です。

[発言する者あり]

○阿久津弘典建設課長 集会所に行く道路となっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

最後に、30ページ、教育費でございまして、小学校費の賃金が減額をされて、中学校費で増額をされております。これはどういう理由かお聞きしたいのですが、人員が減らされたのか、それとも係がかわったのか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

予算の段階で、最初には、この減額前の計上をいたしました。そして、中身の確認をして精査をいたしました。そして、当初小学校は13名で見込んでおりましたが、内容を確認した結果、2名減の11名ということになりまして、そのかわりといっは何ですが、中学校は精査した結果4名で計上いたしました。そこで、若干の数字、そのまま異動ではありませんが、中身を精査した結果によって人数が減ったということでご理解を願いたいと思

ます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 精査した結果が2名減って360万、中学校が1名ふえて240万と。この辺のところの詳しい、金額的に大分差があるのですがそういうものなんですか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えをいたします。

中身については、単価も違っておったりしますので、そのところで違っているというふうには私は理解しておりますので、ご理解願いたいと思います。

〔「教育委員会で」と言う者あり〕

○芳賀美恵子学校教育課長 教育委員会で理解しておりますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○11番 山内 政議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、一般補正の24ページと、それにかかわる一般補正15ページ、只見川電源開発関係ですね。これについて質問をしたいと思います。

24ページのさゆり荘の建てかえ計画、これ、策定委託料が減額ということでございますが、そこでまず、私はこういう事業をするに当たって、今回の説明の中では事業費が8億円と、それにかかわる附帯工事も4,630万円と。合計8億5,000万ぐらいの事業費でございます。ただ、これ以外に今までのレッドゾーンに建てられているので建てかえたいというのが主な要因のようでございますが、そうすると、レッドゾーンに建てられている現在の解体費用もかかるでしょうし、どういうふうにするのかわかりませんが、とにかく、そういうものを含めると10億円ぐらいの事業費になるのかなと私は思います。それで、まずは、その10億円からの事業費の返済計画というか、どういう資金でもって建てられるのか、まずお尋ねします。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 答えいたします。

今、議員おただしの部分は、財源をどうするのかというようなことかと思っておりますので、こちらをご説明をさせていただきます。

まず、財源につきましては、一つは県の補助金でございます。新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業補助金というのがございます。一つにはそちらの補助金を当てたいと、残りの部分

につきましては、起債、過疎債で充てたい。あと、一般財源というようなことで考えております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 この前の説明の中では、只見川電源開発の何か資金があるというような説明があったんですが、どうなんですか、それは。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 ちょっと説明が不足しまして、大変失礼をいたしました。

先ほど申しあげました県の補助金というのは、今おただしにありましたように、只見川電源流域振興協議会の加盟町村に対して補助する県の補助金というようなことでご理解をいただければと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、10億近い工事費だけれども、その県の補助ですか、これは幾らぐらいになるわけですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えいたします。

ただいまの県の補助金につきましては、それぞれ5カ年計画というような中で、それぞれ構成市町村が要望を出しまして調整したものがございます。それが平成27年から31年度の5カ年計画の中に要望をしておる部分でございますが、今のところ、平成30年度の設計の業務委託料でございますが、こちらのほうで補助金額で600万円、それから平成31年度の本体工事、こちらで1億3,300万円ということで予定をしておりますが、この補助金については、単年度ごとに補助申請をして県の審査を受けた上で額が確定するというようなことになっておりますので、ただいま申しあげました数字については上限の数字というふうに理解をしております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、県の補助金なるものは1億3,000万ぐらいなんですが、それでは残りの8億円近いものはどうするんですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 残りの部分につきましては、起債あるいは一般財源というようなことで考えております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、まずお尋ねしたいのは、只見川電源開発の県の補助金

というのは、これは確実に、この前の説明だと順番が回ってきているから多分当てはまるのかなというような説明だったのですが、本当にこれ100%大丈夫なんですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えさせていただきます。

ただいまの平成31年度までの事業計画につきましては、構成市町村内で毎年総会なりをしておりまして確認をしている内容ということでございますので、そこまでにつきましては、先ほど申し上げましたように、上限ということで確定をしているというふうに理解をしております。

あともう一つ、先ほど私、補助金の上限額ということで申し上げましたが、ちょっと言い間違いがあったのかもしれないので、もう一度金額だけお話をさせていただきます。

平成30年度が600万円、それから、平成31年度が1億330万円ということで、もしかしたらこちらのほう、言い間違いがありましたかと思いますが、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、これ大変な借金をしなければならないという事業だと思います。私は、県の補助金が7割ぐらいあって、7億円ぐらいの補助が出てくるのかなと思ったんですが、そうすると、大体8億円からの負債、これ、民間的に我々が考えれば8億円からの借金を返すといったら、当然、民間だったら銀行あたりから借り入れするしかないんです。8億円の借金となると、大体1億円借りたとすれば毎月100万ぐらいの返済をしなければならないという、一般民間の考え方はですよ。そうすると、8億円からというのは、返済の性質が違いますが、銀行から借りたとすれば民間だったら800万から毎月返済、そういうような事業ですよ、これは。

そこで、それでは一つ質問を変えますが、例えばこれを完成させて指定管理者なるものを選定してやるということだと思っておりますが、その指定管理者はどういうふうにして選定しますか、このあと。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 少し誤解のないように、私のほうで補足して、まず説明をさせていただきたいと思っております。

先日の議員懇談会で、今、基本計画を策定しておりますと、その中でコンセプトなり、一定の面積なり、客室が幾らだとか、宴会場がどうだとか、そういった基本的な計画をまずお示しすることが必要だろうと思ってやっております。

その中で必ず、一体幾らかかるんだという話になりますので、過去のデータ、今回の場合は新しいさゆり荘の場合は、先ほど言ったコンセプト上からいけば2,000平米以下という一つの面積の上限をお示しして計画しておりますということです。

それを仮に2,000平米に当てはめた場合に、過去の平米40万という参考的な資料に基づいて計算すれば8億程度の建物の事業費になりますよねということ、まずお示ししている段階でございます。

実際には、従来からいろいろなご意見をいただいたことで基本計画の見直しをしたり、前回は言いましたけれども、実際には、来年度、実施設計を組む段階で、設計高といいますか、そこで初めて8億円と示したことが正しかったのか、あるいはまた上回るのか、そこは8億円がひとり歩きしないで、今そういう作業の途中ですよということだけは、まず、ご理解をいただきたいと思っております。

8億円という一つの議員懇談会でお示ししましたので、その中で私たちが考えているのは、只見川電源流域、事業計画は10年スパンでやっていますので、すばつと言えないのですが、おおむね単年度で1億300万の、そこは県との協議で現在のところ採択をいただいているので、同じリズムで2カ年間想定すれば、県の補助金は2億円程度は採択見込みがあるということで、今、お示ししています。

そうすれば、8億引く2億ですので、残りが6億という数字になります。これについては、過疎債を充てたいというふうを考えております。

過疎債というのは、毎年いろいろな事業で組み入れております。それは町全体として起債計画をきちんとつくって、返済計画をつくって、そこに当てはまる分だけきちんと整理をしております、一応、過疎の起債の場合には償還の70%は交付税として戻ってくるということになりますので、確かに市中銀行から借りた、いわゆる元金の計画をすれば、今、8番議員さんが申し上げた一月800万とかそういうふうになろうかと思いますが、地方公共団体と国の起債の認可をいただいた場合には、そういう理詰めにはならなくて、全体の起債計画の中できちんと我々も、ずっと合併以来、幾ら借り入れがあつて、実際には基金が幾らあつてと、いつも賢太郎さん、そこをご質問なさるので、その町の全体の枠の中で我々は財政運用したいと、まずそこは考えておりますので、単純に銀行から8億借金して、こうじゃないかと、そういうことではないということだけはご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 それでは、私から。指定管理のご質問がございました。指定管理

につきましては、今そのほかの施設でもやっておりますとおり、公募をして選考したいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 副町長さんの説明は大体わかったのですが、そうならば、指定管理者の選定が大変難しい。これ、一般民間までも公募するというのはちょっとどうかなど。これだけつくってくれて、さあそれではやってください。これはもう誰でも手を挙げますよ。その返済がないんだから。だとすれば、完成したときの指定管理者は町100%の第三セクターですか、それに任せるべきであって、一般公募なんていうのはとんでもないですよ。どうですか、それ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

町のいろいろな公共施設、いろいろですよ。地域であったり、例えば広域的な集会所とかすごく幅広いですよ。今度、営業です。評価委員会の中でも民間的な要素も入れなさいと、そういうようなこともいただいています。町は、そういう意味では、スキー場なんかは利益とか、スキー場単体で考えればそれこそこれ以上の施設ですよ。ですから、それは応募されるかどうかそれはわかりませんが、そういう施設の中で応募されるというような、町はある程度プレゼンテーションを受けますから、審査は当然しますから、ただ受けた人が全部該当しちゃってその人に任せるわけじゃないですから。そこは、町は責任ある選択をしなければなりません。そういう意味ではある一定の幅も持たせた中で、そこを本当に活用していただける指定管理者を選ぶということが町としては原則だと、そのように思っています。そういう意味で、そこは慎重に対応はしていかなければならないことは確かですけども、そういう意味で、これからは今までやってきたようなことをまず原則として捉えて、町はそういうことで指定管理を求めたいと、そのように考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 今の町長さんの話もわかったのですが、ただ、今回のこのさゆり荘を建てかえて、10億、もう一つ、その総額、もっと、8億と今説明してるけども、それ、もうちょっとふえるのかな、さっきも言った解体とか何かがあるわけだから。

そのことと、もう一つは、これだけの投資をして民間に委託したんでは、ちょっと何ていうのかな、不公平というか、余りにもこれは問題があると。だから、この指定管理は、ここはもう既に町100%の指定管理者にやらせるという、最初から取り決めておかないと、一般誰でも

後から公募できますよでは、私はこれ、賛成するわけにいかないんですよ。そうじゃないですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

まず、最初の質問。ここを議員がレッドゾーンだから建てかえなきゃなんないというような、おっしゃられましたけれども、これは違いますよ。レッドゾーンにはたまたまなっちゃったんです。もともとそういう地形だったことは確かですけどもね。建てかえようと思って計画しました。ところが今度はレッドゾーンに県のほうから指定を受けたということなんで、その流れが全然違います。基本的な部分が違います。

そういうことで、以前からこの建てかえの計画はしていたんです。そういうことで電源流域のいろいろな調整の中で、南会津町はこのさゆり荘の建てかえをしたいから、財源を我々のところにこの年次には当てはめてくださいと、そういう調整をしてきたんですよ。そういうことで財源は、まず、求めました。

その計画の中で今回のこの計画になったわけでありまして、指定管理でありますけれども、いろいろありますよ。スキー場から、それこそ、きらら289にしても、何にしても、それは、やはりそういう基準をここだけは枠をはめるということは、私は今はそういう考えはございません。やはり、今までと同じようなことでやっていかないと、基本的には、私はだめだと思うのですよ。

ただ、今もう一つ、会津高原リゾートの話も皆さん方に話をさせてもらっているんですけども、やはりこれからの将来、南会津町としての将来を考えたときに、第三セクター、これをもう少し体力強化する必要があるだろうと。そういう中でこれまでも説明させていただきましたけれども、リゾートの改革をして、そして、みなみやま観光もあります。それはいろいろございますけれども、まず、そういう統合を図ると。そうした中で、いろいろな課題がございますから、それで全て解決できるわけではございませんけれども、やはりそうした、まずは町としての体制を整えないと、そういうことをやらせたくてもやれない。ですから、そのやる準備をしたいということもひとつありますから、ここも含めて、そういうことを将来念頭に置いたさゆり荘の建てかえであったり、第三セクターの整備であったり、そういうことは町はしていきたいということでございますので、それはいろいろやり方はこれからまた皆様方と協議させていただきますけれども、そういうこと、基本にあるということだけご理解願いたいと思うのですよ。ですから、そういう意味でのこの計画なので、ぜひその点をご理解いただきたいと思います。

ますし、きのうも一般質問の中でもありましたけれども、これからまだ説明不足の点があれば町としては精いっぱい皆様方に理解いただくように説明をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 まだまだ、これ、この前も登志一議員が資料不足だというようなことで、いずれ、これはもうちょっと、この前の全員協議会あたりの説明だけでなく、この問題に対してやはり我々もう少し相談しなきゃなんないじゃないかなと思っています。

それと、さっきの一つ、ほら、解体するのかどうか、レッドゾーンなんだからあれはやはり取り壊さなきゃなんないでしょう。そういうことを、それも事業資金として最初から入れなきゃなんないんだよ。その辺どうですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

今のご質問も先日の議員懇談会でもそういうご意見ございました。そのときに私が実際に、ことしを起点に言えば、来年実施設計ができ上がって、そのあと2カ年間かかりますから、あと3年半の期間あります。今、事業費が本当にお示しするとそれがひとり歩きしちゃうので、まだ解体費用が3年半後の単価でどうなるかということは我々も推定できないので、ただ、ことしの単価で平米数わかっていますから、それを示せと言えばそれは示せますので、そういうことも含めて昨日議会のほうにも我々が今説明している以外の不足する資料云々の取りまとめをお願いいたしましたので、前回議員懇談会でお示しした以外の全体計画にかかわる部分について、我々もどういう資料を用いてご理解をいただくことがベストなのか、あるいは議会側からもこういうものが欲しい、両方マッチングしながら、また議員懇談会で我々説明させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 これまでのあれは、あくまでも素案であるということで、まだまだこの先検討の余地があるということは理解しました。

それで、この前の説明の中では1泊1人1万2,000円から1万3,000円、この設定だな。この辺、本当に問題があると思います。今一番はやっているのは、6,800円とか7,800円とかというそういう低額料金で設定しているところが今一番はやっているんですよ。そこにばかり集中しちゃう。あと、本当に1泊3万とか4万とかという、そういうところが生き延びて、この中間、1万2,000円、1万3,000円なんていう、この設定料金というところが一番、何ていう

か、苦しんでいるのですね。入らないんですよ。そういうことで、私は、公共事業的な事業なんだから、7,800円にしろとかそういうことは言えませんが、せめて我々が1泊すれば1万で泊まったなというような、1万円以内ぐらいの設定にしないとこういう事業というのは成功しないと私は思いますが、その辺どうですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、私どもも、日本全体、観光業をやったときにすばらしく安いかすばらしく高いか、ここが一番集客力が高いというふうに認識しておりまして、中間層の部分が一番弱いというふうに思っております。

先日、南郷総合支所のほうで現在持っている収支計画書の説明をされたというふうに聞いております。全体の部屋数、泊まれる人数、単価かけて収益やれば当然、損益分岐点が出るので、その計算が最初から赤字であれば、先ほどの指定管理の公募ではないですけども、6,000円単価でやったときに、これは赤字になるよねとなったときに、公募制にしても誰も手を挙げないと思います。

ですから、黒字の計画をする現在の損益分岐点の計算をした場合に、お示した現在のコンサルさんの計画が1万2,000円の単価になっていると思っております。だから、今、南郷地域に必要な施設云々で、現在試算している段階でございますので、今、賢太郎議員からご指摘受けたのは当然のことだと思っておりますので、いわゆる公共の宿としての単価が一番求められるのは何なのか、イコール、それを損益分岐点に掲げたときにどういった単価設定が適切なのか。当然そこは両方検討しなくちゃいけないというふうに思っておりますので、我々もその部分についてはさらなる精査を進めてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思いません。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。それでは、この先、このさゆり荘の問題はもう少しやはり皆さんで慎重に検討すべきだと思いますので、そういう会合を開いていただけるようご配慮をお願いします。

○五十嵐 司議長 それでは、ほかに質疑ありますか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私のほうから2つほど、一般補正23の林業振興費の19負担金についてと、一般補正29の3財産管理費の需用費についてでございます。

一般補正の23でございますが、林業振興費の負担金、補助及び交付金ということで、先ほどの質問の中で内容的には説明がございまして、「木の町」をPRするに当たって、大変いいことなので頑張してほしいなという点にはありましたが、実際この補助金ですが、私としては、まず、先を見込んでのPRでございますが、現時点のことを言わせていただきますと、森林組合にこの負担金が回るのかなという予想をしておりました。と申しますのは、森林組合は今回間伐の搬出に関しまして、ことし、個人と事業者に対しまして月の搬入を制限して積算をしております。積算をするということは、年間を通して積算をしているということでございますが、今12月になりまして、お金がないということで、その搬入する方々が搬入できないという現状になっております。この師走になりまして、「わあ、この木を持っていけば商品券をもらえるんだな」と言っていた人が当てにならないという現状になっております。そうした中で、確かにこの将来を考えての「木の町」PRはいいんですが、もともとその事業も町が主体となってやっていたわけがございまして、やはりそれも木に関することでございます。木のイメージでございます。そうした中で、その搬入のできない方に対しての補助金というのですかね、そういった考えを町長、お聞かせ願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

森のエネルギーに関しましては、現在のところ、森林組合が窓口になりまして進めておるんですが、29年度につきましては昨日の訓正議員の一般質問の中でもありましたとおり、約400立米ぐらいは集まっているんですが、ただ、町といたしましては、当然、町も補助金は支出するわけがございまして、ただ、森林組合のほうからある程度、申請といいますか、それが上がってきて初めて町のほうとしては補助金を出すというようなことでございますので、恐らく森林組合のほうの事務もちょっとおこなっているのではないかなと考えておりますが、なるべく早目に森林組合のほうにも手続してもらうように、私のほうからも要請してまいりたいと思うのです。せっかく搬入者がいるわけですから、できるだけ早目にお支払いできるような、そういう体制を森林組合とちょっと協議させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、今私の話したことはもう既におわかりだということですのでよろしいのですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

農林課といたしましては、特に搬入する方が詰まってお金がもらえないという、そういう状況は全然私のほうは把握していませんでしたので、早速森林組合のほうにその辺の事情を確認いたしまして、対処いたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 本当に、年間を通して積算をして、ことしは制限をしている。1カ月以内にあなたは、個人の方は、何立方でしたっけ、ちょっと数字はわかりませんが、しか納められませんよというふうにやりながら、この時点にきてお金が足りない、金がないという事態のその積算の仕方というのですか、経営の仕方というのですかね、お金が足りなくなったから町が出すんじゃないくて、やはりそもそもの経営の仕方をもっと町が介入して、しっかりしたものにしないと、せっかく木を主体とした町とうたい文句をしている以上は、ぜひそういった指導を受けながら、そういった関係者に迷惑をかけないように進んでいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

そういう状況になっていること、迷惑をかけているということは本当に申しわけない事態だと思っております。以前もこのような話がありまして、ただ、手続上で、持ち込みされた、申請されたらと、その補助金の支給といいますか、その時期がずれたということもございまして、また今度、いろいろ、この計画ってなかなか、やられると、町に計画を出してやられるっていうことじゃなくって、やったから持ってきたということになるので、やはりそこら辺のちょっとしたずれだと、そういうふうにも認識しております。

しかし、そういうことのないように、できるだけスムーズにこの事業を執行できるように、町としてやるのが責任だと思いますので、その辺はもう少し、今の実情を課長も調査して、そして対応したいと、そのようなことでもございますので、そういうことのないように、今後気をつけながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私がひっかかるのは、年間を通して積算をしたという、積算をして制限を設けたといったものに対しての経営の仕方でもございますので、よろしくご指導のほうお願ひしたいと思います。

続いて、一般補正29ページの財産管理費、3需用費でございます。旧檜沢中学校管理関係で光熱水費で148万という金額が挙がっているんですが、これの使い道は光熱費なのですが、旧

檜沢中学校に今ごろになってこの補正額があがるというのは、こういった施設の利用をされての光熱費なのか教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

当初予算の段階では、檜沢小学校の中に計上しておりました。檜沢中学校は利用はしていないというような認識でいらっしゃるかと思うのですが、体育館の解放とかもしておりまして、実際に維持費の水道代、電気代はかかっております。

この内訳を申しますと、電気代について約140万、水道代に対して約8万です。それで148万円になっておりまして、今回内部で相談して、檜沢小学校の中も精査しまして、檜沢中学校の基本的なものが精査した結果、この電気代と水道代がかかるということで新たな項目を設けさせていただいて、今回計上した内容であります。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今、中学校の体育館利用は本当に頻繁にいろいろな団体が使われているのはわかるのですが、体育館という言い方をされたのですが、そうしますと、うるさく言いますと、中学校の本体部分、教室部分の電気料は契約をしていないという言い方でいいんですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 これは、電気代については基本料がデマンドというような言葉で理解されているようなのですが、ある一定以上の分については、その実績に対して払わなくちゃいけないという決まりがあるそうです。それで、その分についてちょっと理解不足でもありましたが、その分を今回加味しまして精査いたしました。それで増になりましたので、理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 課長の答弁ですと、理解不足だったという言い方でございますが、理解不足ということは、教育長、どういう指導をされているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 そういう点について、本当は十分に理解しながら予算等を組み立てて執行していくというのが大事ななというふうに思っています。その点につきましては、大変指導不足で申しわけありませんでした。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そちらのほうはあれですが、冗談だったんですが、なぜ言うかという
と、今言ったように、見積もりの仕方が間違えた、当然間違いがあつてしかりなんでしょうが、
ただ、この学校教育関係を、小学校、中学校を見ますと、教育委員会次第で現場の先生方は大
変な部分もあるわけでございますよ。特に、教育長は元先生でございますので、その辺の部分
のお金に関しては学校は大変だなというのはよくご存じかと思ひます。そうした中で、もっと
早目に、今ごろになって補正かけて「いや、実はこうだったんです」ではなくて、すかさず6
月、9月もあつたわけでございますから、早目にこういったものをしないと、ここは空き校舎
で体育館は一般人であつたり地域の方が使つてるので、それほどはないのかもしれませんが、ただ、
こういったことがほかの学校にも影響すると現場が困るということでございますので、ぜひそ
このところは含めて、教育長、しっかりと見据えてお願いしたいと思ひますが。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 議員おただしのとおりで、しっかりとその点を見据えていきたいというふ
うに考えております。なお、各学校の予算に関しましては、大変、各学校に協力をいただきま
して、十分に各校で精査したものを教育委員会のほうに提出していただいて、それにつきまし
ても十分教育委員会の中で精査をして、予算化して、執行しているというふうに思つておりま
すので、今回檜沢中学校さんは申しわけありませんでしたが、そのような校内での精査が十分
できない状況にありましたので、大変申しわけなかったなというふうに思つております。なお、
教育委員会としましても、十分に子供たちの教育環境や、先生方が教育に取り組めるよう支援
していきたいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今回は檜沢中学校がこういうふうになつてきたわけでございますが、
本当に、これからこういった、町としても公共施設のこれからの計画があるわけで、これをい
い機会に、ぜひそういった施設もこれにならないように、皆さん気をつけて精査をお願いして
質問を終わりたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 議員の皆様にお伺ひしますけれども、これから質疑を予定されている方は
おられますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 わかりました。

それでは、暫時休議します。

昼食休憩といたします。

午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開き、質疑を続けます。

質疑はありませんか。

2 番、森秀一君。

○2 番 森 秀一議員 質問は 1 点になります。

給料、職員手当、共済費、これ全般的な内容で質問したいと思いますが、先ほど議案88号で、職員の給与等について可決されました。それに関連しての補正だと思っておりますが、その中で、私の思っていた内容からしますと、給料等については春に人事関係があつて、人員配置の中から補正される、そして補助金等の組み替えによって補正されるというような思い、大きな補正についてはそういう思いを持っているのですが、それらについては6月、9月で終わっているのかなという、そのような中で、今回の補正については、給料については1,000万を超えるような金額が提案されていると。また、さらに、減額されている。今回の88号では増額ということをやっているものですから、私の思っていたところでは少額ながらも全部増額の補正がされているのかなという思いがあつたのですが、減額の補正をされている部分もかなりの数があるというようなことで、これらの事情についてちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げます。

今回の補正、人件費に関する補正は大きく分けますと2つになります。1つ目は昨年の3月時点で編成をした当初予算。ですから、前の年の人員配置でもって新しい年度の予算の配分をしております。それが、今、議員から、6月とか9月で補正されるものというふうに理解しているということだったので、例年12月の、この人件費の関係が出てくるものですから、あわせて補正をするということで動いておりますので、その分が大きくなります。

例えば、給与の低い職員にかわつて給与の高い担当者が配置されれば、その間においては上がつたり、または逆に下がつたりということになります。また、人事異動によって増強され

る課があればふえる分もあるし、減らされる課があれば減る分もあるというような、大きな要因としてはそれが1点目でございます。

もう一つが、今回の人事院勧告に基づき、先ほどご決議いただきました給与ベースのアップ、期末手当のアップ、そういったものが加味されまして今回補正予算に至っておりますので、議員がおっしゃられたように、科目によっては1,000万を超えるプラス要因があったりマイナス要因があったりと、特に農業関係の農林水産業費ですが、出てまいります、それはそのような理由でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○2番 森 秀一議員 了解です。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 私からは1点についてお尋ねしたいと思います。

一般補正の15ページ、10の自治振興費、負担金、補助及び交付金の中の集落応援交付金。各集落にとってはこの応援交付金というのは、活力の出る集落にしたいということで非常に有効な交付金なんです、131万円の減額ということで、その中身はどのようなになっているのでしょうかということです。お願いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

集落応援交付金につきましては、年度当初で実施全ての見込みでやっておりましたが、現実的に申請しない地区がありまして、その分の減になります。あと、1区20万円ということなんです、限度額いっぱい申請しない地区もあります。あと、特別交付金ということで、10地区分見ていたんですが、それが4地区であったということで、相対的に減額となったということでございます。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 いや、本当ね、この減額、未申請の地区もあるということにはちょっと私からは考えられないのですが、その地域を任せられる活力ある集落にしていきたいというふうな考えのもとでは、こういう交付金は受けたほうがいいと思うのですが、未申請地区というのは何地区と言われましたっけ。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 当初見込んでいたところより申請されなかったのが、2地区ほどございました。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 その未申請の地区に対しては、町のほうから、行政側から指導などは、指導というか進言などはしているのですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

その地区にも、当然町の担当職員はおりますので、その辺を通して話をしております。ただ、地区のほうでなかなかそういったものを使って、活用して実施できるものはないということであったり、地区に集会場等がなくて維持管理費がかからないということで、未申請ということになっております。

今後とも、次年度も、なるべく活用して地域の集まりが持てるように話し合いはしていきたいと思っております。

○6番 湯田良一議員 はい、了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 1点だけ、ちょっと一般質問でも尻切れトンぼになりまして、それで、一般補正の23ページの林業振興費についてなんですけれども、大分入れかえだとか新しい事業があるとか、あるいは国会においても森林環境税を新しく創設するということが決まったということで、これからは、本当、まさに林業の予算をどうするかというのが、結構、町の課題としては大きいと思うんですけれども、この中身について私余り細かく言うつもりはないんですけれども、とりあえず県の森林環境税は一応終わると、継続的にやれば別ですけれども、その後には国のほうのあれが約600億だから、3,000万くらいは南会津町に来るのかな、今までのあれから言うと。そうすると、林業関係は、結構このモデル事業等も含めると相当な金額になると思うんです。だから、そのためには、私は、人をふやしてでもきちっとした計画をつくって、それでPDC Aをきちんと回しながら本当に腰を据えてやっていけば、多分この問題に関しては最終的には担い手がいないんだという話になると思うんです。跡継ぎいないんだよと。今から、予算もこれから決めることでしょうから、そういったことに人をふやしてでもやるんだというような予算編成に対しての考え方とか、そういうものについて、ちょっと町長に伺いたいのですけれども。林業関係、非常に大事だと思いますので。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

モデル産業化、大きな国の補助事業が、私どものその計画といたしますか、採択いただきまし

た。前々から私たちの90%生かす政策をどうするかということは大きな課題でありますし、これからも町の将来を左右する事業になってくると、私はそういうふうに思います。

これからまたいろいろ、その件に関しましては、皆さん方にきちんとしたしっかりとした説明をさせていただいて、皆さん方からもご意見をいただきたいと思いますが、そういう意味では確かに事業によって専門家といいますか、そういう人にお手伝いをいただくという、そのほうがいいというようなこともあろうかと思えます。そうしたことも含めて、事業と、それから人材と含めた中で、町としては検討していきたいと、そのように考えています。

県のほうにも要請しているのですが、県のほうが大変厳しいというような状況、もう中間ではいただいています。そういうことも含めて、いろいろ町が本当にこの部分はそういう専門家のご意見をいただいたほうがいいなということがまた検討の中で出てくれば、それはそれとして、町としてはその対応を、人材を補充するといいますか、お願いするということになるかと思えます。そういうことも含めて相対的な計画、まだ、大枠は決まっていますけれども、中の細かいところはこれからなので、その辺を踏まえた中で町としての対応を考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 よくいろいろな、町では結構町民を入れた会議いろいろやっていますけれども、そういった会に出席した人の話を聞くと、「最後に町でお金がないと言われると、我々も金がないんじゃないしょうがねえなと諦めちゃうんだよ」という話、よく聞くわけなんですよ。ですから、もし町のほうでも金がないということであれば、「町民からこういう意見も出たんだけど金がねえんだ」ということであれば、我々議会が「じゃ、この予算は削って、こっちのほうに回したほうが町全体としてはいいんじゃないか」というようなことも提案できるかと思うので、今回のモデル事業についても、さまざまな問題が出てくると思いますがけれども、何かあれば、「今、こういった会議やっていて、こういった課題が出ているんだ。これについて議会のほうではどう思うんだ」というような資料等を出して、議会でも提案してくれというような行動を起こしてもらいたいと思うのですけれども、この件については。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

事業をやるためにお金がないというようなことは、やはり私たちの責任だと思っています。執行部のね。ですから、やりたいことが本当にあるならば、やはりそれはどんなことでもいろいろ努力して、工夫して、捻出して、その事業を進めるということ。それが町のため、地域の

ためでありますから、その辺は、予算やっていた以上ちょっと不足したということはあるかもしれませんが、それを事業やりたいというときに金がないじゃなくて、金を、財源を得るための努力は私たちの責任だと思っていますので、それは精いっぱい努めていきたいと、そういう覚悟でやっていきたいと思っていますので、ぜひ皆様方にもご支援をお願いしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ぜひ、じゃ、その断り文句的な、お金がないという言葉は、ぜひ、町長のほうから職員にも少しこういうことは言うなよと言っておいていただきたいと。以上です。町民からよく聞くのは、そういう話を聞くものですから、私から言わせると、金は引っ張り出せばどこにでもあると思っていますので。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第98号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第99号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第100号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第101号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第102号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開の放送は5分前に流します。よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時37分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど、議員派遣の件、各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にすることに決定しました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 貝 田 美 郎

署名議員 室 井 嘉 吉